

# 苦小牧駒澤大学紀要

## 第16号

龍宮門ノート・二 ..... 林 晃 平 ..... 1  
—浦島伝説のイメージ形成を視点として—

封建時代における嫁の地位 ..... 高 嶋 めぐみ ..... 19  
—文学が描く嫁像—

---

兄玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘(3) ..... 植 木 哲 也 ..... ( 1)  
—大後頭孔の「人為的」損傷—

オリンピック憲章に規定されるオリンピック理念 ..... 永 石 啓 高 ..... ( 37)

保険医療材料制度改革の動向と原価計算の課題 ..... 川 島 和 浩 ..... ( 75)

授業における問題行動の ..... セス・ユージン・セルバンテス ..... (101)  
—考察：仲裁への試み(1)—

苦小牧駒澤大学

2006年11月

# BULLETIN OF TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

Vol.16

|                                                                                                    |                          |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------|
| Notes on the Research into the Ryuguu-mon ; Through the Image<br>of Urashima Legend (Part 2) ..... | HAYASHI Kouhei .....     | 1     |
| A Study on the Social Position of Married Woman in Fuedal Japan<br>.....                           | TAKASHIMA Megumi.....    | 19    |
| <hr/> ◇ <hr/>                                                                                      |                          |       |
| Notes on the Excavations of Ainu Skulls by Kodama Sakuzaemon (Part 3) :                            |                          |       |
| 'Artificial' Injuries of Foramen Magnum .....                                                      | UEKI Tetsuya .....       | ( 1)  |
| Olympism : The Purpose of the Olympic Idea Prescribed<br>in The Olympic Charter.....               | NAGAISHI Hirotaka .....  | ( 37) |
| Trends of the Insurance Medical Material System Reform<br>and the Problem of Costing.....          | KAWASHIMA Kazuhiro ..... | ( 75) |
| A Critical Look at Troublesome Behavior in the Classroom:<br>A Plan for Intervention (Part 1)..... | Seth E. CERVANTES .....  | (101) |

TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

November 2006

苫小牧駒澤大学紀要第16号 (2006年11月30日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 16, 30 November 2006

# 児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘(3)

－大後頭孔の「人為的」損傷－

Notes on the Excavations of Ainu Skulls by Kodama Sakuzaemon (Part 3):  
'Artificial' Injuries of Foramen Magnum

植 木 哲 也  
UEKI Tetsuya

キーワード：小金井良精 清野謙次 脳髄 墓 齧歯類

## ABSTRACT

In the third part of our notes on Kodama's excavations we will scrutinize the 'so-called' problem of artificial injuries of Ainu skulls. Scholars found some injuries on the margins of foramen magnum. Kodama insisted that they had been made artificially by the Ainus themselves to make a kind of secret medicine and resulted from an old custom inherited from the Stone Age. Near the end of his life he suddenly changed his view and asserted that the injuries had been made by the gnawing of small animals.

## 「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（1）；背景と概要」<sup>1</sup>

- 1 はじめに
- 2 墓地発掘の背景
- 3 アイヌ墓地の発掘調査
- 4 発掘人骨数

## 「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（2）；研究の諸問題」<sup>2</sup>

- 5 研究の概要
  - 5-1 北大解剖学教室
  - 5-2 児玉作左衛門によるアイヌ研究の概要
  - 5-3 頭骨の計測
  - 5-4 発育異常の研究
  - 5-5 「人種的分類」の問題
- 6 研究成果の公表
  - 6-1 学術振興会第八小委員会の報告
  - 6-2 北大解剖学教室関係者の学会発表
  - 6-3 専門誌の創刊

## 7 「人為的傷損」の研究

- 7-1 頭骨の損傷への注目
  - 7-1-1 欧米の研究者たち

最初の墓地発掘を報告した1936年の論文から晩年の1970年の著書まで、児玉作左衛門が一貫して関心を持ち続けたテーマは、アイヌ頭骨の「人為的」損傷に関する問題だった。このテーマも頭骨の計測と同様に、

---

<sup>1</sup> 『苫小牧駒澤大学紀要』第14号、2005年、1-27

<sup>2</sup> 『苫小牧駒澤大学紀要』第15号、2006年、(119) - (152)

アイヌ頭骨への注目とはほぼ同時期から欧米の研究者によって指摘され、論じられ続けてきた。

噴火湾西岸から出土したアイヌ頭骨を最初に研究したジョージ・バスクは、すでに損傷の存在に気づいていたが、その原因には言及しなかった。最初にこの問題を詳しく取り上げたのは、ポーランドの人類学者コペルニッキーである。彼は1881年に樺太アイヌ頭骨8個のうち5個の大後頭孔に損傷を発見し、医薬を得るために人為的につくられた傷であると推測した。その実行者については不明としたが、傷口に錫が付着していたことから、ブリキの鋸が用いられたと考えた。彼はさらに12体の樺太アイヌを調べ、6個に同様な「人為的」損傷を発見した（1886年）。

一方ドイツ人のルドルフ・フィルヒョウは、アイヌだけでなくゴルヂ族の頭骨にも同様の傷を発見した。さらにアイヌと無関係と考えられるドイツのブランデンブルクで発見された頭骨にも同様の損傷がみられたことから、彼はこれをヴァンパイア伝説と結びつけ、吸血鬼とされた人間を死後墓から掘り出し頭を切り取る習慣があったことを指摘した。

その後も、タレネツキーやモンタンドンらが樺太アイヌや北海道アイヌの頭骨に同様の損傷を発見し、その原因について論じ続けた。大後頭孔の拡大が誰によって何を目的として付けられたものなのか、統一的な見解はなかったが、傷が人為的であることを完全に否定する者はなかった<sup>3</sup>（小金井1888a、児玉1939、2-8）。

## 7-1-2 小金井良精の説

日本でアイヌ頭骨の損傷を最初に取り上げたのは、小金井良精である。彼は坪井正五郎との北海道旅行の前後から、この問題を積極的に論じ始めた。一般にこの旅行は日本人の起源をめぐる論争、いわゆるコロポックル論争に決着をつけるための旅行として語られてきたが、小金井にと

---

<sup>3</sup> 児玉（1939、7）によれば、モンタンドンは傷の一部を自然的な破損とみなした

ってはむしろ頭骨損傷の問題を検討するためだった。

たとえば寺田和夫は、コロボックル論争の文脈で二人の旅行を取り上げ、こう解説している。「坪井は翌明治二一年夏、小金井良精とともに北海道へ旅し、石器時代文化は非アイヌのものであるという信念をますます固めた。皮肉なことに、いっしょに旅行した小金井は、北海道石器時代人はアイヌであるという考えに」傾いた。「こうして、コロボックル対アイヌ説は、坪井対小金井の両横綱の論争へと変ってゆくのである」(寺田1975、55-6)。あるいは坂野徹も「コロボックル論争の展開」と題した一節でこの旅行に言及し、「この北海道での調査から、坪井と小金井の二人は相反する結論を導き出すことになる」と説明している(坂野2005、86-7)。どちらの場合も、二人は先住民族論争に決着を付けるために北海道へ旅行したが、むしろ自説に確信を深め、ますます対立を深めていく、という形で解説されているのである。

当時の人類学界の関心が日本人の起源をめぐる問題にあり、各地の竪穴遺跡の居住者をめぐってコロボックル説を支持する坪井正五郎と、これに反対する白井光太郎らが激しい議論のやり取りをしていたことも事実である。したがって、この論争が坪井と小金井に北海道旅行を促した理由の一部だったことは否定できない。しかし、少なくとも小金井については、彼の最大の関心はこの問題にはなかった。彼はすでに欧米の研究者の議論からアイヌ頭骨の損傷の問題に注目し、これを自分の眼で確かめるために北海道に出かけたと考えられるのである。

その理由は、旅行の直前と直後に小金井が行なった講演の内容にある。1888年2月9日の東京医学会例会で、彼は「アイヌ頭骨の毀傷痕」と題する講演を行なった。その際、実際に会場に頭骨を持ち込み、大後頭孔の損傷を聴衆に示したのである。彼はこの傷に関するフィルヒョウやコペルニッキーなど欧米の学者の諸説をひとわたり紹介した上で、「野蛮人の妄信に基き死人をして再び起たざらしむる等の目的」によって屍体

に傷をつけたのか、つまり「死人再起して生人の血液を吸ふ」というヴァンパイア伝説の如き「妄信」によるのか、また「死後埋葬に先きだちて毀傷せるものか、又は一旦発掘して毀傷し再びこれを埋裡」したのか、それらの理由は不明であり、「実に諸学の好材料なり」と述べ、聴衆に向って「此種の蔵品あらば幸に予が為に一時の借覧を許せ」と要望した（小金井1888a）。実際、彼は旅行中に旅先の医者たちから数多くのアイヌ頭骨を寄贈されたが、それはこの発言がきっかけだったと考えられる。当時の医学界のヒエラルキーの頂点に位置する帝国大学教授の一言が、北海道の地でも絶大な効果を及ぼしたと言えるだろう（天野2005、322-6）。

さらに、小金井が帰京した直後の10月に東京医学会で行なった講演も、頭骨の損傷に関するものだった。「アイノ人頭蓋骨後頭孔損傷の説」と題されたその講演の中で、彼は不明だった損傷の理由が今回の旅行でおおよそ明らかになった、と報告している。

このように旅行に出かける直前の講演も、また帰京して最初の講演も、そのテーマは頭骨の損傷問題だった。小金井の北海道旅行の第一の目的は後頭孔の損傷の問題だった、と解釈するのが妥当と言えるだろう。この問題は当時、各国の解剖学者たちの関心を集める重大なテーマの一つだったのである。

その講演の中で、小金井は以下のように論じた。これまで100個のアイヌ頭骨を調べたが、その内8個に損傷があった。その位置や形状から、損傷は頭部を屍体から切り離した後に小刀でつけられたもので、墓の様子などから埋葬後に死体を掘り出して行なったと思われる。したがって、欧米の学者が言うようにアムレット（魔よけ）を作るためでも<sup>4</sup>、ヴァ

---

<sup>4</sup> 小金井はアムレット説をコペルニッキーに帰している（小金井1888a）が、児玉によれば、これはフィルヒョウによる誤解が広まったものであって、コペルニッキーはアムレット説を否定しているという（児玉1939、34）。小金井も後の論文（Koganeil894、36）では、コペルニッキーはアムレット説を否定していると記している。

ンパイや伝説の類によるのでもない。またアイヌは死体に近寄るのを避け、墓参りの習慣もなく、闘争をしない「安穩の民」だから、彼らの仕業でもない。むしろ人脳が梅毒の薬になるという妄想にかられた「大和人」の仕業に違いない（小金井、1888b）。

小金井は後年になって旅行中の出来事について語っている。釧路で人を雇ってアイヌ人骨を発掘した際、彼らの内の一人が雑談中にアイヌの頭骨から脳髓を掻き出し、「これを食うんだが、なかなか咽を通らない」と語ったという。なぜ食べるのかと問うと、脳みそは梅毒の妙薬で医者の少ない北海道ではよく食べると答えた。これを聞いた小金井は「これだっと思はずハタと膝を打つた」。和人説の「ヒントは全くここに得た」というのである（小金井1935、63）<sup>5</sup>。

アイヌ頭骨に関する小金井の本格的な研究は、1894年に『帝国大学紀要医科』第2冊にドイツ語で発表された。その論文中でも、小金井は損傷の問題を詳しく論じ、166個の北海道アイヌ後頭骨中20個に損傷を発見したと報告している（Koganeil894、31-9）。またこの論文には、自説を確かめるために「新鮮な頭骨」を用いて実験を行なったという記述が見られる。頭骨を左手で持ち、下部を上顔面に前に向け、右手にナイフを持って、アイヌ頭骨に見られるのと同様な傷をつけることに成功したというのである。こうして、アイヌ頭骨の大後頭孔の損傷の問題は、一つの研究プログラムとして確立され、その後日本の解剖学者たちに引き継がれていく<sup>6</sup>。

### 7-1-3 清野謙次の反論

<sup>5</sup> 1888年の時点では、小金井は発掘の様子を積極的に語らなかった。40年以上たって発掘旅行の詳細を語りだしたという事実は、アイヌ研究の権力としての確立を反映しているといえるだろう。1935年にはすでに学術振興会によるアイヌ研究が動き出し、児玉作左衛門が道内各地で大量の墓地発掘を行っていた。

<sup>6</sup> 小金井以降の日本における後頭孔損傷問題の研究史については、児玉作左衛門による先行研究の説明以外には、北構保男（1985、105-14）がまとめた解説をしている。

清野謙次も、樺太で発掘したアイヌ頭骨中に5ないし6例の損傷を発見した。彼は脳髓を取り出すためという小金井の説を受け入れたが、埋葬後に墓を掘り返したという点は否定した。乱れのない墓からも損傷が見つかったことから、埋葬前にその行為は行なわれたというのである。そのやり方についても、遺体の頭部後方だけ切り離し、頸部前面はつなげたまま中身を取り出した、と主張した。

清野はまた樺太アイヌだけでなく樺太の貝塚人骨にも同様の損傷を発見した。しかもアイヌと日本人との接触が多くなる金属器時代より、むしろ時代をさかのぼった石器時代人骨に数多く見つかった。これらのことから清野は小金井の和人説を否定し、脳髓を取り出す「風習」は「樺太アイヌの古俗」に他ならないと主張した。樺太ローレの墳墓では、木棺の合わせ目が封鎖され、死体を覆っている布類が少しも動いていない状態で損傷が発見された。したがって、「此手術はやはりアイヌ自身が〔埋葬前に〕行ったものと見るのが至当である」。

しかし、この「風習」の起源については、「此迷信がアイヌ自身に発して居るものか或は日本人の迷信がアイヌに伝はったものであるか知り難い」とした。とはいえ、日本人の迷信に端を発するものとしても、樺太アイヌはいまや結核と梅毒の蔓延で絶滅に瀕しているのだから、アイヌ自身の手で医薬の採取が行われても「無理もない」ことだと付言した（清野1943、249-51）。

大後頭孔の損傷は、清野謙次によって石器時代人の「古俗」とみなされ、「原始性」の残存を意味することになったのである。

#### 7-1-4 河野広道の文献解釈

河野広道は形質人類学者たちの議論に文献学的な検討を加えた。彼は1931年の論文で清野謙次の説明をそのまま引用し、「以上の如く清野氏の報告によれば、手術は明かにアイヌ人自身によって、埋葬前に行はれ

たものである」と述べ、当初からアイヌ説を支持した。その上で、「古代アイヌ人は何故に死体にかゝる手術を施し脳漿を取り去ったのであろうか」を問題にし、この疑問を解くためには、頭骨や墓の状態を検討するだけでなく、「アイヌ民族の古代に於ける葬に関する習慣を明らかにすることが最も重要である」、と主張した（河野1931）。

河野が取り上げたのは、近藤重蔵と間宮林蔵の報告である。近藤重蔵は文化元年（1804年）の『辺要分界図考』で、樺太アイヌが刃物で死者の内臓を取り出し、死体を洗淨した後、30日から3年にわたって乾燥させる風習があることを報告していた。また文化5年（1808年）の調査にもとづいて間宮林蔵が口述した『北蝦夷図説』（安政2年、1855年）には、同じ樺太アイヌが死者の腸を取り出し、水で清め日干しにし、1年かけて腐敗を防いだと記されていた。

このことから河野は、「カラフトアイヌには死後埋葬迄数十日或は数年間の長日月に亘って死体を半ミイラの状態にして置く風習があった」とし、後頭孔の損傷は死体の腐敗を防ぐために脳漿を取り除く際についたものだとして結論した。ミイラ化の習慣が北海道アイヌで確認できない点については、樺太アイヌの風習が北海道に渡来したか、あるいはアイヌ全体の風習だったものが北海道で消滅したものと推測した。

河野は歴史的資料による「風習」の検討という視点を議論に付け加えたが、それ以上に注目すべきなのは、「誰が」ではなく、「何のために」行なわれたかが、議論の主題となった点である。「施術者」がアイヌであることは、もはや問われるべき問題ではなく、すでに清野によって解決済みの前提として扱われたのである。

## 7-1-5 和人頭骨の損傷跡

小金井の和人説は清野によって否定され、時代を経るにしたがってアイヌ説が受け入れられていった。しかし和人説を支持する議論がまった

くなかったわけではない。和人の頭骨にも同様な傷跡が認められるという報告は、かなり早い時期に提出されていた。

小金井の講演から5年後の1893年、鈴木文太郎は『東京医学会雑誌』に論文を発表し、金沢の第四高等学校医学部解剖学教室が保存する頭骨に、コペルニッキーや小金井が問題にしたのと同様の傷が認められることを報告した（鈴木1893）。その頭骨は解剖学教室の助教授飯森益太郎が金沢近郊で得たものであり、「日本人」のものと同様と推測される。このことから、小金井の和人説の根拠がますます堅固になった、と鈴木は論じた。同趣旨の論文は1896年にも発表されている（鈴木1896）。

とはいえ、それまで「日本人」頭骨に同様な傷はまったく発見されていなかった。この点について鈴木は、法律や習慣によって厳禁されていたからだ、と説明した。それは「日本本島」の「僻地」でひそかに伝聞実験されていたが、「法規の寛大な」北海道に和人が渡航するに及んで、アイヌに対して実行されることになったというのである。

鈴木は「風習」の起源を和人にもとめたが、和人説はその後の主流にならなかった。児玉作左衛門も後に鈴木文太郎の発見を取り上げはしたが（児玉1936、38、1939、9など）、しかしもはや児玉の時代に鈴木の見解がアイヌ説を覆す反証になることはなかった。損傷が石器時代人骨からも発見され、「古代民族」の「原始的生活」と結び付けられた後になっては、「日本人」に損傷が発見されたとしても、それはもはや古代の風習に過ぎなかったのである。学者たちの関心は、いまなおこの「古俗」を残す「原始的民族」にあった。

## 7-2 児玉の損傷研究

### 7-2-1 損傷事例の分布

児玉作左衛門が発掘したアイヌ頭骨からも、数多くの「人為的」損傷が見つかった。すでに児玉は、八雲での最初の大量発掘を報告した1936

年の論文で、「人為的損傷」を取り上げている。さらに1939年には、この問題を主題とした「アイヌの頭蓋骨に於ける人為的損傷の研究」を発表する。その後晩年にいたるまで、アイヌ頭骨の損傷問題は児玉のアイヌ研究の重要なテーマであり続けた。

1939年の時点で児玉は492個のアイヌ頭骨を調べ、その114例に損傷を発見した。八雲からサハリンまでほぼすべての地域で損傷が発見され、発掘された頭骨全体に占める損傷頭骨の割合は平均して23.2%に達したが、道南の森と北千島のシュムシュ島だけは出土した頭骨に損傷が見られなかった。児玉による損傷数の一覧表を、若干の表現の修正を加えて掲載しておく（児玉1939、12）<sup>7</sup>。

アイヌ頭蓋骨と人為的損傷例数（小児を除く）

| 発掘地     | 頭蓋骨数 | 損傷例数 | %    |
|---------|------|------|------|
| 八雲      | 118  | 39   | 33.1 |
| 長万部     | 29   | 7    | 24.1 |
| 落部      | 77   | 28   | 36.4 |
| 浦幌      | 48   | 14   | 29.2 |
| 栄浜      | 34   | 5    | 14.7 |
| その他     | 116  | 21   | 18.1 |
| 計       | 422  | 114  | 27.0 |
| 損傷皆無の地方 |      |      |      |
| 森       | 42   | 0    | 0    |
| 占守      | 28   | 0    | 0    |
| 総計      | 492  | 114  | 23.2 |

<sup>7</sup> Kodama (1970, 226) では、シュムシュ島の頭骨数は30とされている。損傷例は同じく0である。

児玉は発掘地ごとに墓の位置や様子、埋葬の状態、発掘数、損傷の位置や形状などについて、写真や図を使いながら詳細に説明した。損傷例の地域的分布のほかに墓地内での分布も検討し、特定の場所に損傷例が集中することはまれで、敷地内に広く分散していると述べている。

アイヌ以外の頭骨についても、児玉は損傷の有無を検討した。北海道の石器時代人骨には事例が少なく損傷を認められなかったが、樺太の石器時代人骨には損傷が見られた。樺太アニワ湾の鈴谷貝塚で1924年に清野謙次が発掘した損傷例だけでなく、児玉自身も1938年夏に同じ場所で発掘を試み、成人骨格4、小児骨格1を得た。これを当時の豊原博物館や佐々木兵治などが保管している人骨とともに検討し、3例の大後頭孔にアイヌ頭骨とほぼ同様な傷を発見した（児玉1939、13-50）。

さらに児玉は、函館博物館に保存されているノルウェー出土の頭骨損傷を参考事例として検討し、そこにもまた眼窩や顴骨などの損傷を認めた。児玉はこの傷が動物の歯牙によるものでも、人体解剖などによるものでもないとし、**「アイヌ頭蓋骨に見られるものと全然同じものである」**として、**「人為的」**損傷の事例に他ならないと結論した。フィルヒョウら欧米の学者がすでにブランデンブルグで出土した人骨に同様の損傷を認めているので、ヨーロッパから出土しても**「怪しむに足らない事」**だというのである（児玉1939、50-1）。

## 7-2-2 墓の攪乱

こうして各地から得られた損傷事例について、児玉は埋葬姿勢や墓地内の攪乱状態、性別や年齢、損傷の形状など、さまざまな要素との関係を検討した。この中で損傷とのかかわりが予想されたのは、発掘された墓の乱れである。一般にアイヌの墓では背を下に体を伸ばした状態で死者を地中に埋葬する。ところが、発掘が行なわれた墓では、頭骨が頭の

位置になかったり下肢骨が上体の方に移動したりといったように、骨の位置が当初の埋葬位置から大幅にズレているものが見られた。位置の攪乱は骨だけでなく、しばしば副葬品にも及んだ。

こうした攪乱の出現頻度は、損傷の見られた墓の方が、そうでない墓より一般に高かった。たとえば、八雲では118の墓の16に攪乱が見られたが、そのうち8例で損傷が見つかった。損傷事例に限れば39例中8例の高率である。あるいは長万部では、損傷のない墓はすべて整然としていたが、損傷のあった墓では7例中2例に攪乱が見られた。このように落部を除くすべての地域で、損傷例の墓には高い割合で攪乱がみられた。児玉は損傷例と攪乱事例を以下のように整理している（児玉1939、61）。

頭蓋骨の損傷と墓内容攪乱の関係

|       | 損 傷 例 | 攪 乱 | 無 損 傷 例 | 攪 乱 |
|-------|-------|-----|---------|-----|
| 八 雲   | 39    | 8   | 77      | 8   |
| 長 万 部 | 7     | 2   | 22      | 0   |
| 落 部   | 28    | 8   | 27      | 12  |
| 浦 幌   | 14    | 11  | 34      | 1   |
| 内 湊   | 1     | 0   | 18      | 2   |

墓内の乱れの有無は、損傷を与えた時期を明らかにする手がかりと考えられ、児玉以前から問題にされていた。小金井良精は損傷と乱れとのつながりを指摘し、埋葬後に墓を掘り返したために墓が乱れたと考えた<sup>8</sup>。一方、清野謙次は攪乱のない墓地からも傷が見つかったことから、損傷は埋葬以前に行われたと結論し、攪乱を損傷から切り離れた。

児玉も墓地内攪乱と損傷との直接的つながりは否定した。しかし、そ

<sup>8</sup> 一方、損傷のない頭骨の墓にも攪乱が見られたことについては、小動物の侵入など自然的影響によると考えた（Koganeil894、35）。

ここに一定の関係があることは認めた。すなわち、墓の乱れは人間の行ないでなく、ネズミやモグラなどの動物の仕業だというのである。アイヌの墓は一般に浅く動物の出入りが容易である。実際、長万部では発掘中にネズミの巣が墓内で発見された。損傷例で乱れが多く見られるのは、死体を掘るために墓を開き、その後をきちんと始末しなかったため、動物が侵入しやすくなったからである。しかし、頭骨の一部に損傷を加えるだけで骨格の位置がズレることはないと考え、攪乱を損傷行為そのものと直接結びつけることはなかった（児玉1939、61-2）。

### 7-2-3 道具と方法

さらに児玉は損傷の形状について考察を加える。大部分は大後頭孔の周縁部、特に後半部が切除されていたが、時には前半部に及ぶこともあった。その切り取り方も、軽く削り取る程度から、大後頭孔が2～3倍の大きさに拡大されるほどの損傷もあった。削り方もさまざまだった。損傷の位置については、八雲ユーラップでは大後頭孔に限られていたが、他の地域、たとえば長万部や八雲では顔面頭蓋にも損傷が見られた。あるものは眼窩に損傷があり、あるものは頬骨や下顎にも傷があった（児玉1939、65-74）。

コペルニッキーは損傷部に錫が付着していたという理由で、ブリキの鋸が用いられたと論じた。小金井良精はブリキの鋸が当時の北海道では手に入れにくかったことや傷の形状から、小刀か魚包丁の類だと考えた。児玉はアイヌのタシロないしまキリ、場合によっては鎌が使用されたと主張した。では、こうした道具を用いて、具体的にどのようにして傷はつけられたのだろうか。小金井は大後頭孔の左側に傷が多いことから<sup>9</sup>、

---

<sup>9</sup> 小金井（1888b、542）。小金井自身が発掘した頭骨だけでなく、コペルニッキーやバスクなど欧米の研究者が発見した大後頭孔の損傷も、正中面の左側に傷があるものが多かった（Koganeil894、33）。児玉の事例では特に左右の偏りは見られなかった（児玉

死体の頭部を胴体から切り離した上で、頭部をさかさまにし、顔を前に向けて左手で持ち、右手の小刀で脳の中味をかき出そうとしたと推測した。清野謙次は首の後方部分だけを切り離し、前方部分は結合したままで、内容物を取り出そうとしたと考えた。

これらの説に対して兎玉は、頭部を体幹から切り離さずに行なっただろうと推測した。頭部を切り離すことはかえって「支柱を失ふこと」になり、作業がやりにくくなる。また頸椎などに損傷がほとんど見られないことを考えると、清野の言うような手の込んだ「解剖学的操作」は「斯かる火急の際に之を行ふことは到底考へられない」。

自説を確かめるために、兎玉は小金井にならって「実験」を行なった。解剖用の死体を用い、その頭部を前方に強く屈曲させ、マキリを使用して後頭部の筋や膜を切り取ったところ、延髄や小脳の一部が現われ、脳髄を得るのに十分であることが示されたという。さらに、大後頭孔の一部を除去すれば、作業はあっという間に容易になった。一方、頭部を切り離した実験では、断頭そのものが面倒であった上に、支えを失った頭部はその後の作業を困難にした。こうして兎玉は、自説の正当性を実験的に確かめたと主張したのである（兎玉1939、77-9、Kodama1970、236-7）。

#### 7-2-4 「施術者」

兎玉は最後に損傷の実行者とその目的の問題を取り上げた。とはいえ、兎玉はすでに実行者がアイヌで、目的が脳の内容物にあることを前提に話を進めていたのであり、「本問題中最も重要であり且つ最も不可解な謎」の考察は、すでに予定された結論を引き出すための議論でしかなかった。

ところが、この問題について兎玉が耳にしたアイヌ自身の言葉はすべ

---

1939、67、Kodama1970、232など）が、兎玉謙次とともに右側が多いとも述べている（Kodama and Kodama1967）。

て否定的であり、むしろ多くは和人説を支持するものだった。児玉は北海道や樺太各地のアイヌ古老にこの問題についてたずねたが、アイヌの仕業ではない、という答えがいつも即座に返ってきた。さらに人間の骨や脳漿を薬用に用いる習慣はないかと問うと、アイヌたちはむしろそれは和人の習慣だと答えた。火葬の際に割れた頭骨から脳漿をとって薬にするという具体的な話をした者もいた。アイヌは原則として火葬を行わないから、これは和人の行為ということになる。これに対して児玉は、「無論こう云う事もあったと思われる」が、これで人為的損傷の謎が解けたと考えるのは「早計」だとして、和人説の否定に取り掛かるのである（児玉1938、25、1939、81-2など）。

児玉はまず地域的な差異を取り上げる。先に触れたように、道南の森では損傷例が一つも見られなかった。森は早い時代から多数の和人が入植していた地方である。その影響で、他の地域とは異なり、深く墓を掘って遺体を棺に入れて葬るのを常とした。そのため墓を掘り返すことはほかの地域より困難だったが、しかし英国人の盗掘事件からわかるように、発掘が不可能だったわけではない。にもかかわらず、この地域で損傷が見られないのは、それが和人の仕業でない証拠といえる。一方、千歳、杵臼、荷負といった和人がほとんど居住していなかった内陸部で、損傷が数多く発見された。これらの地域にわざわざ和人が脳髓をとりに入り込んだとも考えにくいから、もともとこれらの地域に損傷の習慣があったと考えるのが妥当だろう。こう児玉は論じた（児玉1939、54）。

さらに彼はさまざまな角度から和人説を斥け、アイヌ説を補強していく。たとえば、八雲ユーラップの墓地はアイヌ集落に近く和人が忍び込むことは不可能である、あるいは、損傷は樺太の石器時代人骨にも見られる、アイヌは動物の死体処理に長けているが損傷も手際よく行われている…。最初は実際の調査や検分にもとづいた理由も、しだいに根拠のあやふやな推測へと拡大されていく。たとえば、アイヌが証言した和人

の行為は公然と行われたが、損傷事件は「極秘裡に行われた」と児玉は語る。しかし、なぜ「極秘裏」と言えるのかは説明されない。あるいは、損傷の出現頻度や状態が発掘地ごとに異なる点について、「長年月に互るそれらの地方の秘められた伝習による結果」だと論じる。しかし、地域ごとの「伝習」の差異を説明する独立した証拠が示されるわけではない（児玉1939、82-3）。

頭骨に関する詳細な計測にはじまった児玉の議論は、こうして根拠の定かでない推測に頼るようになる。計測や実験によって科学を装った研究も、その核心部分は伝聞や推量やたんなる状況証拠が支えていたのである。その典型は、「参考資料」として持ち出された「アイヌの風習」だろう。児玉は以下の三つの「風習」に言及した。

- 1) 浮腫や腸満などある種の病気で死んだものには、埋葬の際に腹壁をマキリで切る風習があった。
- 2) 妊婦が死んだとき、埋葬の際子宮を割いて胎児を取り出す風習があった。
- 3) 樺太アイヌには死者の臓腑を抜き出し屍体が腐らないようにする風習があった。

三つ目の「風習」は河野広道の指摘をほぼそのまま踏襲し、間宮林蔵と近藤守衛の文献を典拠としている<sup>10</sup>。二番目の「風習」は、八雲や白老の故老たちが語ったとされ、その名前も挙げられている。しかし、最初のものについては、「実際にそのことに携わった本人から聞いた」とされるが、基本的には「あったそうである」という伝聞の域をでるものではない。いずれにせよ、これらの「風習」と頭骨の損傷との直接のつながりは不明である。にもかかわらず、これらは、「少なくとも彼等がこの事件に嫌疑をかけられる有力な証拠となり得る」とされ、アイヌは

<sup>10</sup> その一方で、死体の腐敗を防ぐために脳漿を抜き取る必要のないことを理由として、河野がミイラ説を直接的に大後頭孔の損傷に結びつけたことは批判している（児玉1939、86-7）。

「施術者」として固定されていくのである（児玉1939、83-7）。

### 7-2-5 「目的」

児玉はさらに「風習」を論じ続ける。アイヌは人体の一部を医薬に用いていた。「例えば屍体から取った歯牙を煎じて飲むとか、又は骨を削って粉にして薬用に供した事が各所で行はれてゐる」。そればかりでなくツス（巫術）によって、「例へば極端な例としては、最近死んだ誰某の生血とか或は脳漿を用ひなければこの病は治らぬ等と云う恐ろしい託宣を施した様な事もあつたさうである」（児玉1939、87、傍点引用者）。情報源もその信頼性の指標もまったく示されない話に、「それらは凡て極めて秘密に行われた」とか、急死した者の「脳髓は殊に効く等と云はれてゐた」といった肉付けが行なわれ、「アイヌ民族間に行はれた迷信的風習」の印象が際立たせられていくのである。

そして児玉は人肉食にも言及する。人の肉を食う鬼を意味する「アイヌエツプ」、共食いすること「ウエ」、これをなす人「ウエグル」といったアイヌ語の存在を持ち出し、こう展開する。

「昔からアイヌ民族内に於て人間の肉を食うたと云ふ話は少くない。之は種々の伝説的の事ばかりでなく、實際戦争で山に立籠もつて糧食尽きた時、或は大飢饉で食物の無くなった時等に行はれた事であるが、常時でもその習癖を有するものがあつて墓を発いて屍肉を食ふものがあつた相である。明治になってからでも胆振のある部落に於いてこの悪癖を有するメノコがあつて発覚して嚴罰に処せられた事もあつたさうである」（児玉1939、88、傍点は引用者、さらに児玉1936、8、Kodama1970、245なども参照）。

脳髓の薬用と人肉食とは同じ事柄ではない。しかし、人肉食を持ち出すことでアイヌの「原始性」が強調され、「原始的風習」の実行者という印象が固められていく<sup>11</sup>。その上で児玉はこう論じた。なるほど小金

井良精が「アイヌ民族は埋葬後の屍体を損傷する様な人種ではないと断定したのは誠に尤もなこと」である。だが、「一步深く進んで彼等の習慣の他の半面を観察して屍体に対する上述の様な種々の類似の行為があるのを見れば」、人為的損傷はアイヌの行為と断定せざるを得ない。「この問題はどうしても部落内部の伝統的の慣習らしく、外来者即ち和人の行為とは見做し得ない点が多いことを感ぜしめられるのである」（児玉1939、88-9）。

さらに、同様な風習がシベリアの民族やエスキモー、ノルウェーやポリネシアの人骨、さらに北京郊外で発見されたシナントロプスにも「見られたと云われている」ことに触れ、最終的に児玉はこう結論したのである。

「之等の事実より見るにこの人為的損傷は欧州及び亜細亜諸地方殊に北方民族間に行はれたある共通の目的を有する未開社会の一つの慣習であって、特にアイヌ民族に多く行はれたものであらうと想像されるのである。またその施術者はその地方々々の民族であると見るのが最も妥当な事であらう。而してその目的としては、極端なる迷信に派生した巫術による秘薬を屍体の各部に求めたものであって、頭蓋骨に残された痕跡より見れば、脳髓、眼球、筋肉並に骨片を得ようとしたものと思はれるのである」（児玉1939、88）。

## 7-2-6 損傷頻度と「文明化」

戦後も児玉はアイヌ頭骨の損傷問題を取り上げ続け、静内で発掘された大量のアイヌ頭骨を用いて解剖学教室講師の児玉譲次とともにこの問題を検討した。そこでは132の頭骨の中から4例の損傷が見つかったが、損傷の出現率はわずか3%にすぎず、平均して23.2%にも達した戦前の

<sup>11</sup> 多くのアイヌ学者たちが人肉食について論じてきた。北構保男（1885、75-162）は延命元年の『諏訪神社大明神画詞』以来の人肉食に関する記述を検討している。また藤本英夫（1994、223-7）は、この問題に対するアイヌ側からの批判に触れている。

数字とは比較にならないほど小さかった（Kodama and Kodama1967、243-5）。しかし、このことが頭骨損傷の「風習」と「文明化」とのつながりを強めることになる。

頭骨に損傷を与えるのが「原始的」な「未開民族」の風習であれば、「文明化」の程度によって、損傷の頻度は低くなるだろう。そして、「文明化」の程度が一定以上に高まれば、損傷も見られなくなるはずである。兄玉らは墓の埋葬時期と損傷事例の出現頻度との関係を検討した。

その結果、明治以前の埋葬と思われる八雲や落部の「古い」墓では、高い頻度で損傷がみられた（それぞれ33.1%と36.4%）。続いて明治時代前半の埋葬と見られる長万部や、明治時代全般に渡って埋葬が行われた浦幌は、これに続く数字だった（それぞれ24.1%、29.2%）。同じく明治中期と思われるサハリンの頻度は、例外的に14.7%と11.5%（清野のデータ）と低い数字だったが、北海道とは事情が異なり同一に論じられない。決定的なのは、明治中期から大正末期と思われる静内の墓である。最も新しいこの墓ではわずか3%の損傷例しか見られなかった。ここには、明治維新以降「文明化」の進展とともに「原始的」な損傷がしだいに減少する傾向が、明らかに示されている…

静内の事例は、さらに地域ごとの「文明化」の違いも明らかにすると考えられた。静内は古くから和人との交渉があった土地であり、このことが「人為的」損傷の「風習」を妨げていたため、損傷頻度が極端に低かったのだ、と兄玉らは主張した。損傷の「発生の割合はアイヌが日本人と高度に交じり合っていた地域で極端に低かった」のであり、損傷事例はアイヌの「日本化」とともに減少したというのである。こうして時間・空間軸上の損傷頻度の差異が、「文明化」の度合いと結び付けられたのである（Kodama and Kodama1967、251-2）。

損傷の発生頻度が序列化されたことで、森やシュムシュ島での未発見は和人説を否定する消極的理由から、アイヌ説を支える積極的根拠へと

転換される。森は箱館に近く、アイヌたちは古くから和人化していた。そのため死体を樽状の棺に入れ深く埋葬していたが、このことが物理的に頭骨の損傷を防いだわけではない。むしろアイヌたちは和人の「文明」の眼にさらされていたため、「未開」な風習を実行に移せなかったのである。シュムシュ島のアイヌたちも同様に「文明化」していた。ロシアの長い支配の下で彼らはロシア正教を信仰し、キリスト教徒と同様に死者を棺に入れて埋葬していた。損傷がなかったのは、彼らの信仰が「シャーマニズムの迷信」にもとづく「風習」を憎ませたからである（Kodama1970、225-7）。こうして、頭骨の損傷という原始的「犯罪 misdeed」が「文明」によって駆逐されていくストーリーが組み立てられたのである（Kodama1970、249-50）。

### 7-3 人為説の撤回

#### 7-3-1 児玉作左衛門の「変貌」

児玉は墓地発掘が始まった当初から晩年にいたるまで、終始一貫してアイヌによる人為説を唱え続けた。亡くなる前年1969年3月に『からの科学』に掲載された文章（「緊急を要したアイヌ研究；私のあゆんだ道」）でも、アイヌ頭骨の切除痕の問題に触れ、小金井や清野らの名をあげた上で、「ついに私はこれをアイヌの行為であると結論するにいたった」と自説を反復している。損傷をアイヌの風習と断定する語りぶりに変化の兆しがみえないだけでなく、もはやこの結論に訂正の余地のないことさえ暗示していた。同じ文章の中で児玉は、「当時でも故老たちからこれらのことを聞きだす以外には途がなかったのであるから、今ではこの種の調査はまったく不可能なことだとおもう」と語っている（児玉1969、150）。再調査が難しければ、自説の再検討は不可能だろうし、修正や変更もありえないはずである。

ところが、その翌年、児玉は突如として人為説を撤回した。

まず明確な撤回に先立って、1969年に初版が刊行された『アイヌ民族誌』で、児玉は自説に疑問を唱える。同書の「アイヌ頭蓋における人為的損傷」という項目は、もともとこの文章が人為説に立って書き始められたことを示している。またその内容も基本的にそれまでの諸論文と大きく異なるものではない。しかし、そこには「人為的損傷に関連して起る疑問」という一節が加えられ、損傷の「目的と施術者の問題についてはまだ結論に達していない」、「これらの問題についてずいぶん調べてみたが、頭蓋損傷は和人が行なったとも、またアイヌが行なったとも確かめることはできなかった」という、今までにない慎重な記述が加えられているのである。さらに、「いろいろ調べているうちに従来の説「人為的損傷」に対して疑いをもつようになった」と児玉は述べ、損傷の中には齧歯類の歯の跡と思われるものもあり、「要するに、問題の損傷に関する従来の説はみな想像説であって確証となるものはなかった。残された唯一の物的証拠は頭蓋の切除の形式であるが、これの精査によって問題の真相は判明するものと信ずる」と、長い間主張し続けてきた自説に対して、はじめて留保する発言を行なったのである（アイヌ文化保存対策協議会1970、147-51）。

そして1970年4月、『北海道医学雑誌』に「アイヌ頭蓋に見られる損傷問題」という短文を載せ、これまで唱え続けてきたアイヌ説を明確に否定した。この論文の中で児玉は、コペルニッキー以来の論争に触れた後、「この問題を調べていると、これはアイヌの仕業のように思われた」として、自分がアイヌ説にたっていたことを認める。しかし、たとえ「アイヌが人体の一部を食べた」という「伝承」や「墓に行って人間の肉を切り取って薬用にした」という「実話」があるにしても、これは「きわめてまれなこと」であり、頭骨の損傷例が高い比率で見られた事実と符合しない、と述べる。

さらに児玉は頭骨の損傷が石器時代人骨にも見られること、またアイ

ヌ以外のさまざまな民族の頭骨にも発見されたことをあげ、自説を完全に撤回し、原因をネズミによるものだと、明確に主張するのである。

「この問題は初めアイヌの頭蓋で発見され、またその後もアイヌの頭蓋で研究されてきた。したがってその犯人はアイヌであろうと目され、他の諸地方の原住民が疑われたのである。しかるに私の最近の研究では、この損傷は鼠が咬（か）じったものと判明した」（児玉1970、46）。

これまで小刀の傷と見られたものも、明らかにネズミの歯によるものであり、実験的に確かめさせたというのである。そして、児玉は「ただ私は長い間アイヌを疑っていたことを深く恥じている」と述べて、文章を結んだ。

この撤回はきわめて唐突である。まずなによりも、それまでの児玉の言動と整合しない。児玉は撤回が「最近の研究」にもとづくものだと述べているが、先に触れたように再調査は不可能だと断定していた。そう断定しながら、一方でアイヌ説を否定する研究を進めていたとは考えにくい。

児玉は1970年の暮に死亡する。北海道文化財保護協会は翌1971年の3月『北海道の文化』21号で児玉作左衛門を追悼したが、そこにはアイヌ説を唱えた1969年の文章（「緊急を要したアイヌ研究：私のあゆんだ道」）が、何の訂正もなくそのまま転載されている。同じ21号には作左衛門の娘でアイヌ文化研究者の児玉マリや、作左衛門の助手で発掘をともした渡辺左武郎の追悼文も掲載されているが、そこにも撤回への言及はない。編集者も児玉の周辺の人物も、児玉の「変貌」を知らなかったように見える<sup>12</sup>。

---

<sup>12</sup> この転載について、児玉譲次は北海道文化財保護協会が姉マリに依頼したと述べている（児玉譲次1971、44）。少なくとも児玉マリは、アイヌ説に立つ論文の公表を拒まなかったわけである。

### 7-3-2 動物説の上塗り

この撤回の不自然さは、1970年に北大医学部から刊行された、*Ainu: Historical and Anthropological Studies* でも明白である。その「前書き」には、「40年の超える研究の結果、損傷はネズミがかじったためできたという結論に至った」と、明確な形で動物説が表明されている。しかし、その内容が首尾一貫してネズミ説に立っているわけではない。むしろ、古い人為説の記述がこれまで通り踏襲された後に、突然話の方向が転換され、ネズミ説がそこに強引に接続されているのである。たとえば、

1) 頭骨の損傷の問題を扱った同書第10章のタイトルは、これまで通り「人為的損傷 artificial injuries」という言葉が用いられている。しかし、その直前に「いわゆる so-called」という枕詞が置かれ、人為説と著者の見解との隔たりがほのめかされ、「アイヌ頭骨のいわゆる人為的損傷 the so-called artificial injuries on the Ainu skulls」とされている。

2) 二つの段落からなる第10章の序文の前半では、従来通り人為説の立場から「施術者」や「目的」について諸説が説明される。ところがその末尾に、「もちろん、損傷の原因としてネズミがかじったことも考慮に入れなければならない」という一文が付加され、ネズミ説の視点からも記述が行われることが、後半部で予告される。

3) 本文にも同様な接続が現われる。たとえば、225頁から227頁にかけて、各地における損傷事例が説明され、損傷の頻度が取り上げられ、森とシュムシュ島で損傷が発見されなかった理由が検討される。そこでは「文明」の眼が「風習」の実行を防いだという、アイヌ説を前提にした説明が繰り返される。ところが、その直後でアイヌ説は次のような形でとつぜん否定されるのである。

「とはいえ、上記の推測はいわゆる人為的損傷がアイヌの仕業であるという前提で行われている。しかし、問題の損傷が野鼠など齧

歯類によるものとすれば、森のアイヌが木製の樽を用い、シュムシュのアイヌが木製の箱を用いた埋葬法は、動物の棺への侵入を防ぐ強固な証拠である」(Kodama1970、227)

4) しかし、その後の記述は再びアイヌ説に回帰し、「損傷が北海道とサハリンのアイヌによって為された推測的証拠」と題された同章第6節でも、「施術 operation」の方法や目的に関する説明が詳細に展開される。違いは「いわゆる」「疑われた」「推測上」といった表現がところどころに挿入される点である。そして最後の第8節で、そこまでの説明とは無関係に「いわゆる人為的損傷と齧歯類の噛み付きとの関係」が取り上げられ、説明はネズミ説に転換する。

このように、人為説の記述が行われ、その後に唐突に動物説が接合される、というパターンが繰り返される。あたかもアイヌ説で完成していた下地をかくすために、動物説が上塗りされたかのである。はたして、この「塗り替え」は左衛門自身の意志で行なわれたことなのだろうか。

### 7-3-3 児玉譲次の「実験」

『北海道の文化』21号に児玉作左衛門の人為説が転載されたとき、「早急に訂正を要する部分が一箇所」と考えた人間がいた。児玉作左衛門の息子であり、当時北大医学部の教授だった児玉譲次である。譲次はさっそく発行元の北海道文化財保護協会に申し入れ、作左衛門が自説の撤回を表明した1970年の文章、すなわち「アイヌ頭蓋に見られる損傷問題」を『北海道の文化』22号に転載した。その経緯説明の中で譲次は、作左衛門がネズミ説という「はっきりとした結論を下してから昇天したことを幸せに思っている」とも付け加えている(児玉譲次1971、44)。

先にも触れたように、1967年に譲次は作左衛門と共著で、頭骨の「人為的」損傷に関する英文の論文を『北方文化研究』に寄稿している。静内で発掘されたアイヌ頭骨の損傷について報告したこの論文は、損傷の

由来について1939年以來の作左衛門のアイヌ説を継承し、それを補強する内容だった。少なくともこの論文の刊行時点では、譲次はまだアイヌ説に立っていた。

しかし、「変貌」後の作左衛門の述べるところでは、アイヌ説からネズミ説への「転向」を促したのは、譲次とともに行なった「実験」に他ならない。彼らは1965年以來損傷問題の見直しを始め、特に損傷面の状態に注目し、大後頭孔を実際にアイヌの小刀でカットすることを試みた。傷はついたが、それはアイヌ頭骨の傷とはっきりと異なるものだった。ナイフの傷は間隔が異なり形も多様だったが、後者は細かい整った傷で、ネズミなど齧歯類の噛み傷に似ていた。この実験から、ナイフや鋸で頭骨に損傷を負わすことの困難さと確信したというのである（Kodama1970、253-4）。

もう一つ、動物説への転換を促した重要な出来事は、1968年暮に行なわれた北大医学部の新校舎への移転だった。移転のために解剖学実験室を整理したが、そのとき解剖室裏の漂白場（bleaching yard）から和人の頭骨が発見された。その頭骨の大後頭孔にもアイヌ頭骨と同様の傷があり、さらに頭蓋中にネズミの巣が発見されたのである。このことから、大後頭孔の拡大がネズミの仕業であることが明らかになった、と作左衛門は説明している（Kodama1970、256-8）。

しかし、こうした説明には、これまでの作左衛門の言動と整合しない部分が多い。そもそも1965年から問題の見直しを行なったという話自体、先に触れたように1969年の児玉の言葉に反している。また1968年の引越しにしても、この時すでに作左衛門は北大を定年退官していた。研究室を去った高齢の名誉教授が作業に立ち会ったのだろうか。少なくとも、当時解剖学教室にいた譲次の方が、頭骨を目撃する可能性は高かったはずである。

*Ainu; Historical and Anthropological Studies* の前書きには、同書の編集

に譲次が携わっていたことが記されている。英訳を行なったのも譲次だった。撤回が作左衛門自身の意志というより、譲次の提案だったと推測することも、不可能ではない。

### 7-3-4 動物説の根拠

では、これまでアイヌ説を裏付けるとされた数々の説明は、動物説を採用することでどう処理されたのだろうか。動物説はそれらの根拠をひとつひとつ反駁することができたのだろうか。

動物説への転換の重要なきっかけは、譲次と行なった実験とされた。一般的に言えば、実験は仮説の正誤を検討するもっとも重要な手がかりである。実験は仮説に対するテストであり、予想通りの結果が得られなければ、仮説は変則事例を抱え、場合によっては窮地に陥ることになる<sup>13</sup>。しかし、損傷に関する実験はすでに何度も行なわれ、そしてそのたびに異なる仮説を支持していた。1894年の論文では実験は小金井の説を支持し、1939年にはマキリによる人為的切開という児玉の説を裏付けた。仮説を肯定するためだけの実験は、多くの場合理論に仕える下僕にしかすぎないのである。いずれにせよ、今回の「実験」も、これまでの異なる実験結果の理由を明らかにしないかぎり、それだけで新しい仮説への転換を促す決定的材料とは言えないだろう。

「実験」以外のもうひとつの重要な根拠は、墓の攪乱である。しかし、これもすでに旧説の中で確認ずみの事象に他ならない。児玉は1939年の論文で、損傷例が発見された墓で骨や副葬品の位置の乱れが多いこと、さらにこうした攪乱がネズミ等小動物によることを報告していたが、しかしこのことは人為説への反駁とはみなされず、作業後の不始末によるのであって、損傷行為と直接に結びつくわけではないとされていた。と

<sup>13</sup> 予想に反した実験結果が、仮説や理論に対して持つ意味については、ポパー（1980）、クーン（1971）、ラカトシュ（1986）など参照。

ころが今回は、同じ墓の攪乱が動物説を支持する最大の理由とされたのである。一般にアイヌ墓地は小動物が侵入し骨や副葬品を動かしたり、頭骨内に巣を作ったりしやすい。だから、攪乱が見られる墓でしばしば損傷が見られるとすれば、それが小動物の噛み痕であることは「議論の余地のない」ことだというのである（Kodama1970、254-6）。

同様にして、これまでアイヌ説の根拠とされた他の事象も、ほぼそのままの形で次々と動物説へ書き換えられていく。

まず、アイヌが疑われた背景にさまざまな「風習」があった。アイヌは病気で死んだ者の体を傷つけたり、死体をミイラ化させたりしただけでなく、時には人肉を食い、動物の頭骨に人為的な加工を加えるとされた。聞き取りの日時も場所も明示されない伝聞を、アイヌが「嫌疑をかけられる有力な証拠」として、児玉はしばしば自説を裏付けるために持ち出していたのである。ところが、これらは「決定的証拠」にはならないとして、単純に一蹴される。

次に、森とシュムシュ島で損傷が発見されなかった点についても、文明化したアイヌが施術をためらったためではなく、埋葬法の物理的な違いによるものとみなされる。この両地域では、死体をそのまま埋葬せず、木製の樽や棺に入れて、土中の比較的深い位置に埋めていた。このために小動物が中に入りにくく、物理的な理由で損傷も起こらなかったということである。

新しい墓や和人の流入の多かった地域で損傷が少なかったのも、時代が新しくなり和人の入植者が増大するにつれ、アイヌ村落が耕作地に転換され、小動物が墓に侵入しにくくなったためである。それは「文明化」の進展というより、自然的な原因にもとづくことだった。

さらに、同様の損傷が石器時代人骨から発見されたことも、損傷が原始的な風習だったためではない。損傷は世界中のさまざまな民族の頭骨で見つкаっているが、これはネズミなど齧歯類が世界中に生息している

ことを考えれば、当然のことである。

最後に児玉らは損傷の状態についても言及した。大後頭孔の損傷とともにしばしば第一脊椎骨が傷ついたり紛失している場合や、大後頭孔以外に眼窩や下顎骨などに損傷がある事例が見られた。これらの傷は動物が頭蓋内に侵入しようとして付けたものと考えられる。北大で発見された頭骨に見られるように、動物たちはしばしば頭骨を住みかに利用しようとしたのである（Kodama1970、258-60）。

こうして、アイヌ説のために持ち出された事象は、ことごとく動物説を説明する証拠に転換された。

## 7-4 損傷問題のその後

### 7-4-1 人為説の受容

先に見たように、人為説は児玉にはじまる仮説ではない。すでに欧米の研究者たちによって唱えられ、小金井によって日本の学者たちに引き継がれてきた。それは日本の人類学において一つの研究プログラムを形成していたと言える。したがって、児玉による検討の後も、人為説は他の学者たちに引き継がれ、アイヌ研究の定説として流通していくことになる。北構保男によれば、児玉の「緻密な調査研究は、関係学界にある程度容認され」、人為的損傷はアイヌ社会の「伝統的な旧慣習によって、アイヌ人自らが行ったものであるとする考え方が定着する傾向にあった」（北構1985、110）。

たとえば、藤本英夫はアイヌの葬式を論じた文章で、「アイヌには、どうしてそうするかわからないが、死者の頭の首のつけ根—大後頭孔のところを円く切り取る習慣が、たまにある」と述べ、その理由について「ミイラ作りのために、脳ミソを取りだしたのではないかとか、梅毒の薬にするために脳を取りだしたのだという説もある」と語った。さらに、「これは、ネアンデルタール人にもあったし、エスキモー、スラブ人などにも、

そして高砂貝塚人にもあった」ものであり、「一〇万年前の人間」から「ひっそりと伝えられる秘密の葬儀習慣」だとして、「原始的な世界性」と結び付けた（藤本1964、65）。児玉のアイヌ観をほぼそのまま引き継いだ典型といえる。

しかし、その後、人為説に疑問を示す研究者も現われる。1962年に釧路市の緑ヶ岡遺跡から発掘された人骨の後頭孔周縁の損傷について検討した札幌医科大学解剖学教室の山口敏は、その傷が微細な鋸歯状であることから、動物によるかじり痕など自然的損傷なのか、あるいは人為的なものなのか、「最終的に決定することは極めて困難である」とした。またこの傷が、前世紀から論じられてきたアイヌ頭骨の「切除痕」と同じものであることを指摘し、「今までより広い視野で考えていく必要が出てきた」、「何よりもまず、それが人為的なものか否かを完全に見究めることが当面の急務ではないかと思われる」と主張し、児玉の撤回に先立って自然的損傷である可能性を示唆した。

ただし、その一方で山口は、「アイヌという人種の古旧的な性格」に言及し、ネアンデルタールやシナントロプスなどとの関連も「一応は疑ってみる必要がある」とも述べ、「大勢はアイヌの古俗とする見方に傾いて」いるから、その場合、緑ヶ岡の事例は人為的損傷が縄文晩期末までさかのぼれることを立証するものである、とも述べ、人為説を完全に否定したわけではなかった（山口1964、29-30）<sup>14</sup>。

#### 7-4-2 人為説の否定

児玉が自説を撤回すると、他の研究者たちも、人為説を明確に否定するようになる。

山口敏らは児玉の撤回後の1975年に再び損傷の問題を取り上げた。千

---

<sup>14</sup> 児玉作左衛門は人為説の再検討を譲次とともに1965年から開始したと述べているが（Kodama1970、253）、もしそうであれば1964年の山口の指摘が影響したことも十分に考えられる。

歳市ウサクマイ遺跡で発見された人骨群について報告した論文で、これらの人骨とアイヌとの関連を指摘した後に、「いわゆる大後頭孔拡大損傷の問題」について「若干の考察」を行なっている。

まず山口は、小金井、清野、児玉などそれまでの人為説を簡単に紹介した後、自然的損傷の可能性を示唆した自身の1964年の指摘に言及する。続いて、同様な損傷が中国大陆やオセアニアなど世界各地で見出されることや、カナダで発見された人骨の頭蓋腔内にハタネズミが巣をつくり、大後頭孔から出入りしていたことを指摘。さらに峰山巖が行なった実験を取り上げ、峰山が自宅の野外に肉汁を塗布したプラスチック容器を放置したところ、アイヌの大後頭孔の損傷とまったく同様な形状のネズミの齧り痕ができたと主張した。

その上で、「永年にわたってこの問題に取り組んできた児玉作左衛門氏」も最近になって「従来の所説を改める旨の報告を行なった」と、児玉の1970年の論文（児玉1970）や著書（Kodama1970）に言及し、欧米では1970年代になっても人為説が唱えられているとしても、「無批判にこれらの所説を受け入れるのは危険」だと述べ、最終的に損傷を「人為的とするに足る根拠はないように考えられる」と結論した（ウサクマイ遺跡研究会1975、56-8、北構1985、112-4）。

こうしてアイヌ後頭孔の損傷の人為説は、研究者たちから過誤として否定され、排除されたかに思われた。

### 7-4-3 訂正後の人為説

しかし、児玉が自説を訂正してから20年以上後になっても、依然としてアイヌ説を受け入れる学者が存在する。

1996年に人類学者の埴原和郎は落部と森での盗掘事件を取り上げ、ロンドンに持ち去られたとされる森の頭骨と、当時バスクやデイヴィスが研究したアイヌ頭骨との、異同の検討を試みた。そのために埴原は、イ

ギリスの自然史博物館に保存されているアイヌ頭骨の計測データを取り寄せ、バスクやデイヴィスの論文のデータと照合した。結果的に、保存されている3体と19世紀の頭骨とは別ものであることが判明したが、埴原はさらにロンドンの3体を小金井良精のアイヌ頭骨データと統計学的に比較し、それらが高い確率でアイヌ頭骨であることを確認した。その際にバスクのアイヌ頭骨1体についても、当時の計測数値を現代の統計手法で再処理して同様な比較を行い、信頼確率71.4パーセントでアイヌ集団に属するという結果を得た（埴原2002、165-9）。

この最後の結論を補強するために、埴原はさらにバスクの論文に掲載された図を示し、そこに描かれた頭骨に「アイヌ的特徴」が多いことを指摘した。そして、その特徴の一例として「とくに頭蓋底 […] の図で人為的損傷が認められること」に注意を促したのである。その上で「人為的」損傷がアイヌ頭骨の特徴であることを示すために、児玉作左衛門にも言及した。

「児玉氏によると、近世以前のアイヌ頭骨のうち男性の33.1パーセント、女性の27.4パーセントに人為的損傷がみられ、多くの場合、後頭骨の大後頭孔 […] の縁を削り取っているという」（埴原2002、169）。

埴原は、「遺体の頭骨に損傷を加えるという風習はアイヌに限ったことではなく、世界的に広く見られること」とし、「何はともあれ、バスクが報告した頭骨に他のアイヌ骨と同様な損傷が存在するという事実は、この骨がアイヌの遺体であるという可能性を一層高めると考えていいだろう」と結論した（埴原2002、170）。依然として埴原は、アイヌを「遺体の頭骨に人為的損傷を加えるという風習」に結び付けているのである。

この報告が記載された『日本人の骨とルーツ』の初版の刊行は1997年だが、引用に用いたのは2002年の改訂版であるから、埴原の考えは、21世紀になっても依然として変わらないことになる。

ところで、埴原がこの問題を論じた同書第七章の「関連文献」には、児玉の1939年の論文「アイヌの頭蓋骨に於ける人為的損傷の研究」とともに、1970年の著書 *Ainu* があげられている。前者は児玉がアイヌ説を展開した論文だが、後者は人為説を撤回し、ネズミ説を提唱した文献に他ならない。アイヌ説を撤回した文献を参照しながら、奇妙にも埴原は撤回の事実にもネズミ説にもまったく触れていないのである。

撤回が完全に無視されている以上、児玉の撤回を踏まえて、なお人為説の立場から反論を試みたというわけではない。撤回を知りながら意図的に無視したか、あるいは見落としたか、このいずれかということになるだろう。

児玉は自説の撤回に際して、「長い間アイヌを疑っていたことを深く恥じている」と述べた。埴原は人類学研究の倫理的問題を考えるために、アイヌ頭骨発掘を取り上げたという。墓地の盗掘は、「人間を考える場合の貴重な教訓として、また自戒の糧として私どもの心に深く刻んでおくべき問題」だと述べている（埴原2002、170-3）。しかし、その同じ著書の中で、「遺体の頭骨に損傷を加えるという風習」を依然として語り続けているのである。

## 文献1

アイヌ文化保存対策協議会（編）1970：『アイヌ民族誌』、第一法規出版（初版1969年）

天野郁夫 2005：『学歴の社会史；教育と日本の近代』、平凡社

ウサクマイ遺跡研究会（編）1975：『烏柵舞；北海道千歳烏柵舞遺跡A地点発掘調査報告』、雄山閣

北構保男1985：『アイヌ史断想；エミシ・エゾとの接点を求めて』、北海道出版企画センター

清野謙次 1943：『増補版日本原人の研究』、荻原星文館

クーン、Th. 1971：『科学革命の構造』中山茂訳、みすず書房

河野広道 1931：「往古アイヌは何故死者の後頭孔を損傷拡大したか」『蝦夷往来』第2号、43-8

小金井良精 1888a：「アイノ人頭骨の毀傷痕」『東京医学会雑誌』第2巻第4号、<小金井1928、547-9>

———— 1888b：「アイノ人頭蓋骨後頭孔損傷の説」『東京医学会雑誌』第2巻第22号、<小金井1928、539-46>

———— 1928：『人類学研究』、大岡山書店

———— 1935：「アイヌの人類学的調査の思ひ出；四十八年前の思ひ出」『ドルメン』第4巻第7号（通巻40号）、岡書院、54-65

兄玉作左衛門1936：「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第1号、1-41

———— 1938：『「アイノ」民族に就て』（第28回関東東北医師大会特別講演別冊）

———— 1939：「アイヌの頭蓋骨に於ける人為的損傷の研究」『北方文化研究報告』第1号、1-91

———— 1969：「緊急を要したアイヌ研究；私のあゆんだ道」『からの科学』第26号、日本評論社、146-52

———— 1970：「アイヌ頭蓋に見られる損傷問題」『北海道医学雑誌』1970年4月、北海道医学会、46

———— 1971a：「緊急を要したアイヌ研究；私のあゆんだ道」『北海道の文化』第21号、北海道文化財保存協会、7-13、（兄玉1969の転載）

———— 1971b：「アイヌ頭蓋に見られる損傷問題」『北海道の文化』第22号、北海道文化財保存協会、44-5、（兄玉1970の転載）

兄玉謙次 1971：「『アイヌ頭蓋にある切除痕の問題』に関する訂正」『北海道の文化』第22号、44

- 坂野 徹 2005:『帝国日本と人類学者；一八八四―一九五二年』、勁草書房
- 鈴木文太郎 1893:「「アイヌ」人種後頭孔ノ切痕ハ又日本人種ノ頭骨ニ見ルヲ得ルカ」『東京医学会雑誌』第7巻第24号、1189-92 (1-4)
- 1896:「金澤近郊に於きて獲たる所の後頭骨孔欠損せる遺骨に就きて」『北陸人類学会志』第1編、6-9、<『復刻日本考古学文献集成』第一書房、1982年>
- 寺田和夫 1975:『日本の人類学』、思索社
- 埴原和郎 2002:『日本人の骨とルーツ』、角川文庫
- 藤本英夫 1964:『アイヌの墓：考古学からみたアイヌ文化史』日本経済新聞社
- 1994:『知里真志保の生涯：アイヌ学復権の闘い』草風館
- ボパー、K. R. 1981:『推測と反駁：科学的知識の発展』藤本隆志他訳、法政大学出版局
- 山口 敏 1964:「釧路緑ヶ岡人骨について」『郷土の科学』第43号、北海道地学教育連絡会
- ラカトシュ、I. 1986:『方法の擁護：科学的研究プログラムの方法論』村上陽一郎他訳、新曜社

## 文献2

- Kodama, S. 1970: *Ainu; Historical and Anthropological Studies*, Hokkaido University School of Medicine
- Kodama, Sakuzaemon and George Kodama, 1967: "Studies on Artificial Injuries in Shizunai Ainu Skulls", *Bulletin of the Institute for the Study of North Eurasian Cultures*, 2, 239-58
- Koganei, Y. 1894: "Beiträge zur physischen Anthropologie der Aino;

植木哲也 児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（3）

I. Untersuchungen am Skelet", *Mitteilungen aus der medizinischen  
Fakultät der kaiserlich-japanischen Universität*, II Band, 1-250

（うえき てつや・本学教授）

苫小牧駒澤大学紀要第16号（2006年11月30日発行）

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 16, 30 November 2006

# オリンピック憲章に規定されるオリンピック理念

Olympism : The purpose of the Olympic idea  
prescribed in the Olympic Charter.

永 石 啓 高  
NAGAISHI Hirotaka

キーワード：オリimpiズム、オリンピック理念、オリンピック運動、  
オリンピック憲章、商業主義（コマーシャリズム）

## 要旨

一般に「平和の祭典」として認識されている近代オリンピックは、こんにち一世紀余の歴史的経緯の中で、創始者クーベルタンがその復興に託したものとかなり違ったものへとその姿を変えるに至っている。一説には、もし彼が現代に生きていたら、彼は「自らの手でオリンピックを打ち壊すだろう」ともいわれている。しかしそれにもかかわらず、私たちがオリンピックを称して「平和の祭典」と表現する時、そこにはわれわれの「平和への願い、がいまでもオリンピックに託されていると考えられる。いわばわれわれ人類は、オリンピックに、紛争（戦争）が止まない混沌とした現代社会とそこで暮らす人々に一筋の「希望の光」を指し示す「灯」を見出し、その光に未来への希望を託しているのである。「テロとの戦い」で幕を開けた新しい時代においても、オリンピックの象徴である「聖火」が世界中を駆け巡り、その「希望の光」が世界中の人々の頭上に降り注ぐようにするためには、オリンピックの本来の姿を再確認することが必要であろう。

オリンピックが引き続き「希望の灯」であるためには、1982年版のオリンピック憲章にもあるように、オリンピック復興の際にクーベルタンをはじめとする創始者たちが思い描いた「光輝ある歴史と高遠な理想に更に一層ふさわしいものにする」ことが必要であり、そういう観点からオリンピック憲章に規定される「オリimpiズム」なるものの意味するものについて、クーベルタンの思想を手がかりに検討を試みた。

## はじめに

1896年第1回オリンピック大会がアテネで祝われて以来、近代オリンピックは、2004年のアテネの大会で28回のオリンピックを数え、一世紀余の歴史を刻んできた。はからずも新世初のオリンピック競技大会は、「9・11テロ事件」を契機とした米国による「対テロ戦争」の最中、米国政府全面バックアップの厳戒態勢のもと冬季大会がソルトレークシティで開催され、同様に NATO 軍の協力を仰いだ夏季大会は、〃銃後の平和の祭典、と揶揄されるぐらいに物々しい警備体勢のもとアテネで開催された。そしてそれが、私たちが目したオリンピックのもう一つの現実の姿でもあった。

一方、われわれが「平和の祭典」として認識し、そこに価値を見出しているオリンピックは、イギリスの「スポーツ教育」に多大な影響を受けたクーベルタンによって、世界的な「教育事業」として1894年にその復興が宣言された。

近代オリンピックの創始者であるクーベルタンは、オリンピック復興にあたり、漸く形を成してきた民主的な国民国家と、それらを構成員とする国際社会の平和的關係を——ちょうど古代ギリシャのポリス社会（民主的市民社会）がオリンピックを通じて、民族的な一体性を維持していたのと同じく——〃スポーツを通じた人間教育、のなかから創造しようとした。また彼は、それと同時に、その復興に際し、彼が生きた時代のヨーロッパ、特にフランスの社会的混乱——当時のフランスは近代国家から国民主権国家への国家形態の移行にともなう、社会体制やさまざまな社会制度、また多様なイデオロギーの勃興による社会的価値観の変容等で、その社会と市民生活は大きな動揺をきたしていた——に対する思想的認識を背景として、その混乱し疲弊した社会を照らし、そこで暮らす若者に未来と希望を与える〃灯、としてオリンピックを位置づ

けたのであった<sup>1</sup>。彼にとってオリンピック復興とは、彼が古代オリンピックの中に見出した理想としての「ヘレニズムの価値観」を現代に甦らせ、それによって若者を教育し、その教育による社会変革を国家へと、そしてまたさらには国家をも超えてインターナショナルなものへと推し進めることで、その理想とする「人間の尊厳」に基礎をおく民主的で平和な国際社会を創造しようするものだったのであり、そして彼にとってのオリンピックとはその理想社会創造のための若者の「教育の場」だったのである<sup>2</sup>。

こんにちその「教育の場」として復興されたオリンピックは、いまでも「平和の祭典」として広く一般に認識されてはいるものの、前述した二つの大会で顕在化した多くの深刻な問題でも裏づけられるように、国家による政治介入や「コマーシャリズム」の蔓延等、オリンピックの国際化や国際的普及において不可欠な社会的要素でもあったものからのあからさまな侵食とそれに端を発する過剰な「勝利至上主義」の弊害とによって、近年スポーツ界全体が「モラルの低下」という深刻な病魔に蝕まれ——「スポーツの危機」が叫ばれるようになってきていることから、明らかなように——クーベルタンの理想とはかなりかけ離れたものへと、その姿を大きく変えるに至っている。

「新たな戦争」によって幕を開けた21世紀というこの新しい世紀にお

---

<sup>1</sup> ジョン・J・マカルーン著『オリンピックと近代—評伝クーベルタン—』平凡社、1998年 / John J. MacAloon(ed.), This Great Symbol Pierre de Coubertin and the Origins of the Modern Olympic Games. The University of Chicago Press, Published 1981. 参照。

早川武彦「オリンピックの象徴・概念」、『スポーツ科学年報』一橋大学、2002年、p. 22、p.24参照。 <http://www.rdche.hit-u.ac.jp/~sports/2002hayakawa.pdf>

清水論編『オリンピック・スタディーズ』せりか書房、2004年、p.56。クーベルタン原典翻訳ブック「改革計画、ルブレ」参照。

[http://shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/prgrm/leplay\\_jp.html](http://shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/prgrm/leplay_jp.html)

<sup>2</sup> 清水重勇「クーベルタン、その虚像と実像」第9章トーマス・アーノルド論以下参照。

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/Olym/Coubertin.htm](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/Olym/Coubertin.htm)

清水は、クーベルタンがオリンピック競技大会20周年記念会の演説で、スポーツを「知

いても、オリンピックというわれわれ人類共通の文化的財産が、その失いかけた輝きを取り戻し、われわれを導く灯としての輝き続けるようにするためには、再度「オリンピックの理想」とするものを作り直しと捉えなおし、現代に適用させていくことが必要であろう。オリンピックが抱える多くの矛盾や問題に対する、多くの人々からの厳しい批判や問題提起は、何もオリンピックの社会的・文化的価値を全面的に否定するものではない。むしろそれとは逆に、その価値を肯定するが故に、いまのオリンピックの矛盾点や問題点を是正する立場からの批判であるというべきであろう。

本拙論では、そうした問題意識から、オリンピック憲章に規定される、一般には「オリンピック精神」および「オリンピック理念」ないし「オリンピックの理想」と表現され、また理解されている「オリンピズム」の意味するところのものについて、憲章条文を基底として考察を試みることにしたい<sup>3</sup>。

## 1. 現実のオリンピックの姿

米国政府の全面協力をえて2002年2月8日に開幕し、17日間にわたって開催された第19回冬季オリンピック競技大会（以下、ソルトレーク五輪）は、大会期間中からもマスコミで「愛国五輪」と揶揄されたように、

---

的陶冶と道徳的陶冶の比類なき信奉者」と位置づけ、「スポーツの『心理的生理的』（“psycho-physiologique”）な要因が社会の機能全般の活性化に及ぼす影響力や政治・外交の平和にまで言及している」点に注目して、彼の「教育改革の方法論は最初から人間の内心の問題と深く」かわり持つものであるとしつつ、彼が提唱したオリンピック運動も「教育学の実践活動の一つ」で、「この〈クーベルタン教育学〉と不可分」のものとして位置づけられるという考え方を示している。

前掲早川「オリンピックの象徴・概念」p.p.21-29、クーベルタン原典翻訳ブック「スポーツと社会問題（1913年）」参照。

[http://www.shgshzmz.gn.to/public\\_html/coubertin/q\\_sociale\\_jp.html](http://www.shgshzmz.gn.to/public_html/coubertin/q_sociale_jp.html)

<sup>3</sup> 本拙論の考察においては、基本的に日本オリンピック委員会から公開されている2004年版のオリンピック憲章を使用する。

<http://www.joc.or.jp/olympic/charter/pdf/olympiccharter2004.pdf>

開会式からはじまって数々の問題を抱えた大会であった。そしてそれはまた同時に、「9・11テロ事件」後の緊迫した国際情勢の中で開催された総合的な国際スポーツ・イベントであり、かつ21世紀における最初のオリンピックでもあったことから、今世紀におけるスポーツの姿ならびにオリンピック運動のあり方——オリンピック運動の追求する理想が、人々の希求するものを示し続けることができるか否か、別言すれば現実の国際社会の中でオリンピックがその価値を持ち続けることができるか否か——を問う重大な大会であったともいえよう。何故なら当初開催も危ぶまれた同大会は、開催国である米国と<sup>4</sup>、また大会そのものの主催者である国際オリンピック委員会（IOC）の双方にとって、どうしても開催しなければならない大会だったのであり、そこにオリンピックの存在意義を問うようなオリンピックが抱えている今日的かつ重大な問題があらわになったと考えられるからである。

米国、ことにテロとの対決戦略を強硬に推し進めるブッシュ政権にとって同大会は、単に民間主催の「平和を願うスポーツの祭典」ではなく、「内なる炎を燃やせ」というメッセージや、その他の開会式での演出にも象徴的に現れているように、国民を奮い立たせ、団結させる一つの有効な政治的装置として位置づけられ、どうしても成功させなければならない国家的事業へと昇華していった<sup>5</sup>。他方、もう一方の指導的立

---

<sup>4</sup> 勿論、五輪開催の栄誉は、オリンピック憲章に規定されるように国家ではなく、都市に与えられるものであるが、しかしながら開会式におけるブッシュ大統領の開会宣言や、「グランドゼロ・フラッグ」のデリゲーションに象徴されるような愛国的演出により、今大会においては開催国という用語が一般性を帯びるぐらいに大会そのものが政治性を帯びたものとなった。

<sup>5</sup> テロ事件直後、その所在が不明だったために、指導力を疑われたブッシュ大統領は、「グランド・ゼロ」でのレスキュー隊への呼びかけによって90%の支持率を獲得した訳だが、大統領選直後は、大統領として当選に必要なギリギリの271人の選挙人を獲得したに過ぎない——国民全体の支持率はゴア候補の方がブッシュ大統領より上回っていた——史上4人目の「マイノリティ・プレジデント」であり、その政治基盤の安定性と指導力が疑われていた（平野次郎著『アメリカ合衆国大統領と戦争』青春出版社、2002年）。そうしたブッシュ大統領への不信感はテロの発生によって大きく様変わりするに至るが、

場に立つ IOC にとっても、大会を開催できるか否かの問題は、如何にしてテロからオリンピック運動を守るかという問題のみならず、モンテリオール五輪の財政破綻の後、サマランチ体制下で IOC がオリンピック運動の生き残りをかけて推し進めてきた「商業五輪」そのものの存続に直接的ダメージを与える重大なものでもあったため、同大会の開催実現は如何なる事情があっても譲れないものとして位置づけられたのであった<sup>6</sup>。

テロという試練の前に立たされた二つの世界的指導者は、この難局を如何にして乗り切るか、テロによって揺らいだ「信頼、を、そして自らが指導する既存の「世界（秩序と安全と利益）」を如何にして守るかという点において、どうしても大会を成功（まずは開催）させなければならなかった。そして、その至上命題に即した政策を、場合によっては原則を曲げてまでも互いに協力し、あるいは妥協しあって共に実施していったのがソルトレーク五輪だったと考えられる。すなわち、米国政府は国家的威信——テロに対する揺るぎない毅然とした姿勢と勇氣——をかけて、他方 IOC はオリンピック運動の独自性とその超越的価値、それを政治的圧力から守り、またその存続を維持するという立場から、オリンピック運動の財政的基盤の確保とその財政基盤の源泉であるオリンピ

---

そのテロによって獲得した大いなる支持率をもって、政権の安定性と国際社会における米国の指導性を獲得していくためには、米国を含め国際社会全体が「無差別テロ」への「恐怖」と「不安」に慄いていたが故に、彼の言葉に込められた含意からすれば「文明の覇者」として、テロに屈しない「毅然とした姿勢」を国民および国際社会の前に示し続けなければならなかった。そういう意味で、ブッシュ政権にとってソルトレーク五輪の開催は、まさに自らの「リーダーシップ」をかけた挑戦だったのである。

<sup>6</sup>『読売新聞』2001年10月18日朝刊。

同紙では、ソルトレーク五輪における NBC などの放送権料総額 7 億 4800 万ドル（約 900 億円）、配分 IOC 40%、SLOC（ソルトレークシティー大会組織委員会）60%（運営費）、大会中止となった場合約 3 億ドルの損失、また IOC が保険に未加入であることを明らかにした上で、マイケル・ペイン IOC マーケティング局長の発言を次のように紹介している。『放送権料が IOC に入るのは五輪後で、使うのも五輪後だ。だから IOC は、（高い掛け金を払うより）リスクを自己負担する方を選んだ。五輪中止は、あり得ないシナリオだ』と強調したと紹介しているのである。

ックの商品価値を擁護することを至上命題として、ともに協力し合って大会開催の実現を目指したのである。

ソルトレーク五輪が「愛国五輪」あるいは「アメリカのための五輪」と批判的に表現されるに至った原因の一つは、米国政府とIOCのこうした思惑の絡み合いの中で、同大会が1936年のベルリン大会（「ナチ五輪」）と同じく、極めて強い政治性を持つに至ったからであり、多くの人々がオリンピックに求め、あるいはオリンピックに見出している理想が、この両者の思惑により安易に踏みにじられてしまったところに求められよう。

### 政治的介入と商業主義に翻弄され続けるオリンピック

私が今回のソルトレーク五輪を、今世紀におけるオリンピック運動のあり方を問う重大な問題を抱えた大会として問題視するのは、今大会が前述したような極めて政治性が強い大会であったということばかりではない。それに加えて「商業主義」の弊害が色濃く映し出されていたからでもある。

翻ってみればオリンピックは、これまでに幾多の危機に晒されてきた。1916年の第6回オリンピック（ベルリン）、40年の第12回オリンピック（東京→ヘルシンキ）、44年の第13回オリンピック（ロンドン）といずれも戦争による中止と、また人種差別問題に端を発する64年の東京大会から76年のモントリオール大会にかけてのアフリカ諸国による大会ボイコットの圧力、さらには1979年12月のソ連軍によるアフガニスタン侵攻事件を契機とした80年のモスクワと84年のロスの両大会にわたる東西両陣営による大会のボイコットと——当時、この両大会は「片肺オリンピック」と称されてオリンピックの危機が囁かれた——あからさまな政治的介入を招き、その存続が危ぶまれた。

ソ連がオリンピックに復帰した1952年のヘルシンキ大会以降は、冷戦

構造を背景として、オリンピックは国家の対外的外交政策の有力な手段として位置づけられ、東西両陣営による国家の威信をかけた「代理戦争」の戦場と化した。そうした国際的政治状況の中で、東側陣営の選手たちは、冷戦崩壊後露呈した旧東ドイツのケースからも明らかになったように、社会主義イデオロギー体制の優秀さを体現する尖兵として、国家による「勝利至上主義」の下、勝つことが運命づけられ、国家ドーピングを含めて国家による管理と訓練の下におかれ、その自由と健康が奪われ続けた<sup>7</sup>。

また大会の開催と運営そのものも、政治的思惑や経済的利害によって穢され続け、こんにちの招致スキャンダルをも誘発するという事態を生んだ。オリンピック憲章上は「大会開催の荣誉は（開催）都市に与えられる」と規定されるが、1964年の東京大会以降、大会の開催そのものが「国家威信（総合的な国力）」を発露する場として捉えられるようになり、スポーツ大会を介した「国際見本市（文明度を披露する展示会）」といわんばかりに、大会は回をますごとに大規模化し、かつ華麗で華やいだ演出が凝らされ、巨額な費用を浪費するものへと変貌した。こうした「荣誉」よりも「史上最高の大会」という「称号」を追い求める風潮が、とめどない規模の拡大と開催運営費の高騰を招き、本来世界中をサーキットすることが意図されていたオリンピックを、オーストラリアを除き、北半球の一部の先進国でしか開催できないという状況に立ちたらせ、またそれと共に、1984年の第23回オリンピックにおいては、一時は同大会の開催に誰も手を上げないというような、オリンピックの存続にとつて極めて深刻な危機的状况をも生み出した。

---

<sup>7</sup> 残存する共産主義諸国や独裁的政治体制を敷く国家においては、今でもオリンピック・スポーツは国益追求の有効な政治的手段として位置づけられるが、こんにちその政治利用の目的は、対外戦略的なものから国内的なものへと重きを移し、強権力による支配が揺るぐ中、体制維持を目的とする国民の一体性を確保するため手段として有効性を持ち続けている。

結果的に第23回オリンピックは、特例的に従来の方針を改め、大会運営費を公費ではなく民間に求めるという形で、ロス市で開催される運びとなったが、はからずも、この方針の大転換が、オリンピックを多額の収益を生み出す「経済マシン」、巨大なビッグ・イベントへと変貌させる契機となった。そしてその「民営化五輪」の成功が、その後IOCをして、サマランチ体制下でオリンピック運動を大きく商業化路線へと舵をきらせ、それによって「オリンピック・モットー」——“Citius, Altius, Fortius”——として表現される大会の本来の姿、すなわち「純粋に人間の限界への挑戦と人間の可能性の追求する最高峰の競技会としてのオリンピック」の姿を、商業的利益を生む「世界最高のスポーツ・イベント」へと変容させ、歪めさせたといえよう。

### オリンピック運動に巣くう「モラルの荒廃、という現代的病理

オリンピックが「人類の春」を祝う「神聖な祭典」<sup>8</sup>であることを忘れたIOCは、アマチュアリズムを捨て去り、それまで参加を認めてこなかったプロ選手へも門戸を開き、オリンピックに世界中のエリート・アスリートを参集させることで、文字通り「世界最高のスポーツ・イベント」、他の追随を許さない商品価値を持った「スペクタクル・イベント」へとオリンピックを作り変えた。それは言うならば、オリンピックを現実社会に適応したもの、すなわち市場原理主義が幅を効かす高度に産業化した資本主義社会に適応したものへの作り変えを意味すると思われるが、しかしながらその修正作業を通してIOCは、オリンピック運動に市場主義的資本主義社会に巣くう「モラルの荒廃、という現代的病理を

---

<sup>8</sup> クーベルタンは、古代ギリシャの市民生活において非常に重要な意味を持った「身体文化」と「アゴン文化」、そしてその二つの文化的要素の中に共に見いだされるヘレネスとしての人間存在の価値観を体現し、感受する神聖な神儀であったオリンピック——とそこに表出される価値観と——を、オリンピックを復興させることで現代に甦らせ、改めて追求すべき人間存在の理想として位置づけようとした。

も招き入れてしまった。ここにおいてオリンピック運動は、それまで長く悩まされ続けてきた政治問題の頸木から解放される手立ての一つを手中に収めたものの、しかしながら同時にその政治問題よりもっと深刻な、オリンピックのみならず、スポーツそのものの存亡にも関わる倫理上の問題を抱え込んでしまったのである。

長野やソルトレークシティーの過剰な五輪招致運動の中で発覚し問題とされた、大会組織委員会（OCOG）のみならずIOCをも巻き込んだ「招致スキャンダル」や、行き過ぎた「勝利至上主義」の下でさらに巧妙となり、その対応が困難化している「ドーピング問題」<sup>9</sup>、さらにはソルトレーク五輪でのフィギュアスケートの「採点疑惑」問題等、これらの現在オリンピックが抱えるスポーツ倫理上の問題の多くは、IOCが推し進めた五輪商業化にその淵源を求めることができよう。そしていまその汚染の広がり、倫理的責任が問われたIOCやOCOGだけにとどまらず、オリンピック収益の分け前を要求する国際競技連盟（IF）や国内オリンピック委員（NOC）、そしてその管理下にある競技者にまでその裾野を広げているのである。その意味においては、「オリンピック・ファミリー」全体が行き過ぎた商業主義に汚染されているといっても過言ではなかろう。そしてそのことは、スポーツ界全体の汚染をも意味しているのである。

ここで再度オリンピックの歴史を振り返ってオリンピックの現状について

<sup>9</sup> 従来アスリートは、純粋に栄誉を求める立場から勝利を熱望していたと考えられるが、商業主義が蔓延した現代スポーツにおいては、勝利によって獲得する栄誉よりも、栄誉に付随する経済的利益の方を追求めようになっているように思われる。こうした経済的利益を求めるアスリートの勝利至上主義が「ドーピング」を蔓延させる元凶ではあるまいか。

また、こうした選手自身の内面的モラルの問題に加えて、ドーピングが蔓延<sup>はびこ</sup>る外部的環境の一つに、IOC、IF、NOCといったオリンピック運動において主要な役割を任じるそれぞれの機関の、ドーピングに対する予防および対策上の温度差の問題も加えなければならぬだろう。大会そのもののステータスを堅持したいという思惑から、充分な対策がとられていないという状況も見聞されるからである。

て思いをはせれば、以下のようにその経緯を捉えることができよう。

独自の財源を持たなかった IOC は、まずオリンピックに「ナショナル・エントリー」制度を導入することによって国家というオリンピックの財政的スポンサーを獲得し、その後のオリンピック運動の発展と、それを世界化する基盤を獲得した。しかしながらオリンピック運動の財政的基盤は、国家の支援を得ても必ずしも十分に賄えるものではなかった。1976年のモントリオール五輪の財政破綻を受けて、1984年のロス五輪で五輪の民営化に踏み切らなければならなかったのはそのためである。そしてその選択は、五輪開催の安定化と、オリンピック運動に掲げられる理想——「スポーツによる人間教育、⇒「スポーツ国際共同体、⇒「平和な国際社会の実現、——の追求という意味では、独自財源確保の必要性の点から、必ずしも否定されるものでなかったとも考えられる。しかしながら、産業界を国家に代わるスポンサーとする IOC の選択は、前述したように、今度はスポーツ界全体に「スポーツ倫理の荒廃、という極めて重大な弊害を生んだのである。

個人参加から国別参加への方針転換、それによる国家スポンサーの獲得と国際政治のオリンピック運動への侵食、五輪民営化への転換による産業界という新たなスポンサーの獲得とそれによるスポーツ倫理の荒廃、これがいま、われわれが垣間見ているもう一つのオリンピックの現実の姿である。須田泰明が『37億人のテレビンピック』<sup>10</sup>の中でオリンピックの現状を痛烈に批判しているごとく、「商業主義」、特に「テレビによる支配、にスポーツ界全体が翻弄されている現状からすれば、最早オリンピックは、「コマーシャリズム」と、その一大市場としてのアメリカの存在を排除して、その未来を語ることもできなくなっていると断じられよう。スポーツにおける急速な「コマーシャリズム」の進展とそ

---

<sup>10</sup> 須田泰明著『37億人のテレビンピック』創文企画、2002年、参照。

れに伴うスポーツの大衆化と産業化の中で、この新たな支配者にオリンピック運動ならびにスポーツ界全体が牛耳られるようになり、オリンピック運動の指導者としてのIOCのイニシアチブは、この新たな支配者に絡めとられようとしているのである。

これまで縷々繰り返し指摘してきたように、オリンピックはいままさに価値的に存亡の危機を迎えていると思われる。私はその問題の深刻さとその課題への対応の必要性とをソルトレーク五輪の中に見出したのである。

## 2. オリンピック憲章に規定される「オリンピズム」

本拙論の意図するところは、オリンピック憲章に規定されるオリンピックの理想、すなわちクーベルタンが提唱した「オリンピズム」というものが如何なるものであるかを問い直すことである。そしてその考察を通して、その理想を、従来の「アマチュア規定」に代わる「商業主義」のオリンピック運動への侵食を防ぐ「防波堤」とすることである。いまここで再度、全世界のスポーツ関係者にとっての、いわば「憲法」ともいべきオリンピック憲章に規定される「オリンピズム」をしっかりと捉えなおし、「商業主義」に対する`砦、としなければ、理想と現実の狭間で多くの人々から批判の対象とされるに至ったオリンピックとオリンピック運動とを、クーベルタンの理想を体現するもの、そしてまたそれを現代社会に適合したものへと作り変え、再構築することはできない。そしてまた逆に、いまここで、そうした理想を追ひ求め、それを実現させる努力を怠ってしまえば、古代オリンピックが衰退の道を辿っていったのと同じように、何れその価値を完全に失ってしまうようになると考えられるのである。

前述したように、こんにち人々は「オリンピックの理想」を完全に否定しているのではない。その理想が穢されていることを問題視している

のである。1994年のリレハンメル冬季五輪から始まった現代版「エケケイリア」(Olympic Truce:「オリンピック休戦」)も、古代ギリシャ社会に備わっていた制度、その中に見出される身体の価値を尊びオリンピックを神聖なものとして讃えるヘレネスの人々の共通の思い、これを現代に甦らせ、平和への願望を世界中の人々が共有することを意図したものと考えられる。その意味では、今でもオリンピックは、古代オリンピックがそうであったように、「人間の尊厳」に基礎をおく民主的で平和な国際社会を創造する文化活動として、現代を生きる人々の願望を象徴するものとしての価値を持ち続けていると思われるのである。

しかしながらオリンピックを、単に「平和の祭典」として捉えるだけでは、古代ギリシャ社会において実現した「オリンピックの平和」を現代社会において再現することも、またオリンピックをクーベルタンの理想に近づけることも不可能であろう。彼はオリンピックに平和な社会の実現だけを託したのではないからである。彼にとって「オリンピックによる平和」とは、彼が提唱したオリンピック運動の到達点であり、むしろそこに達するまでの過程こそが彼にとってはより重要な意味を持っていたと考えられる。なぜなら、彼が現代に甦らせようとしたのは「ヘレニズムの価値観」であり、その価値観を「スポーツ教育」——彼がイギリスのパブリック・スクールの教育制度の中に見いだした「スポーツ教育の〴〵効用、——を通じて現代に接木し、人々に押し広げることで人間の人格的生成を目指し、その完成された人間の他者を思いやる心——「人間の尊厳を」重んじる心——を礎として、民主的で平和な社会の実現を目指したからである<sup>11</sup>。

ソルトレーク五輪に際して「オリンピック休戦」が功を奏さなかった原因も、実は彼が再生しようとした、古代ギリシャ社会において各ポリ

---

<sup>11</sup> 早川「オリンピックの象徴・概念」、同上、P25、「2）オリンピズムは一つの宗教である」参照。

ス社会を超越し普遍的に存在した「ヘレニズムの価値観」に相当するような「普遍的価値」がいまだ現代社会に備わっていないところにあると考えられよう。古代社会における「エケケイリア」とは、古代オリンピックが神（ゼウス）に捧げる祭典競技であることを前提としており、彼らヘレネスにとってオリンピックとは、神聖で、自己のアイデンティティを確認し、讃えるものでもあったのである。ゼウスは各ポリス社会を超越的に糾合する全ギリシャ人にとっての普遍的な神（最高神）であり、オリンピックはその神を讃える神事として開催されていた。彼らは、人間が神に捧げることができる最高の供物を——鍛え上げられ、彫像として刻まれるに値する芸術的美を備えた完成された肉体と、オリンピック競技での勝利とを——神に捧げることで神を讃え、一方オリンピックの勝利者は、神に最も近い存在として、ギリシャ世界全土に轟く栄誉と名声を手にしたのである<sup>12</sup>。

クーベルタンが理想とし、かつわれわれがその中に価値を見出し、希望を託している理想が、引き続き現代社会においても輝きを維持するためには、それを現実のものとするための努力を怠ってはならない。「コマーシャリズム」に誘引された「勝利至上主義」が猛威を振っている現状を考えれば、『ピエール・ド・クーベルタン オリンピック回想』<sup>13</sup>の中で紹介されている『人生で最も重要なことは、勝つことではなく戦うことである。本質的には“勝ったこと”ではなくて、けなげに戦ったことである。この規範の広く及ぼすところ、人間をより勇敢により強健にし、その上より気高く優雅なものにする』というクーベルタンの

<sup>12</sup> ヘレネスにとって「オリンピックなどの冠の競技大会での勝利は特別の意味」を持った。勝者は「卓越」した存在として、神から「キュドス」（「優勝者の栄光」）が与えられ、「神々に祝福された存在」として、「一種の霊的な力を持ち主と考えられた」とされる（桜井万里子・橋場弦編『古代オリンピック』岩波書店、2004年、P.147、P.153）。

<sup>13</sup> カール・ディーム編／大島鎌吉訳『ピエール・ド・クーベルタン オリンピック回想』ベースボール・マガジン社、1976年。Autorisierte Übersetzung von Gertrud John, OLYMPISCHE ERINNERUNGEN von Baron Pierre De Coubertin. Begründer und Lebenslänglicher Ehrenpräsident der Olympischen Spiele der Neuzeit, Wilhelm Limpert-Verlag, Berlin SW 68.

言葉の意味をいま一度ここで問い直し、オリンピック憲章において明文化されている「オリंपイズム」を、ゼウスに代わる「普遍的イデオロギー」として現代に確立し、国際政治と「商業主義」からの侵食に対する「砦」とすることが必要とされていると考えられよう。そしてその確立されるべきイデオロギーの普遍的価値は、利害関係が錯綜する現代国際社会の中で「オリンピック休戦」が実効性を持つためにも、全ての国家・民族・人々に共有されなければならないだろう。

### オリंपイズムとは？ ——オリंपイズムをめぐる言説——

こんにち「オリंपイズム」は、広くオリンピック関係者や体育関係者の中で語られ続けられたことで、一見社会性を持った一般的概念として確立しているかのように思われるが、しかしその概念は、これを創案したクーベルタン自身が明確にこれを定義せず、多様な表現でこれを現そうとしたため、今でもこれを正確に定義することが難しい状態におかれている。清水重勇によれば、いまだ「オリंपイズムという用語は英語やフランス語の一般辞書にも登録されていない」<sup>14</sup>という状況にあり、彼が「オリंपイズム」を定義したものとして例示的にあげたJOC/JOA<sup>15</sup>編『オリンピック事典』においても「オリंपイズムとは、スポーツ競技を通じて身体を訓練するとともに全人としての発達をめざし、スポーツマンシップのもととなっている相互扶助の観念を強め、世界の平和にも寄与していこうとする思想である、といえるように思う」と非常に曖昧な表現でこれを定義するにとどまる。しかも同事典は、そのように曖昧に「オリंपイズム」を定義した上で、「しかし、今日、オリंपイズムに

<sup>14</sup> 清水重勇「オリंपイズムはなぜ要請されたか」。

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_Olym/olymp100.htm](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_Olym/olymp100.htm)

<sup>15</sup> JOAとは周知のごとく日本オリンピック委員会のことであり、JOAとは日本オリンピック・アカデミーの略称である。ちなみに、以下で出てくるIOAとはギリシャオリンピック委員会の管轄下にある国際オリンピック・アカデミーのことであり、IOCから公認された国際的な研究機関である。

ついでに定義が確立しているとはいえない」と記し、その上でクーベルタンが現した『近代オリimpiズムの哲学的原理』のなかで示される「オリimpiズム」に対する彼の説明ないし解釈の中から、彼が「オリimpiズム」に託したものを観念として汲み取るしかないという立場をとっており、その中に見られる彼の思想もこんにち正確に理解されているとは限らないとしている<sup>16</sup>。それに加えて同事典における JOC/JOA の見解では、この「オリimpiズム」なる用語は多用に解釈される余地があり、「近代オリimpiックの歴史的発展にともなう新しい国家・民族・人種や性、そして階層・階級などに属するさまざまな人々がオリimpiックに参加し、あるいは関心を持つようになってきたこと」で「そこにおける新しい思想や感情」が「オリimpiズム」に流入し「新しい解釈がなされることは当然なことである」とし、「かえって絶えず新しい時代のいぶきによってオリimpiズムが問い直されていくことが近代オリimpiックが有意義に存続していくためには必須であるという方が適切であろう」というのである<sup>17</sup>。

この JOC/JOA と類似する視点は田原淳子の「オリimpiズムに関する IOA の見解」と題する報告の中にも見受けられる<sup>18</sup>。その報告で彼女は「IOA で世界の研究者たちによって語られるオリimpiズムは、必ずしも

<sup>16</sup> 日本オリimpiック委員会監修/日本オリimpiック・アカデミー編『オリimpiック事典』プレス・ギムナスチカ、P.P.34-35。

もっとも同事典が出版された当時（初版1981年）においては、現行のオリimpiック憲章にあるように、明確に「オリimpiズム」という用語が使用され、規定されておらず、例えば、1982年の憲章においては、その第一条で「オリimpiック運動の目的」として4つの目的を規定するにとどまる。

「近代オリimpiズムの哲学的原理」については、前掲書『ピエール・ド・クーベルタンオリimpiック回想』p.p.201-207、クーベルタン原典翻訳ブック「近代オリimpiズムの哲学的基礎」参照。

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/philosophie\\_olymp\\_jp.htm](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/philosophie_olymp_jp.htm)

<sup>17</sup> 『オリimpiック事典』同上。

<sup>18</sup> 田原淳子「オリimpiズムに関する IOA の見解」、日本体育学会第42回大会（1991年10月17日、富山大学）体育史専門分科会シンポジウム報告。

[http://www.shgshmz.gn.to/gakkay/public\\_html/contenus/japolym2.htm](http://www.shgshmz.gn.to/gakkay/public_html/contenus/japolym2.htm)

統一されておらず、さまざまな表現や分類の仕方」がなされているとし、IOA 学院長シミチュクの「オリンピズム論」を「IOA の最大公約数的な見解」として位置づけて、「オリンピズム」には6つの価値が含まれていると紹介している。その6つの価値とは、①「教育的価値」、②「平和的価値」③「達成価値」、④「倫理的価値」、⑤「美的価値」、⑥「宗教的価値」であり、彼女は其中で「オリンピズム」の根幹に位置づけられるのは「教育的価値」であるとはしているが、しかしながら同報告の後半部分では、その概念自体は「時代の制約、のなかにあるという見方も示している<sup>19</sup>。同報告は、体育史専門分科会のシンポジウム用に用意されたものであるため、歴史過程の中に見出される事実としての「オリンピズム」——その時々の人々によって主張される「オリンピズム」——の考察にとどまっていることを差し引いて考えなければならないが、仮に報告にあるように「オリンピズムは多くの価値をもつために、時代の要請に応じて、またその人の立場によって強調点を変えて説明され得るということ」が事実であるとしても、その主張の歴史的推移を分析するだけでは草創期以来の「オリンピズム」の価値を現代に適応する普遍的価値として再構築することはできないといわなければならないだろう。彼女がいうように「現実とオリンピックの理想とのかかわりを否定することは」できない。これは誰も否定できない紛れもない事実であ

---

<sup>19</sup> 田原、同上。

彼女は「オリンピズム」が「時代の要請」とそれを主張する「人の立場によって強調点を変えて説明」されてきた例として、シミチュクの「オリンピズム論」と1940年の「幻の東京オリンピック」における賛否論を例示し、歴史的事実としての「オリンピズム論」の現状を述べ、そして最後に「近代オリンピック史においては、現実とオリンピックの理想とのかかわりを否定することはできないとし、「近代オリンピック史の研究においては、近代オリンピックの発達の事実のみならず、そこでオリンピズムの発展過程にも着目することが重要ではないか」と結んでいる。

彼女によれば、前者においてはシミチュクの「オリンピズム論」が1977年を境に力点を変え、77年以前は「倫理的価値」（＝アマチュアリズム）が、77年以降は「平和的価値」が強調されるようになっているとされ、後者においては「オリンピズム」の「平和的価値」（＝世界平和と政治からの自立性）が大会開催の賛否両論の根拠とにされたとされる。

るが、しかしその時代時代の中で主張される「オリンピズム」をいくら詳細に検討したところで、オリンピック思想のカatalogを書き記すだけで、「オリンピズム」の根本原理に近づくことはできない。それはちょうどこんにちの人権概念が、時代の要請——権利意識の膨張——に応える形で膨張し、本質的権利概念の中身が稀釈化され、人権Catalog化しているのと同じように、その中に譲り渡せないものとして存在する価値の社会的意義を失わせることにつながることになる。同報告では、ここ10年の「スポーツ・フォー・オール」に対するIOCの取り組みを、「時代の要請に伴う最近の傾向」として紹介されるが、これとて「オリンピック・モットー」の中に込められた「オリンピズム」の価値の観点からすれば——勿論オリンピック運動はスポーツの大衆化を目指すものであるからそのつながりを否定するものではないが——マージナルな価値を追求するもので、オリンピック運動のメイン・ストリームに位置づけられるものではなからう。

いまスポーツ界全体が「コマーシャリズム」にどっぷりと浸りきっている現状からすれば、シミチェックが提示した6つの価値、これを並列的にならべてその多様性を吟味し、それをもって「オリンピズム」の価値概念と位置づけ、それらをオリンピック運動の行動準則とするというのではなく、そこに位階制を設けてこれを捉えなおし、また場合によっては価値の統合ないし融合を推しはかることで、`コア、となる概念をしっかりと捉えなおすことが必要とされよう。前述したように、田原をはじめ多くのオリンピック関係者やスポーツ研究者も「オリンピズム」の根幹に「教育的価値」が位置づけられることについては他言を待たない。その中に見られる「人間教育の理念」こそが、クーベルタンがオリンピック復興を意図した最大の動機であることも間違いのないところである。しかしながらその動機が形成される過程においては、古代ギリシャ社会に普遍的に存在した`ヘレニズムの価値、を彼が見据えていたこと

もししっかりと記憶にとどめておかなければならない。現行のオリンピック憲章にも規定されるように、「オリンピズム」とは「人生哲学」であり、そこに示される「人間教育の理念」には、クーベルタンによって「ヘレニズムの価値観」が注ぎ込まれているのである。

ここでいま一度、クーベルタンが「スポーツへの憧れ」と「ヘレニズムへの憧れ」からなぜオリンピック復興を構想するに至ったか？またなぜ彼が「人生の後半で『オリンピックは一つの宗教である』とオリンピックを思想化し、それをオリンピズムと表現する」に至ったのか？またさらに「健全なる精神は健全なる身体に宿る」という標語をなぜスポーツマンに相応しくないとして『燃えさかる精神は鍛えられた身体に宿る；*Mens fervida in corpore lacertoso*』と言い換え、『オリンピックに願うことは、精神が燃え上がり、鍛え抜かれた肉体になること』といったのか？「オリンピック・モットー」——*Citius, Altius, Fortius*——をなぜラテン語で表記し、オリンピック憲章に明記したのか？その意味するところをしっかりと捉えなおすことが必要とされよう<sup>20</sup>。そして、クーベルタンが近代オリンピックの持つ4つの特徴としてあげるもの——①古代と同様スポーツ自体に対する信仰を表現し、それによって神々（近代においては祖国）を讃えるもの、②より高い目標に挑む高貴さと、精粹、つまり競争相手に対する相互扶助の精神、③身体の訓練と精神的な発達によって育まれるであろう、肉体と精神の調和、④4年に一度の「城内平和」による非日常空間の創出——と、シミチュクの「オリンピズム」の6つの特徴的価値とを比較し検討を試みることで、「オリンピズム」の理想とは何か、オリンピック運動の目標とするものは如何にあらねばならないのかを問い直さなければならぬだろう。オリンピックのこれまでの歴史的経緯の下で、「オリンピズム」が「スポーツ・イベントのあ

<sup>20</sup> 同上、早川「オリンピックの象徴・概念」参照。

り方に関する思想や運動」である<sup>21</sup>と単に形式論的に捉えられるに至っているのであれば、前述した試行作業を通して「オリंपイズム」概念に、クーベルタンが「ヘレニズムの普遍的価値」を吹き込んだのと同じように、現代に相応しいものとしてこれを再構築し、現代の「普遍的イデオロギー」として位置づけることが望まれるのである。「商業主義」の蔓延で、スポーツ界全体が厳しく「倫理問題」が問われているなかにあつては、それ以外にオリंपックがその輝きを取り戻す術はないように思われる。

### オリंपック憲章に規定される「オリंपイズム」、「オリंपックの理想」とは？

さて、これまで考察してきた「オリंपイズム」が、オリंपック憲章にどのように規定されているかを以下で検討してみることとしたい。ではなぜクーベルタンの思想の痕跡をオリंपック憲章の中に検証するかといえば、彼が創案した「オリंपイズム」は単なる思想にとどまるのではなく、活動の実態を伴った教育運動の指針であり、また同時に社会変革運動の指針でもあったからである。そして彼が提唱したオリंपック運動もまた、その彼が求めた社会変革運動の実体的活動の場であり、その活動の指針として創案された「オリंपイズム」は、当然のことながらオリंपック運動における行動準則と位置づけられるものと考えられるからである。以下で考察するように、オリंपック憲章は「憲法的な性格の基本法として、根本原則とオリंपイズムの本質的な諸価値を宣言しかつ想起させるもの」であり、その「オリंपイズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したもの」であつて、「オリंपック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリंपック競技大会の開催の条件を定めるもの」として位置づけられているのである<sup>22</sup>。したがって、

<sup>21</sup> 同上、清水「オリंपイズムはなぜ要請されたか」参照。

<sup>22</sup> 『オリंपック憲章』（2004年版）「緒言」。

そのようなものとして定義されるオリンピック憲章は、IOCの管轄権の下に形成せられる「オリンピック・ファミリー」の憲法的基本法、いわば全世界のスポーツ関係者にとっての世界法として機能していると考えることができ<sup>23</sup>、そしてそうであるが故に、かつてはスポーツ関係者の行動準則として「商業主義」の侵食を防ぐ「防波堤」として機能していたのである。

中条一雄が「商業主義とスポーツ」<sup>24</sup>の中で指摘しているように、オリンピック憲章は——殊に「アマチュア条項」、「アマチュアリズム」がオリンピックの理想の実現に不可欠な要素であるかどうか別の問題であるにしても——「商業主義」のスポーツへの侵食を食い止める「防波堤」として大きな機能を有していた。ここであえて過去形を使用したのは、前述してきたことから明らかなように、その波が「防波堤」を越えて押し寄せるようになってきているからである。いやもしかしたら、繰り返し押し寄せる大きな波によってもはや「防波堤」が決壊しているのかもしれないとも思われる。「商業主義」の「防波堤」として機能していた「アマチュア条項」は1974年の憲章改訂<sup>25</sup>を境にその力を減じ、1980年モスクワで開催されたIOC総会で新会長に就任したサマランチ前IOC会長の下「オリンピック革命」が断行されたことで、オリンピック運動にお

---

<sup>23</sup> <http://www.joc.or.jp/olympic/code/index.html>

JOC公開の資料によれば、オリンピック運動において主要な役割を任じるNOCとIFの総数は以下になっている。公認NOC 203 (2006年2月現在)、オリンピック競技を統括する公認IF 25 (内2つのIF——ISF:国際ソフトボール連盟とITU:国際トライアスロン連合——は暫定的競技の統括団体)、その他公認IF 30 (内6つのIFは暫定承認)である。

<sup>24</sup> 中条一雄「商業主義とスポーツ」、池田勝・守能信次編『講座・スポーツの社会科学 1 スポーツの社会学』杏林書院、1998年、p.p.121-123。

<sup>25</sup> 1974年の憲章改訂で、「アマチュア条項」が憲章から消え、代わって「参加資格条項」(eligibility code)が制定された。この新たに制定された「参加資格条項」は、条件としてIOCの規則(オリンピック憲章)を守ること、公認IFの規則を遵守し、これに従うこと、憲章で認める範囲を除き、自らが参加する競技で、金銭的報酬、物質的恩恵を受けたことがないこと、と規定し、オリンピックに参加する選手の「アマチュア資格」の有無は公認IFの判断に任せるという立場をとっている。この規定改定により直ちに

ける「アマチュアリズム」はもはやすっかりと形骸化されてこんにちに至っている。勿論この方針転換は、現代社会において引き続きオリンピック運動がその命脈を永らえさせるためには必要な措置であったことは紛れもない事実であるが、しかしスポーツ界がおかれているいまの現状からすれば、その代償はあまりにも大きかったといわざるをえない。私がこの章のはじめのところで「オリンピズム」を現代社会に適合する形で、ゼウスに代わる「普遍的イデオロギー」として現代に確立し、国際政治と「商業主義」からの侵食に対する「砦」とすることが必要と述べたのは、小手先の「防波堤」を修築する作業では、侵入してくる波の勢いに抗することができないと考えたからに他ならない。非常に重大な問題として顕在化している倫理的問題、すなわち「モラルの荒廃」の問題は、スポーツ関係者すべての心の中に巣くう内面の問題であり、これを治癒させるには、一人ひとりが、これと対峙できる「気高く高貴な心」、なにもものにも抗しうる「誇り高く毅然とした心」を育まなければならない。そのためには1982年のオリンピック憲章に規定されるように、現状のオリンピックを「光輝ある歴史と高邁な理想」(＝クーベルタンが憧れた「ヘレニズムの価値」)に一步でも近づける努力を怠らずに続けていくしかないように感じられる。それには何よりも、まず第一歩として現行のオ

---

プロの参加が認められることになったわけではないが、この改訂によって憲章上はオリンピックへの参加資格はアマチュアでなければならないというものではなくなったのである。

ちなみに、私の手元にある1963年(昭和38年)度版のオリンピック憲章では、第26条と34条で「アマチュア」以外の者はオリンピック参加資格を有しないと明確に規定している。26条では「アマチュアとは、現在においても過去においても、趣味、嗜好からスポーツに専念し、それによってなんらかの物質的利益を得ない者をいう」とし、①現在および将来にわたる生活基盤を保障する収入源を持っていない者、②スポーツに参加で報酬を受けたことのある者、また現在受けている者、③IF規定、本条に関するIOCの公式見解(オリンピック憲章付属文書)に従わない者については、「アマチュア資格を享有しない」と言明している。また34条では「オリンピック競技大会に参加を許されるためには、競技者は、規約26条に規定されたアマチュアであって、国際オリンピック委員会によって、そのスポーツを監督しているものとして承認された国際競技連盟に所属しているものでなければならない」と規定されているのである。

リンピック憲章に規定される「オリンピックの理想」(=「オリンピズム」)がどのようなものであるかをしっかりと捉えなおすことから始めなければならない。そしてそれをオリンピック運動に携わる世界中のスポーツ関係者の従うべき行動準則(倫理規範)として、いま一度しっかりと確立していかなければならないだろう。

では現行のオリンピック憲章(2004年版)にはどのように「オリンピックの理想」が書き記されているのだろうか?そのキーワードが「オリンピズム」である<sup>26</sup>。同憲章は本規定の前に、「緒言」と「オリンピズムの根本原則」をもうけ、その中で「オリンピックの理想」を規定する。同憲章は、前述したように、まず「緒言」で、オリンピック憲章を「オリンピズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したもの」と明記し、「憲法的な性格の基本法として、根本原則とオリンピズムの本質的な諸価値を宣言しかつ想起させるもの」であると位置づけ<sup>27</sup>、そして続く「オリンピズムの根本原則」において、それを具体的に表記し規定しているのである。

「オリンピズムの根本原則」は第1項から第6項より構成されるが、ここで規定される根本原則は、以前のオリンピック憲章の第1章に規定

---

<sup>26</sup> 私の手元にあるオリンピック憲章で、「根本原則」に「オリンピズム」という用語が用いられるようになったのは1991年度版の憲章からである。JOCの公式訳では“Olympism”を、第1項では「(近代)オリンピック」(=Modern Olympism)、第2項、3項、4項では「オリンピック精神」と訳出している。96年の憲章では、第1項の“Modern Olympism”をそのまま「近代オリンピズム」、第2項、3項、4項の“Olympism”もそのまま「オリンピズム」と訳出している。そして96年の憲章から、新たに「スポーツ活動は人権である」という第8項と付け加えられている。

<sup>27</sup> 緒言には以下のように記されている。

「オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会(IOC)によって採択されたオリンピズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したの」であると共に「憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるもの」である。オリンピック憲章には本質的に、以下の3つの主要な役割が課されている。a)「憲法的な性格の基本法として、根本原則とオリンピズムの本質的な諸価値を宣言し想起させる」こと、b)「オリンピック憲章はIOCの規則」でもあること、c) IOC、IF、NOC、大会組織委員会の相互の主要な権利と義務を規定するものであること、そしてこれらの団体の全てがオリンピック憲章に従う義務があるということ。

される「根本原則」を整理し、その中からオリンピック運動における原則とその運動における理念的な要素を抽出し再構成して規定したものと考えられる。例えば1982年の憲章では、第1章の「根本原則」において10か条の条文を規定するが、その中で理念的なものを規定するのは第1条の「オリンピック運動の目的」を除き見出すことはできない<sup>28</sup>。しかもそこには簡単に4つの目的しか規定されていないのである。その4つの目的とは、①スポーツの基盤となる肉体的・道徳的資質の発達を促進すること、②スポーツを通じ相互理解、友好の精神を涵養し、それによってより良い、より平和な世界の建設に協力すること、③オリンピック原則を世界化することで国際親善を創出すること、④世界中の若者をオリンピック競技大会に参集させることであり、そこには「オリンピックの理想」の断片しか読み取ることができない。③の国際親善を創出するために世界化するところの「オリンピック原則」とは何なのか？まずもってその意味するところを理解することはできない。また②に掲げられた目的にしても、スポーツと相互理解、友情の精神、世界平和、これがどのようなつながりをもつものなのか？この規定を見ただけでは、その規定の意味するところのものを正確に把握することはできないだろう。こんにち「オリンピズム」が多様な価値を有する総体として捉えられ、「教育的価値」から始まって6つの価値に類型化されるに至った原因も、一つには憲章に明示的にこれを定義し、規定しなかったところに求められよう。その意味では、クーベルタンの「オリンピズム」は、「オリン

<sup>28</sup> 1982年憲章の第1章「根本原則」は10か条から構成される。第2条はオリンピック競技大会とその構成に関する規定であり、第4条はオリンピック運動におけるIOCの権限に関する規定である。以下、第5条は冬季大会に関する規定、第6条はオリンピック旗・シンボル・モットー・エンブレム・聖火に関する規定、第7条と8条はオリンピック参加に関する規定、第9条はオリンピックの非国家性に言及する規定、第10条はオリンピックにおけるIOCの諸権利に関する規定となっている。オリンピックおよびオリンピック運動における理念的なものと結びつく原則を明記した条文は、第3条の「どのような国、あるいは個人であれ、人種、宗教もしくは政治的理由として差別をしてはならない」とする規定以外設けられていない。

ピック原則」とは記されているものの、憲章上は理想を追求する指針にとどまり、行動準則としては明示的に規定されていなかったのである。ゆえに「アマチュアリズム」と「平和主義」のみが価値概念として突出して主張され続けたのではないだろうか。「オリンピックとは？」との設問に対し、誰もが異口同音に「平和の祭典」であると答えるという現状、国際平和の観点から事ある毎に「オリンピック休戦」が提唱され続けているという現状、あたかもオリンピックという文化装置が政治的目的を実現するための政治的装置でもあるかのように、政治的色彩を帯びて語られる原因もまた、この「オリンピック運動の目的」に規定される文言が、人々の好みや関心に副って選択的に捉えられているからに他ならないように思われる。「国際平和」という極めて政治性が強い「スキーマ」(schema)は一朝一夕に実現できるものではないのであり、もしここに(82年憲章)現れている「オリンピックの理想」をより深く、広がりを持った全体像として捉えようとするならば、繰り返しになるが、第2章第11条の「IOCの法的資格・目的・権限」に規定される条文——「オリンピック競技大会をピエール・ド・クーベルタン男爵とその同志たちによる大会復活の原動力となった光輝ある歴史と高邁な理想に更に一層ふさわしいものにすること」——を補ってこれを考えなければならないだろう。でなければ「オリンピック原則」が指し示すところのものを具体的なイメージとして把握することができないのである。このように以前のオリンピック憲章では、クーベルタンが掲げた「オリンピックの理想」をあまりにも簡潔に規定するにとどまっていたのである。

その点現行の憲章(2004年版)は、82年憲章が単に「オリンピック原則」と規定しているのに比べれば、かなり具体性をもってこれを規定する。そしてその原則は「緒言」にあるように、オリンピック運動の、かつオリンピック競技大会の行動準則とされているのである。

「オリンピズムの根本原則」では、まず第1項に「オリンピズムは人

生哲学」であると規定する。そしてそれは「肉体と意志と知性を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである」とし、続けて「スポーツを文化や教育と融合させるオリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の想像である」とその哲学的原理を説明している。第2項では「オリンピズムの目標」を「スポーツを人間の調和のとれた発達に役立てる」とともに「人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を促進することにある」と規定し、第3項では「オリンピック・ムーブメント」を「IOCの最高権威の下、オリンピズムの諸価値に依って生きようとする全ての個人や団体によって組織化された普遍的かつ恒久的な活動である」と規定している。第4項においては、「スポーツの実践は人権の一つである」と規定し、その実践の機会は「オリンピック精神 (Olympic spirit) が要求するところの友情、連帯 (solidarity)、フェアプレーの精神を伴った相互理解の精神に基づき、無差別に与えられなければならない」と規定されている。以下第5項では、「人種、宗教、政治、性その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなるものもオリンピック・ムーブメントには相容れないものである」とし、オリンピック運動の無差別主義と平等主義を規定し、第6項では、オリンピック・ムーブメントへの参加条件を「オリンピック憲章の遵守」と「IOCによる承認」と規定する。

このなかで「オリンピズムの本質的な諸価値を宣言し想起させるもの」として注目されるのは、第1項、第2項であろう。そしてこの2つの条項に共通して見出されるのが、`人間教育の哲学、であり、`理想、である。クーベルタンは、フランスの「主知主義」偏重の教育の弊害を一方に見つめ、他方でイギリスの「スポーツ教育」のなかに「人格陶冶」の理想的教育のあり方を見出し<sup>29</sup>、これを国際化することで世界平和を創

<sup>29</sup> クーベルタンは、フランスの教育を「権威の産物」とみなし、そこでは『権威』と『尊敬』

造しようとした。そしてそこに見出している人間像には、まさに神（ゼウス）の前に自らの誇りとその能力の限りをかけて戦ったヘレニズムのスポーツ戦士の姿が映し出されていたのである。

この点を考慮し、創設者クーベルタンがオリンピックに託した思想を補い第1項ならびに2項に規定される「オリimpiズムの原則」を解釈しようとするならば、これら2つの規定の意味するところは以下のようなものであると考えられよう。第1項の「オリimpiズム」が想定し目指すところの「肉体と意志（精神）と知性」が均衡した総体としての人間像とは、月桂樹の冠に象徴される、純粋に「アレテ」（卓越性）を追い求める心、「キュドス＝勝者の栄光」を追い求め、「クレオス」（名誉）を重んじる心を持ったヘレニズムのスポーツ戦士と同じような、<sup>30</sup> 気高く高邁、で、自己の意思と身体能力の限りを尽くし正々堂々と戦う<sup>30</sup> 誇り高き、スポーツマンの姿であろう。彼はイギリス流の「スポーツ教育」を通してそうした人間を創造しようと考えたのである<sup>30</sup>。同規定後半の

---

が支配しているとする。教師の役割は「生徒に対して権威への従順、とりわけ尊敬の習慣」を吹き込むことで、そうした教育の下で、生徒は肉体だけでなく精神も「屈服するまで鞭打たれ」、その結果依存的な子どもが育成されているとみている。『権威』と『尊敬』が支配する教育環境のなかで、「規則正しさ」と「従順」を強要し、自我の形成もはかれないまま、恭順のなかで知識のみが教授されるフランスの教育（「主知主義」に基づく「百科全書的知識教育」）のあり方、これが教育現場の懈怠と不道德性を生み出しているとみなしているのである。彼はこうしたフランスの教育に代わるものをイギリスのパブリック・スクールに見出し、これをもって「人格陶冶」の手段にしようと「スポーツ教育」を提唱しているのである。彼はイギリスの教育の格言は「自由」と「自立」であるとし、「教師はその言葉、その手本、その指導を通して子どもたちの中の善良さや正直さを発達させる手助けをする…彼（教師）は自分の学校を外の世界の縮図」と位置づけ、「そこに外の空気を取り入れ（生徒たち）に吸わせ」、「いいことや楽しいことを取り入れ味合わせ」、「問題を取り込んでそれに直面」させる。「これらすべてを子どもたちの身体的知的道徳的能力に適合させるようにすること」が「教師の技法」であり、教師の役割であるという認識を示している（「競技教育」—1889年1月26日、科学振興協会第18回会合）。

[http://shgshzmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/ed\\_athletique\\_jp.html](http://shgshzmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/ed_athletique_jp.html)

クーベルタン原典翻訳ブック「イギリス教育」参照。

[http://www.shgshzmz.gn.to/shgmax/public\\_html/ed\\_angl\\_jp.html](http://www.shgshzmz.gn.to/shgmax/public_html/ed_angl_jp.html)

<sup>30</sup> 前掲書『オリンピックと近代』p.p.289-290, p.p.334-335、前掲書『オリンピック・ス

「オリンピズム」が追求するものとして規定される「努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造」にしても、それは勇敢で危険をも顧みず、いかなる困難にも立ち向かい、挫けず、ひたむきに努力しこれを乗り越えようとする強い意思を持った自由で、主体的な人間、の創造を意味し、そこに規定される「普遍的・基本的・倫理的諸価値」とその尊重を、スポーツ活動における「鍛錬」と「忍耐」、そして「勝利」による喜び、の中から育むことを願っていたのである。以上の点からすれば、「緒言」に規定されることの「オリンピズムの本質的諸価値」、ならびに「オリンピズムの根本原則」第1項の「オリンピズム」は「人生哲学」であり、多様な価値に基づく「生き方の創造」であるとする規定は、上記のような意味を込めて解されなければならないだろう。

では次に第2項の「オリンピズムの目標」とされる「スポーツを人間の調和のとれた発達に役立てる」と「人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を促進すること」とは、どのような意味を有しているのだろうか？簡単に結論を先に述べるとするならば、前半の規定は、前項の「オリンピズム」の教育理念を実際的な活動の目標と位置づけるものであり、後半の規定は、未だ実現を見ないわれわれ人類の政治的目標であるところの国際平和を、第1項の「スポーツ教育」によって創造された調和的であり完成された主体の人間の他者を思いやる心（Olympic spirit）——「人間の尊厳」を重んじる心——を礎とし、その心を世界的に推し

---

タディーズ」p.p.59-60、クーベルタン原典翻訳ブック「近代オリンピズムの哲学的基礎」、「オリンピズムの礼賛」、「スポーツへの頌歌」、「ラ・デブリイヤーディズ」、「スポーツと社会問題」、「スポーツと近代社会」参照。

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/philosophie\\_olymp\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/philosophie_olymp_jp.html)

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/apotheose\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/apotheose_jp.html)

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/ode\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/ode_jp.html)

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/debrouillardise\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/debrouillardise_jp.html)

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/q\\_sociale\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/q_sociale_jp.html)

[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/sp\\_soc\\_modern\\_jp.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/sp_soc_modern_jp.html)

広めることで、民主的で平和な国際社会を実現しようとするものであると解される。さらに同規定の意味するところを付言するとするならば、そのような世界平和の実現を、文化の相互的交流とそれによる友好と親善を拠りどころとして世界中の人々の心に中に「平和の砦」を築くことで、より確実なものにしようと規定するユネスコ憲章前文と同様に、これをスポーツにより教化されるところの「主体的な人間」の心に依拠して、第3項に規定するオリンピック運動——「オリンピズム」の諸価値に依拠する組織的な文化活動——を通じてこれを世界化し、未だ実現しない人類の政治的目標をスポーツ文化——スポーツが有する教育的・社会的機能——の側面から支援し、スポーツによって結びついた共同体社会で創造することでその実現をはかろうとするものであると解されるのである。

## おわりに

これまでの考察を通していえることは、「オリンピズム」とは、スポーツを通じた人間教育であり、憲章の言葉を用いるならば「人生哲学」であり、「肉体と意志と知性」が調和した「主体的人間の創造」であって、そのなかで培われる諸価値に基づいた「生き方の創造」である——なによりもまずこのことを「オリンピズム」の価値の中心にすえなければならない。そしてまたそれは同時にそうしたスポーツによって教化された<sup>①</sup>自由で完成された主体的な人間、(人間存在そのもの)を礎として、「人間の尊厳に重きを置く」民主的で平和な国際社会共同体を創造するものであるということをしっかりと認識する必要があると考えられるのである。<sup>②</sup>スポーツ教育による、気高く高邁で毅然とし、何ものにも立ち向かうことのできる主体的な人間の育成、⇒<sup>③</sup>そういう人間存在を価値的基準として創造されるスポーツ共同体の形成、⇒<sup>④</sup>民主的で平和な国際社会の実現、それが「オリンピズム」の目標とされるところのもので

あると断じられよう。そしてそれこそが、われわれが一般に「平和の祭典」として認識しているオリンピックと、ならびに国際的かつ世界的な活動として展開されているオリンピック運動の本当の姿であり、「オリンピックの理想」とされるものであると結論づけられよう。

そうした理想の追求の実践的活動の場として展開されるオリンピック競技大会ならびに世界文化政策として展開されるオリンピック運動の最高の権威機関であり、かつ統括機関である IOC は<sup>31</sup>、憲章上保障されるオリンピック競技大会における諸権利<sup>32</sup>の確保を追及するだけでなく、何にもましてその創設以来の IOC に課せられた任務を全うすることが求められよう<sup>33</sup>。オリンピック運動の持続的発展を確保するという意味では、ある程度の利益を追求する姿勢は許されるかもしれないが、ここにち的な「モラルの荒廃」という目を被うばかりの現実的状况からすれば、まずもってオリンピック運動が目指す理想を現実のとすべく、「オリンピズムの根本原則」に規定される理想を、単に理想にとどめるのではなく、これを行動理念、従うべき行動準則として位置づけ、これを追

<sup>31</sup> 憲章第1章第1条「オリンピック・ムーブメントの構成と全般組織」1項ではIOCをオリンピック・ムーブメントの最高機関であると規定、2項では「オリンピック・ムーブメントに関係するいかなる個人・団体ともIOCの決定に従わなければならない」と規定する。また第6条「オリンピック競技大会」3項では、「オリンピック競技大会に関するいかなる問題も、最終的権限はIOCにある」と規定されている。その他関連条文としては第2章第15条「IOCの法的地位」4項、第18条「IOC総会規定」1項および2項、第19条「IOC理事会規定」3項、第23条「処分および制裁規定」、第3章第26条「IFの承認」、第4章第28条「NOCの使命と役割」9項、第5章第34条「開催都市の選定」、第45条「招待とエントリー」2項および4項ならびに同付属細則1項、2項、第47条「競技プログラム、競技・種別・種目の承認」等があげられ、IOCの具体的管轄権が規定されている。

<sup>32</sup> 憲章第7条「オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利」1項では、「オリンピック競技大会はIOCの独占的資産である。IOCは…大会に関する全ての権利と関連データ、…全ての権利を所有する」と規定し、2項で「オリンピックのシンボル、旗、モットー、賛歌」等、『オリンピック資産』の全てとそれに関する「あらゆる権利…使用する全ての権利は、…独占的にIOCに帰属する」と規定されており、その具体的権利内容は規則7-14付属細則において詳細に規定されている。

<sup>33</sup> 憲章第1章第2条では、IOCの使命として「オリンピズムの世界的普及の促進」と「オリンピック運動を主導すること」の2つの事項をあげ、同条1項で「スポーツにおいて

求すべく襟を正すことが求められているのである。

WADA (World Anti-Doping Agency) のドーピングをめぐる永遠なる闘いにしても、今後いかに新たな検査制度を整備し、禁止薬物を新たにリストに書き加えたところで、ラドゥカンのような悲劇を生むばかりで治まるところを知らないだろう。遺伝子ドーピングの可能性が近未来において現実化すると騒がれているこんにちの状況からすれば、ルールによる規制強化ではほとんどその効果を望むべくもなく、それよりも禁止薬物への誘惑にかられない<sup>34</sup>高邁な倫理規範、をアスリート各自の中に育み、これを心の<sup>35</sup>砦<sup>36</sup>としてこの問題と対決していくことが望まれよう。困難な問題かもしれないが、この作業をおいてほか「フェアプレーの精神」であるとか、「スポーツマンシップ」であるとか、スポーツ存在の根幹に関わる「スポーツ倫理」の問題を解決すべき術はないように思われる。その意味では、本論中にも何度も言及したように、「オリンピズム」に掲げる理想を倫理規範としてオリンピックに関係するすべての人々に推し広げ、追求すべき価値あるものとしてしっかりと確立していくことが望まれよう。

最後に産業社会の中のオリンピックという観点から一言申し述べてこの拙論を終わることとしたい。「商業主義」に翻弄されるオリンピックの現実の姿は、ある意味で産業化した社会そのものが抱えている問題そのものであり、その縮図ともいえるものである。産業社会における競争原理が、「勝利至上主義」を生み出し、「スペクタクル・スポーツ」とし

---

フェアプレーの精神が隔々まで広がり、暴力が閉め出されるよう努力すること」と規定しており、第2章第15条3項では、「IOCの目的は、オリンピック憲章に基づいて課された使命、役割、責任を果たすことにある」と極めて明瞭にその任務が規定されている。

<sup>34</sup> 最近では視聴者の記録を求める欲求に呼応するように、テレビ実況放映において、世界記録との差を視覚的に認識できるようさまざまな演出が凝らされるようになっている。実際にはありもしない世界記録の到達ラインがCGを駆使して、テレビ画面では映し出されている。その演出が視聴者の欲求を満足させ、テレビの前に視聴者を釘付けにしているのである。

てオリンピックの商品価値を生み出すものとなっていると考えられるのである。「テレビンピック」においては視聴率がなにものにも代えがたい絶対的価値をもっており、こんにち視聴者は、単に勝利だけでなく、それ以上に「記録（レコード）」を追い求めているのであって<sup>34</sup>、その視聴者の志向によってオリンピックは常に至上のものであることが要求され、一方競技者は自己の身体的能力を超える過剰な「記録」を追求せざるを得ない状況におかれ、過密な競技スケジュールの下で消費され続けているのである。競技者の価値は「記録」によって推し量られ、世界記録を樹立した者だけがその榮譽を手にする。そしてその「記録」は新たに「記録」が樹立された時点で「無価値」となり、そのレコードの背後にある競技者の至上のものを追い求める努力も簡単に過去のものとして消費されようになってしまっている。オリンピック競技者は、オリンピックでの榮譽を求め——最近では金銭的報酬を求める傾向が強くなっているように感じられる——身体的鍛錬では補えない能力を薬によって補おうとし、ドーピングに手を染めているという現状が垣間見られる。いうならば行き過ぎた「勝利至上主義」や「テレビンピック」と揶揄されるような「商業主義」の蔓延の背後には、それを生み出す視聴者側の意識の問題も存在しているのである。そして、こうした私の認識が正しいとするならば、クーベルタンの『人生で最も重要なことは、勝ことではなく戦うことである。本質的には“勝ったこと”ではなくて、けなげに戦ったことである。その規範の広く及ぼすところ、人間を勇敢により強健にし、その上より気高く優雅なものにする』という言葉や、オリンピックに参加する競技者だけではなく、オリンピックを観戦する「37億人」の聴衆もいま一度吟味し、その意味するところを十分に理解し、共有することが望まれていると考えられよう。

19世紀末の価値の変動が激しい変革期のヨーロッパにおいてクーベルタンによって「人間教育の理念」として創案された「オリンピズム」(=

「オリンピック理念」)、その現代的意義は、「グローバリゼーション」と「市場原理主義」が猛威を振るう産業社会にあって、「国民国家」が動揺し、「自己責任」が追及され、また一方で豊かさのなかで個々の人間が主体性を喪失し、個人がアトム化し社会との接点を見出せないまま漂白しているという現状からすれば、「国際平和」の観点からばかりではなく、人間形成——「主体的人間」の創造——という観点からも引き続き重要な意義と価値をもつものであると考えられよう。現代社会の基調である民主主義は自由で自立した個人を前提として成り立つ社会統治の制度なのであって、自立した主体的な個人の存立は、民主的社会が存立するためには不可欠な基本的要素であると位置づけられるのである。

## 〈参考文献〉

フェレンス・メゾー著／大島鎌吉訳『古代オリンピックの歴史』ベースボール・マガジン社、昭和38年。

ジュディス・スワドリング著／穂積八洲雄訳『古代オリンピック』NHK 出版協会、1994年。

西川亮・後藤淳著『オリンピックのルーツを訪ねて』協同出版、2004年。

桜井万里子・橋場弦編『古代オリンピック』岩波書店、2004年。

鈴木良徳著『オリンピック外史 —第一次大戦をはさんだ二つの大会』ベースボール・マガジン社、1980年。

鈴木良徳著『続オリンピック外史 —古代オリンピア祭・クーベルタンのすべて—』ベースボール・マガジン社、1882年。

鈴木良徳著『オリンピック暮色』ベースボール・マガジン社、1985年。

日本オリンピック委員会監修／日本オリンピック・アカデミー編『オリンピック事典』プレスギム・ナスチカ、1981年。

川本信正監修『オリンピック事典』三省堂、1984年。

結城和香子著『オリンピック物語 —古代ギリシャから現代まで—』中央公論新社、2004年。

永井松三編『オリンピック精神』第12回オリンピック東京大会組織委員会、昭和13年。

カール・ディーム編／大島鎌吉訳『ピエール・ド・クーベルタン オリンピック回想』ベースボール・マガジン社、1976年。

Autorisierte Übersetzung von Gertrud John, OLYMPISCHE ERINNERUNGEN von Baron Pierre De Coubertin Begründer und Lebenslänglicher Ehrenpräsident der Olympischen Spiele der Neuzeit. Wilhelm Limpert-Verlag, Berlin SW 68.

ジョン・J・マカルーン／柴田元幸・菅原克也訳『オリンピックと近代 —評伝クーベルタン—』平凡社、1988年。

John J. MacAloon(ed.), This Great Symbol Pierre de Coubertin and the Origins of the Modern Olympic Games. The University of Chicago Press, Published 1981.

伊藤公著『オリンピックの本 —希望の祭典を永遠に—』サイマル出版、1986年。

スポーツビジネス研究会著『ピーター・ユベロスのオリンピック・ビジネス』書苑、昭和59年。

多木浩二著『スポーツを考える —身体・資本・ナショナリズム—』筑摩書房、1995年。

玉木正之著『スポーツとは何か』講談社、1999年。

池井優著『オリンピックの政治学』丸善（株）、平成4年。

ジェームズ・A・ミッチェナー著／宮川毅訳『スポーツの危機』下巻、サイマル出版、1978年。

リチャード・マンデル著／田島直人訳『ナチ・オリンピック』ベースボール・マガジン社、1976年。

永石啓高 オリンピック憲章に規定されるオリンピック理念

国際観観局『1936年オリンピック大会調査資料』、昭和12年6月。

ダフ・ハート・デイヴィス著／岸本完司訳『ヒトラーの聖火 ―ベルリン・オリンピック―』東京書籍、1988年。

藤原健固著『国際政治とオリンピック』道和書院、平成9年。

ジェームス・リオードン著／藤原健固訳『ソビエトのスポーツ』道和書院、昭和54年。

James Riordan, *Sport in Soviet: Society Development of Sport and Physical Education in Russia and the USSR*. Cambridge University Press, First paperback edition, 1980.

ジェームス・リオードン他著／古市英監訳『共産圏のスポーツ』同朋舎、1987年。

里見悦郎著『最新ソビエトスポーツ研究 ―その歴史と制度―』不昧堂出版、平成3年。

ジェフリー・ミラー著／宮川毅訳『オリンピックの内幕』サイマル出版、1980年。

清川正二著『スポーツと政治 ―オリンピックとボイコット問題の視点―』ベースボール・マガジン社、1987年。

ロード・キラニン著／宮川毅訳『オリンピック激動の歳月 ―キラニン前IOC会長による五輪回想録』ベースボール・マガジン社、1983年。

デヴィッド・ミラー著／橋本明訳『オリンピック革命』ベースボール・マガジン社、1992年。

ヴィヴ・シムソン、アンドリュー・ジェニングス／広瀬隆監訳『黒い輪 ―権力・金・クスリ オリンピックの内幕―』光文社、1992年。

アンドリュー・ジェニングス著／野川春夫監訳『オリンピックの汚れた貴族』サイエンティスト社、1998年。

江沢正雄著『オリンピックは金まみれ ―長野五輪の裏側―』雲母書房、1999年。

池田勝・守能信次編、講座・スポーツの社会科学1 『スポーツの社会学』杏林書院、1998年。

須田泰明著『37億人のテレビンピック ―巨額放映権と巨大五輪の真実―』創文企画、2002年。

石井清司著『スポーツと権利ビジネス ―時代を先取りするマーケティング・プログラムの誕生』かんき出版、1998年。

清水諭編『オリンピック・スタディーズ ―複数の経験・複数の政治―』せりか書房、2004年。

中村敏雄編『現代スポーツ評論10 ―オリンピックの記憶と幻想』創文企画、2004年。

杉山茂・岡崎満義・上柿和生編『スポーツアドバンテージ・ブックレット ―特集アテネから見た日本スポーツの未来』創文企画、2004年。

(ながいし ひろたか・本学助教授)

苫小牧駒澤大学紀要第16号（2006年11月30日発行）

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 16, 30 November 2006

# 保険医療材料制度改革の動向と原価計算の課題

Trends of the Insurance Medical Material System Reform  
and the Problem of Costing

川 島 和 浩  
KAWASHIMA Kazuhiro

キーワード：医療保険制度改革、診療報酬体系、特定保険医療材料、  
材料価格算定ルール、内外価格差

## 要旨

近年、医療技術の進歩、患者ニーズの多様化などに伴って、保険適用される診療行為の範囲を決定する手続きの明確化が議論されている。また、今後の医療政策や医療需要の観点から、保険適用された個々の診療行為に対する公定価格の決定過程を透明化することが議論されている。具体的には、個別の診療行為の点数を決定する手続きの明確化、薬価算定ルールの明確化、材料価格算定ルールの明確化である。本稿では、中医協の内部組織の一つである保険医療材料専門部会における審議内容に注目し、ホームページ上で公開されている議事資料や議事録を手掛かりとして、保険医療材料に関する制度改革の動向を考察している。とりわけ、材料価格算定ルールに関連する原価計算の機能の現状と課題を考察している。

## 目 次

- I. はじめに
- II. 医療機器における保険適用区分と診療報酬
- III. 保険医療材料制度改革の動向
- IV. 特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準
- V. おわりに

## I. はじめに

2006（平成18）年2月15日、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」とする。）は、中医協総会を経て、厚生労働大臣から諮問を受けていた2006年度診療報酬改定に関する答申を公表した。今回の診療報酬改定では、2002年度のマイナス2.70%をさらに上回り、マイナス3.16%という史上最大の改定率が決定された。このことは、病院、診療所および調剤薬局（以下「医療機関」とする。）に対して、公的医療保険から支払われる診療報酬が減額されることを意味する。

わが国の医療保険制度は、医療機関の費用を、医療機関が提供した保険医療サービスの対価として公的医療保険から受け取る診療報酬で賄うという考え方が採用されている。診療報酬とは、診療、投薬等の診療行為に対して医療機関に保険償還される費用のことであり、法律によってその算定方法が定められている。現行では、診療点数に診療単価（1点当たり10円）を乗じた診療報酬額が算定されている。また、保険診療で使用する医薬品や医療材料についても、法律によってその基準価格が定められている。それらは、一般に、保険適用される診療行為の範囲を定める「品目表」と、保険適用された個々の診療行為の公定価格を定める「価格表」からなる診療報酬体系において明らかにされている。

しかしながら、診療行為における「個々の点数は、必ずしも各診療行

為の原価を反映するものではない」<sup>1</sup>という指摘がある。また、診療報酬体系の性格が医療費を抑制する主要なメカニズムであるという観点から、「全体的な傾向としては、医療費を大きく押し上げる手術などの専門医療に対してはコスト割れの点数が設定されており、反対に比較的安価な外来の一般的医療に対してはコストを上回る点数となっている」<sup>2</sup>という指摘もある。

近年、医療技術の進歩、患者ニーズの多様化などに伴って、保険適用される診療行為の範囲を決定する手続きの明確化が議論されている。また、今後の医療政策や医療需要の観点から、保険適用された個々の診療行為に対する公定価格の決定過程を透明化することが議論されている。具体的には、個別の診療行為の点数を決定する手続きの明確化、薬価算定ルール of 明確化、材料価格算定ルールの明確化である。現行の診療報酬体系は、初診料・再診料、入院料、手術料などからなる「技術・サービスの評価」と、医薬品や医療材料からなる「『もの』の評価」で構成されており、この見直しが重要な論点となっている。それは、まさに、医療機関に対する原価計算の課題である。

現在、わが国には、厚生労働大臣の諮問機関として中医協が設置され、公的医療保険から医療機関に支払われる公定価格を決定する権限が付与されている。中医協には、総会のほか、中医協委員および専門委員の一部から構成される、①薬価専門部会、②保険医療材料専門部会、③診療報酬基本問題小委員会、④調査実施小委員会、という4つの内部組織が設置されている<sup>3</sup>。このうち、保険医療材料専門部会では、所掌事務として、特定保険医療材料の保険償還価格（以下「材料価格」とする。）などに係る専門的事項が審議されている。

中医協は、2004年10月27日に開催された中医協全員懇談会において、「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」を議論し、審議過程のより一層の透明化を了解し、議事規則の改正を実施した。中医協

における審議は、すべて公開で行われてきたとはいえ、その議事録については、概要が厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/chuo.html>) で公開されるのみであり、審議過程の透明性について不十分であるとの意見が示されていた。この結果、今後は、議事録について、事前に各委員の了解を得た上で、厚生労働省のホームページで公開することが明示された。

本稿では、中医協の内部組織の一つである保険医療材料専門部会（以下「中医協材料部会」とする。）における審議内容に注目し、ホームページ上で公開されている議事資料や議事録<sup>4</sup>を手掛かりとして、保険医療材料に関する制度改革の動向を考察している。とりわけ、材料価格算定ルールに関連する原価計算の機能の現状と課題を考察している。

そこで、まず、医療機器（医療材料を含む。以下同じ。）における保険適用区分と診療報酬の関係を明らかにし、2006年度の保険医療材料制度改革の主要な見直しのポイントを整理する。次いで、特定保険医療材料の機能区分において従来から指摘されている内外価格差の問題を考慮し、新規の機能区分における基準材料価格の算定方法と既存の機能区分における基準材料価格の算定方法を明らかにする。そして、外国平均価格にもとづく価格調整や再算定が内外価格差を是正する手段として適用されている現状を考察する。現在、新規機能区分では外国平均価格の2倍、既存機能区分では外国平均価格の1.5倍、という指標が、それぞれ価格調整や再算定を実施する重要な尺度になっている。

## Ⅱ．医療機器における保険適用区分と診療報酬

### 1．医療機器における保険適用上の区分

厚生労働省医政局によって、2004(平成16)年2月13日に公表された「医療用具の保険適用等に関する取扱いについて」<sup>5</sup> は、近年の保険医療材

料制度改革の一環として、2006年2月15日に「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」として改定されている。なお、2004年10月27日に開催された第55回中医協総会における議論を踏まえて、保険適用上の区分ごとにその内容を示す表意的な名称が加えられている。

現在の医療機器の保険適用上の区分は、次のような5つの区分で構成されている。すなわち、①A1（包括）、②A2（特定包括）、③B（個別評価）、④C1（新機能）、⑤C2（新機能・新技術）である。

この場合、まず、①A1（包括）とは、当該医療機器を用いた技術が、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号。以下「算定方法告示」とする。）に掲げられている項目のいずれかによって評価され、保険診療で使用できるものであって、A2（特定包括）以外のもの（C1やC2に相当しないもの）をいう。

②A2（特定包括）とは、当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のうち、特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分のいずれかに該当するもの（C1やC2に相当しないもの）をいう。

③B（個別評価）とは、当該医療機器が、特定保険医療材料およびその材料価格（以下「材料価格基準」とする。）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの（C1やC2に相当しないもの）をいう。

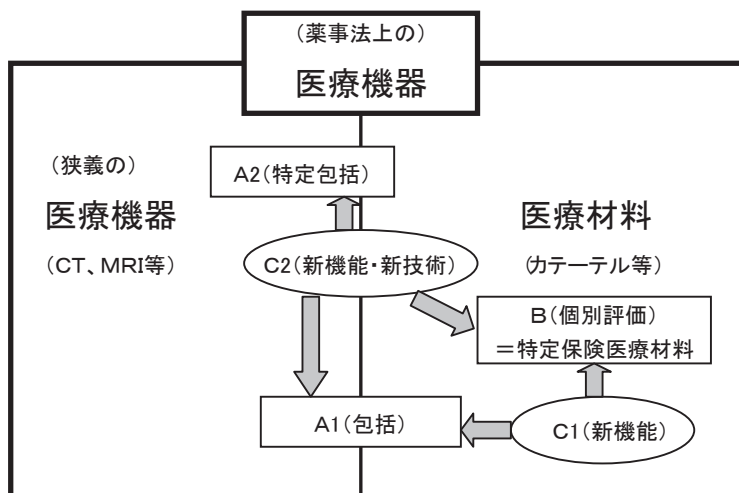
④C1（新機能）とは、当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているものの、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定または見直しについて審議が必要なものをいう。

最後に、⑤C2（新機能・新技術）とは、当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示において新たな技術料を設定し、評価すべきものであって、中医協において保険適用の可否について審議が必要なものをいう。

図表1では、医療機器における保険適用上の区分の概念図を示してい

る。ここでは、薬事法上の医療機器において、狭義の医療機器としてのCT（コンピュータ断層撮影装置）やMRI（磁気共鳴画像装置）等と、医療材料としてのカテーテル等が個別に概念区分されている。そして、B（個別評価）が完全に独立した特定保険医療材料であること、医療材料の概念のもとでC1（新機能）がその機能や効果等に応じてA1（包括）とB（個別評価）に区分されていることがわかる。

図表 1 医療機器の保険適用区分の概念図



（出典）第19回中医協保険医療材料専門部会（2005年5月18日）での資料より作成。

## 2. 医療機器における診療報酬上の評価

わが国の診療報酬は、1961（昭和36）年の国民皆保険制度の創設以来、基本的に出来高払い制による支払方式を採用している。医療機関が受け取る診療報酬は、診察、投薬、注射、検査、処置、手術など個々の診療行為ごとに点数が決められており、医療機関は患者に提供した医療サービスの費用をこの診療報酬点数にもとづいて算定し、その合計額を保険

者に請求する仕組みが採用されている<sup>6</sup>。診療報酬点数表は、医療保険における医療費用の額を定めたものであり、そこには、医療機関で行われる診療行為の種類や項目別に点数が記載されており、各診療行為の点数に単価（1点10円）を乗じた診療報酬額が算定されている。

診療報酬は、「医療従事者の人件費や医療施設等の資本費を賄うと考えられる診療報酬の『本体部分』（全体の約7割を占める）と医薬品および医療材料の報酬とに分けることができる」<sup>7</sup>とされ、「公定価格の設定という点では、前者は明確な設定ルールがないが、後者は設定ルールがある」<sup>8</sup>といわれている。医療分野においては、市場経済が適正に機能しないため、価格メカニズムをある程度機能させるためには、医療機関のインプット購入価格にもとづいて公定価格を設定するという診療報酬改定方式の採用に一定の理解が得られている。実際、薬価や特定保険医療材料（カテーテルなど個別に保険償還する医療機器）の価格制度は、このような考え方にもとづいて構築され、現在に至っている<sup>9</sup>。

なお、診療報酬については、おおむね、2年に1度、厚生労働大臣が中医協からの答申を受けて改定されている。同様に、材料価格基準で定められた価格についても改定されている。このうち、材料価格の改定に際しては、改定される前年に価格調査が実施され、その調査結果にもとづいて、同一機能区分ごとの市場実勢価格の加重平均値が算出され、この算定値に一定幅（改定前の基準材料価格の4%）を加算したものが、改定後の基準材料価格となる。

ところで、診療報酬点数表に記載されている診療行為のうち、手術、検査、画像診断等の12の診療行為については、その診療報酬等（以下「技術料」とする。）が定められている。この場合、保険診療で使用される医療機器の診療報酬上の評価は、診療報酬点数表において、構造、使用目的、医療上の効果および効果等に着眼した機能によって、次のように3つに大別されている。すなわち、①診療行為ごとに設定される技術料

に包括的に加算評価されるもの、②機能区分ごとに保険償還価格が設定されるもの（特定保険医療材料）、③保険適用されないものである。

したがって、医療機関が診療行為において、ペースメーカーやP T C Aカテーテルのような特定保険医療材料を使用した場合、医療機関は材料価格基準にもとづいて、その費消した材料費の金額である保険償還価格を、保険者に請求することになる。ただし、M R I については、診療報酬算定上、診療行為に包括して評価されている関係上、医療機器そのものに償還価格は定められていない。図表2では、医療機器の保険適用上の区分に応じた診療報酬上の評価方法と該当する医療機器を例示している。

図表2 医療機器の保険適用区分と診療報酬上の評価

| 区 分         | 区分の内容                            | 具体例            |
|-------------|----------------------------------|----------------|
| A1(包括)      | いずれかの診療報酬項目において包括的に評価されているもの     | 縫合糸、ガーゼなど      |
| A2(特定包括)    | 特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの       | 眼内レンズ、内視鏡など    |
| B(個別評価)     | 材料価格が個別に設定され評価されているもの(＝特定保険医療材料) | ペースメーカー、人工関節など |
| C1(新機能)     | 新たな機能区分が必要で、技術はすでに評価されているもの      | 薬剤溶出型冠動脈ステントなど |
| C2(新機能・新技術) | 新たな機能区分が必要で、技術が評価されていないもの        | 植込み型補助人工心臓など   |

(出典) 第19回中医協保険医療材料専門部会(2005年5月18日)での資料より作成。

このように、保険医療機器において、A1(包括)とA2(特定包括)として保険適用される医療機器は、既存の診療報酬基準にもとづいて包括的に保険償還価格が決定されている。また、B(個別評価)として保険適用される医療機器は、既存の診療報酬基準ではなく材料価格基準にもとづいて保険償還価格が決定されている。さらに、C1(新機能)と

して保険適用される医療機器は、既存の機能区分の見直しを含めて新しい機能区分として、保険償還価格を算定する審査の後、中医協によって承認された場合、材料価格基準にもとづいて保険償還価格が決定されることとなる。C2（新機能・新技術）として保険適用される医療機器は、上記のC1（新機能）の事項に加え、中医協による新たな技術料の設定の審査を経て、保険償還価格が決定されることとなる。

### Ⅲ．保険医療材料制度改革の動向

2006（平成18）年度の保険医療材料制度改革の骨子（以下「制度改革の骨子」とする。）が、2005年12月16日に開催された第25回中医協材料部会の審議を経て、同日、中医協総会において了解された。これを受けて、2006年1月25日に開催された第26回中医協材料部会によって、2006年度実施の保険医療材料制度の見直しが検討され、その改正案が、同日、第81回中医協総会において了解された。

中医協材料部会では、制度改革の骨子に関する基本的な考え方として、「保険財源の効率的、重点的配分を行う観点から、革新的な新規の医療材料については迅速な保険導入を図るとともに引き続き適切な評価を行うこととし、既収載品については、不合理な内外価格差を是正する観点から価格の更なる適正化を図る」ことを明らかにしている。すなわち、①革新的なものについての迅速な保険導入と、②既収載品についての不合理な内外価格差の適正化である。

2006年6月7日に開催された第27回中医協材料部会において、2006年度の保険医療材料制度改革における主要な見直しの内容が明らかにされている。そこでは、実施事項として、次の5つが示されている。すなわち、

- ①新規医療材料の保険適用時期<sup>10</sup>
- ②市場実勢価格加重平均値一定幅方式における一定幅
- ③外国価格による再算定
- ④既存の機能区分の見直し<sup>11</sup>
- ⑤その他<sup>12</sup>

本稿では、上記のうち、②と③の実施事項について、2004年度の特定保険医療材料の保険償還価格の算定基準と対比して考察をしてみる。ここでは、制度改革の骨子とその議論の背景について、2006年1月25日に開催された第26回中医協材料部会の議事資料にもとづいて現状を整理してみる。

#### (1) 市場実勢価格加重平均値一定幅方式における一定幅

市場実勢価格加重平均値一定幅方式における一定幅の水準に関する制度改革の骨子では、特定保険医療材料が銘柄別ではなく機能区分別に保険償還価格が設定されており、それに付与される一定幅が特定保険医療材料を安定的に供給する役割を果たしていることが明らかにされた。

しかしながら、ダイアライザーおよびフィルムの一定幅は、他の特定保険医療材料の一定幅よりも大きく設定されていることを考慮して、より適正な一定幅の水準になるように縮小すること、また、この一定幅の見直しに際して、機能区分の必要な見直しをすることが示された。

ここでは、従来の材料価格算定ルールと同様に、一定幅の水準を改定前の基準材料価格の4%に維持しつつも、内外価格差の指摘の大きいダイアライザーとフィルムについて、その特別な一定幅の水準を引き下げる見直しが図られた。

具体的には、2004年度基準材料価格改定における一定幅について、「フィルム又はダイアライザーに係る機能区分における平成16年度基準材料価格改定の一定幅は、それぞれ改定前の基準材料価格の6.5 / 100又は14 / 100に相当する額とする」であったが、改正案では、「フィルム又

はダイアライザーに係る機能区分における平成18年度基準材料価格改定の一定幅は、それぞれ改定前の基準材料価格の5 / 100又は11 / 100に相当する額とする」となった。

以上の結果、この改正によって、他の特定保険医療材料と比較して、その安定的な供給の観点から政策的に実施されているダイアライザーとフィルムの一定幅が、14%から11%に、6.5%から5%にそれぞれ引き下げられることとなった。

## (2) 外国価格による再算定

外国価格による再算定に関する制度改革の骨子では、既存の特定保険医療材料価格について、当該材料の属する区分の保険償還価格が、当該区分に属する既収載品の最も類似するものの外国（アメリカ合衆国、連合王国、ドイツおよびフランスに限る。）における国別の価格の相加平均値の2倍以上であるか、または1.5倍以上であって、直近の2回の材料価格改定を通じて保険償還価格の下落率が15%以内である場合に再算定を行い、再算定後の額は、価格改定前の材料価格の75 / 100を下限とすることが示された。

また、2004年度の改定において、ペースメーカ用リード、PTCAバルーンカテーテル、冠動脈ステント等について再算定を行ったものの、内外価格差の是正を図る観点から、再算定の条件への該当性を検討する特定保険医療材料の対象範囲を拡大することが明らかにされた。

ここでは、従来の材料価格算定ルールについて、内外価格差を検討する際に、類似機能区分群をその対象範囲としていたものを、機能区分単位にする見直しが図られた。

具体的には、従来の材料価格算定ルールでは、「当該機能区分が属する類似機能区分群（材料価格基準に規定する使用目的、医療上の効能及び効果等からみて類似性のある機能区分の一群をいう。以下同じ。）に係る市場実勢価格の加重平均値が当該類似機能区分群に属する既収載品

と最も類似するものの外国（アメリカ合衆国、連合王国、ドイツ及びフランスに限る。）における国別の価格が計算できる場合（三以下の外国価格が計算できる場合を含む。）において当該価格の相加平均値・・・（省略）」であったが、改正案では、「当該機能区分に係る市場実勢価格の加重平均値が当該機能区分に属する既収載品と最も類似するものの外国（アメリカ合衆国、連合王国、ドイツ及びフランスに限る。）における国別の価格が計算できる場合（三以下の外国価格が計算できる場合を含む。）において当該価格の相加平均値・・・（省略）」となった。さらに、改正案では、「なお、外国における価格が把握出来ない機能区分については、当該機能区分が属する分野の各機能区分の市場実勢価格加重平均値と既存品外国平均価格の比率の指数その他の方法により算定した額を当該機能区分の基準材料価格とする」ことが追記された。

以上の結果、この改正によって、内外価格差の是正を図る観点から、再算定の条件への該当性が検討され、特定保険医療材料に関する再算定の対象範囲が拡大された。具体的には、2004年度の138機能区分から2006年度の281機能区分へ拡大されている。このうち、2006年度の材料価格基準改定に伴って80機能区分について再算定が行われ、25%を上限としてその改定に伴う引下げが行われた<sup>13</sup>。なお、再算定によって15%以上価格が下落する機能区分に限って、激変緩和の観点から、段階的な価格の引下げが実施されている。

### （３）今後の検討課題

2006年6月7日に開催された第27回中医協材料部会において、保険医療材料制度に係る今後の検討の進め方が議論されている。そこでは、①外国価格による再算定と②既存の機能区分の見直し、という2つの事項について、今後とも引き続き検討することが明示されている。

この場合、①外国価格による再算定では、保険医療材料制度をより効果的に機能させるために、2006年度の早い時期から、従来の特定保険医

療材料に関する外国価格の収集方法について検討を行うとともに、外国価格による再算定ルールの在り方についても検討を行うことが明らかにされている。

また、内外価格差を是正するために、わが国特有の流通システムや審査機関等が医療機器の取引価格にどのような影響を与えているかに関する定量的な情報の把握の必要性が示されている。さらには、アジア各国における医療材料の流通経路や購入価格の取引状況等について、実地調査<sup>14</sup>を行うことが明らかにされている。

②既存の機能区分の見直しでは、価格競争を通じた適正な価格設定が実行できるように、内外価格差の是正の状況を検討しながら、特定保険医療材料の機能区分の在り方について、市場実勢価格加重平均値一定幅方式における一定幅の見直しも含めて検討を行うことが明らかにされている。

#### IV. 特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準

ここでは、20万以上の品目数があるといわれている特定保険医療材料の保険償還価格（以下「材料価格」とする。）が、機能区分ごとにどのように定められ、基準材料価格が決定されているかを考察する。

特定保険医療材料とは、保険医療機関および保険薬局（以下「医療機関」とする。）における医療材料の支給に要する平均的な費用の額が、診療報酬とは別に定められる医療材料が該当する。そして、この特定保険医療材料の価格を定めたものが材料価格基準であり、この価格は、医療機関の実際の購入価格（材料価格調査結果）にもとづいて定期的に改正される仕組みがとられている。

2006（平成18）年6月7日に開催された第27回中医協材料部会の議事

資料において、2006年度の材料価格基準改定の概要が示されている。それによると、2004年度の改定時に設置された669の機能区分数が、今回の改定に際して710の機能区分数に拡大されている。機能区分数の具体的な内訳をみると、医科用材料が615区分数、歯科用材料が82区分数、調剤用材料が13区分数となっている。また、今回の材料価格の改定方式としては、①市場実勢価格加重平均値一定幅方式による改定、②再算定による改定、③保険上の算定制限の見直しに伴う再評価による改定が行われている。この改定に際しては、引下げが518区分数、引上げが11区分数、据置きが165区分数、その他が16区分数になったことが明らかにされている。

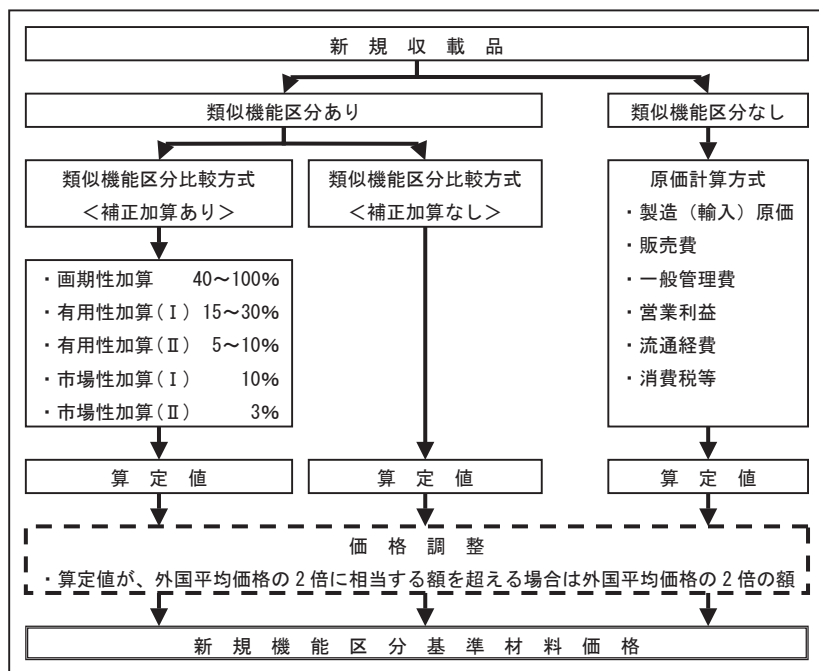
## 1. 新規機能区分における材料価格の算定ルール

一般に、機能区分とは、「構造、使用目的、医療上の効能及び効果等からみて類似していると認められる特定保険医療材料の一群として、厚生労働大臣が、中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める区分」と定義されている。

新規の機能区分に収載されるC1（新機能）とC2（新機能・新技術）における材料価格の算定ルールでは、類似機能区分がある場合には類似機能区分比較方式が、類似機能区分がない場合には原価計算方式が採用される。その後、それぞれの算定値に対して、外国平均価格を考慮した価格調整がなされる。**図表3**を参照されたい。

類似機能区分比較方式とは、類似機能区分の基準材料価格を、当該新規収載品の属する新規機能区分の基準材料価格に採用する方法である。なお、機能の内容によって補正加算が行われる場合もある。補正加算の種類とその加算率は次のとおりである。すなわち、①画期的加算40～100%、②有用性加算（Ⅰ）15～30%、③有用性加算（Ⅱ）5～10%、④市場性加算（Ⅰ）10%、⑤市場性加算（Ⅱ）3%である。補正加算の

図表3 新規機能区分における基準材料価格の算定ルール



（出典）第19回中医協保険医療材料専門部会（2005年5月18日）での資料より作成。

算定では、「算定値× $\alpha$ （補正加算率）＝加算額」という計算式が適用される。したがって、例えば、当該新規収載品が既存の機能区分に属する収載品10万円と類似し、さらに、有用性加算（Ⅰ）が30%補正加算されると仮定すれば、当該新規収載品の基準材料価格は13万円（10万円＋3万円）となる。

原価計算方式とは、「新規収載品の製造又は輸入に要する原価に、販売費及び一般管理費（薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の5第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた特定用具に係る対策費用を含む。）、営業利益、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を当該新規収載品が属する新規機能区分の基準材料価格とする方

式」と定義されている<sup>15</sup>。

この原価計算方式は、薬価算定の手法に準拠して導入されたものである。したがって、この原価計算方式については、算定根拠が曖昧であり、不適切な算定値であるとの批判が強い。実際、この方法では、労務費単価、製造経費率、販売費および一般管理費の比率、営業利益率、流通経費率などにおける各種統計指標による係数が使用されることとなる<sup>16</sup>。

価格調整とは、「外国平均価格（構造、使用目的、医療上の効能及び効果が当該新規収載品と最も類似している外国（アメリカ合衆国、連合王国、ドイツ及びフランスに限る。）の医療材料の国別の価格（当該国の医療材料に係る価格をいう。）を相加平均した額をいう。以下同じ。）が計算できる場合（三以下の外国の価格が計算できる場合を含む。）において、類似機能区分比較方式又は原価計算方式による算定値（補正加算を含む。）が、外国平均価格の2倍に相当する額を上回る場合に、別表2に定めるところにより当該算定値を調整した額を当該新規収載品が属する新規機能区分の基準材料価格とする調整」と定義されている。

内外価格差を是正する観点から、類似機能区分比較方式あるいは原価計算方式によって算定された材料価格が、外国平均価格の2倍に相当する額を上回る場合は、外国平均価格の2倍に相当する額に調整することが規定されている。

## 2. 既収載品における材料価格の算定ルール

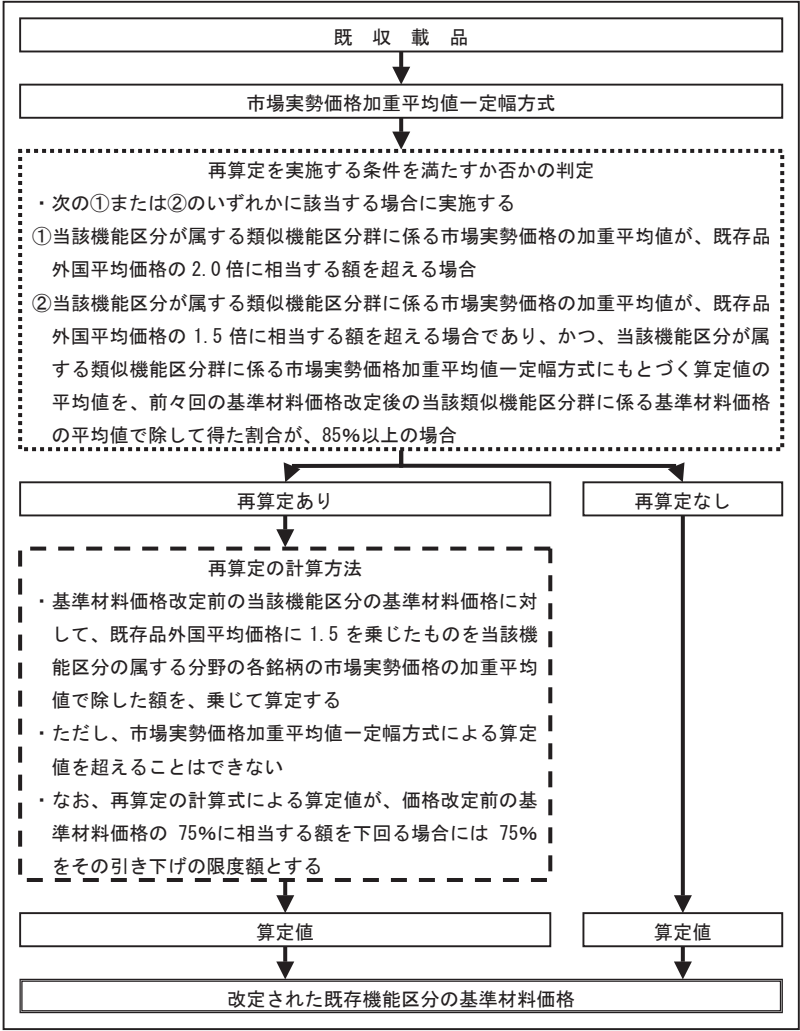
### （1）市場実勢価格加重平均値一定幅方式

既収載品の材料価格算定ルールとしては、基本的には、市場実勢価格加重平均値一定幅方式を適用することが示されている。その後、算定された算定値と外国平均価格とを比較して、再算定を実施する要件に適合するか否かを判定する。この場合、再算定の要件に合致すれば再算定を実施し、合致しなければ再算定を実施せず、市場実勢価格加重平均値一

定幅方式による算定値が改定後の基準材料価格となる。図表4を参照されたい。

市場実勢価格加重平均値一定幅方式とは、材料価格調査によって得ら

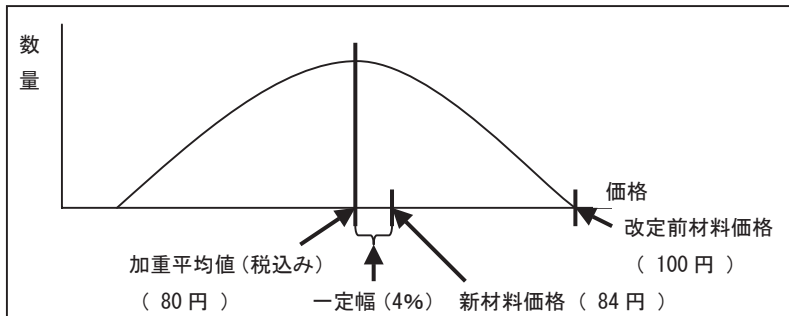
図表4 既存機能区分における基準材料価格改定の算定ルール



（出典）第 19 回中医協保険医療材料専門部会（2005 年 5 月 18 日）での資料より作成。

れた各機能区分に属するすべての既収載品の市場実勢価格の加重平均値に消費税を加えた算定値に、改定前の基準材料価格に対する一定幅の水準（現行では4%）を乗じた一定額を加算した合計額を算定値として決定する方法である。ただし、この一定幅については、内外価格差が大きいと指摘されているダイアライザーとフィルムについては、2004年度では、それぞれ14.0%、6.5%であったが、今回の改定では、それぞれ11%、5%に引き下げられている。図表5では、市場実勢価格加重平均値一定幅方式における基準材料価格の算定方法の概念図が示されている。

図表5 市場実勢価格加重平均値一定幅方式



（注）一定幅は、2004年度以降、4.0%となっている。

（出典）第19回中医協保険医療材料専門部会（2005年5月18日）での資料より作成。

市場実勢価格加重平均値一定幅方式における算定式は、次のとおりである。

$$\text{新材料価格} = \left[ \begin{array}{c} \text{医療機関における} \\ \text{購入価格の加重平均値} \\ \text{（税抜きの市場実勢価格）} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} 1 + \text{消費税等} \\ \text{（地方消費税 + 一定幅} \\ \text{分含む）} \end{array}$$

一定幅については、1998年度が7.5%、2000年度から2002年度が4.5%、2004年度が4.0%、という経緯を経て、2006年度が現状維持の4%とし

て決定されている。このように、一定幅の水準については、近年、徐々に縮小されていることがわかる。

なお、一定幅を設定する目的としては、医療材料の製造販売業者の観点から、わが国特有の流通経費あるいは在庫の維持費や保管料、仕損品や消費期限切れなどの経費を補てんする役割などが指摘されている。

## (2) 再算定の計算方法

再算定とは、市場実勢価格加重平均値一定幅方式に代えて、以下の算定式によって基準材料価格を算定する方法である。この場合、次の①と②の要件のいずれかに該当する既存機能区分について再算定が行われる。

- ① 当該機能区分が属する類似機能区分群の各市場実勢価格の加重平均値が既存品外国平均価格の2.0倍以上であること。
- ② 当該機能区分が属する類似機能区分群の各市場実勢価格の加重平均値が既存品外国平均価格の1.5倍以上であること、かつ、当該機能区分が属する類似機能区分群に係る市場実勢価格加重平均値一定幅方式にもとづく算定値の平均値を、前々回の基準材料価格改定後の平均値で除して得た割合が、85%以上であること。

再算定における算定式は、次のとおりである。

$$\text{算定値} = \text{改定前材料価格} \times \frac{\text{既存品外国平均価格} \times 1.5}{\text{当該機能区分の属する分野の各銘柄の市場実勢価格の加重平均値}}$$

(注) 算定値は、市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値を超えることはできない。また、上記算定式による算定値が、価格改定前の材料価格の75/100に相当する額を下回る場合は、当該額とする。

さて、ここでは、既存機能区分における再算定の計算事例を示してみ

よう。

改定前の基準材料価格を100とし、市場実勢価格加重平均値を80とし、既存品外国平均価格を100から段階的に引き下げてみる。このとき、市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値は、市場実勢価格加重平均値80に消費税等5%を乗じた4と、改定前の基準材料価格100に一定幅4%を乗じた4とを合計した88とする。再算定による算定値の改定前基準材料価格に対する割合については、75%を下回る場合には、75%の算定値を採用することが条件となっている。図表6を参照されたい。

図表6 既存機能区分における再算定の計算事例

|                                     |        |        |        |        |        |       |        |       |        |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 改定前の基準材料価格                          | 100    | 100    | 100    | 100    | 100    | 100   | 100    | 100   | 100    |
| 市場実勢価格加重平均値                         | 80     | 80     | 80     | 80     | 80     | 80    | 80     | 80    | 80     |
| 既存品外国平均価格                           | 100    | 90     | 80     | 70     | 60     | 50    | 45     | 40    | 35     |
| ①再算定による算定値                          | 187.5  | 168.75 | 150    | 131.25 | 112.5  | 93.75 | 84.375 | 75    | 65.625 |
| ②市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値             | 88     | 88     | 88     | 88     | 88     | 88    | 88     | 88    | 88     |
| 再算定による算定値の改定前基準材料価格に対する割合(75%以上が条件) | 187.5% | 168.8% | 150.0% | 131.3% | 112.5% | 93.8% | 84.4%  | 75.0% | 65.6%  |
| 改定後の基準材料価格<br>(①と②を比べて低い方)          | 88     | 88     | 88     | 88     | 88     | 88    | 84.375 | 75    | 75     |

(注) 上記の事例において、改定後の基準材料価格は、①再算定による算定値と②市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値とを比較して低い算定値となるが、既存品外国平均価格が35の場合、再算定による算定値は65.625となり、この算定値を改定後の基準材料価格とすると、再算定による算定値の改定前基準材料価格に対する割合が65.6%となり、75%を下回ってはいけない条件に抵触するため、結果として、改定後の基準材料価格は75となる。

再算定を導入する意味合いは、内外価格差の是正のためであると同時に、診療報酬体系による医療費抑制の一つの手段ともなっている。図表6では、再算定後に改定される基準材料価格の決定に際しては、①再算定による算定値と②市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値を比較して低い算定値が選択される。とはいえ、ここでは、市場実勢価格加重平均値と既存品外国平均価格との関係も重要となっている。すなわ

ち、市場実勢価格加重平均値と既存品外国平均価格がそれぞれ80の場合、再算定の算定値に対する改定前基準材料価格の割合が150%となり、それぞれが80と40の場合には、75%となる。この事例において、市場実勢価格加重平均値が既存品外国平均価格の2倍を上回る場合には、改定後の基準材料価格は75%を限度とする算定値に修正されることとなる。

既存の機能区分における内外価格差を是正するひとつの手法として、この「特例的なルール」ともいうべき再算定の制度は、2002年4月から導入されている<sup>17</sup>。再算定については、算定式からその倍率に応じて価格を引き下げるものの、その引き下げ率は最大で25%までである。さらに、再算定の要件として掲げられていたように、市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値の平均値を、前々回の改定、すなわち、2002年度の改定以降からの基準材料価格改定後の平均値で除した割合が85%以上であることも条件として加えられている。

## V. おわりに

厚生労働省医政局によって、2004（平成16）年8月、『病院会計準則』の改訂版が公表された。その後、同年9月には、『病院会計準則適用ガイドラインについて』が公表され、病院会計準則等と本ガイドラインの関係が明示されている。そこでは、「病院会計準則は、開設主体の異なる各種の病院の財政状態及び運営状況を体系的、統一的に捉えるための『施設会計』として、また、病院の開設主体が病院の経営実態を把握し、その改善向上に役立てるため、それぞれの病院の経営に有用な会計情報を提供するための『管理会計』としての準則」であるという特徴が示されている。この改訂された病院会計準則において、管理会計的な思考を積極的に導入するという考え方には、近年、赤字経営で困窮している医

療機関の経営改善を促進させるという意図があると理解している。

2006年8月25日に厚生労働省によって公表された「平成16年度国民医療費の概況について」では、2004年度の国民医療費が32兆1,111億円であることを明らかにしている。このような状況のもとで、わが国の医療費は、高齢社会に伴って、ますます増加することが予想される。したがって、診療報酬の在り方を見直すと同時に、医療従事者のコスト意識を強化することが重要となる。充実した医療サービスを提供するためには、また、医療の質を確保するためには、適切な医療費の算定が必要であり、原価計算の果たす役割がそこにある。

本稿では、主として、2005年3月から2006年6月までの中医協材料部会において審議されてきた内容について、厚生労働省のホームページを利用して入手した情報にもとづいて考察している。この考察の結果、医療機器（医療材料を含む。）の保険適用区分を決定する行為と、保険適用された機能区分について保険償還価格を決定するシステムの一端を理解することができた。とりわけ、材料価格の算定ルールについては、内外価格差の問題が重要であり、外国平均価格にもとづいた価格調整や再算定の方法に継続的な検討の余地が残されていることがわかった。内外価格差を是正するためには、わが国特有の流通システムや審査機関等の問題点を精査し、既存の機能区分を見直し、材料価格算定ルールの明確化を図る必要がある。

なお、紙幅の関係上、内外価格差の具体的な考察については割愛した。この点については、医療機関の流通システムに関するS P D（Supply Processing and Distribution：物品管理システム）の現状分析とともに、今後の研究課題としたい。

## 【注】

- <sup>1</sup> 2005年2月22日に実施された第1回「中医協の在り方に関する有識者会議」において、厚生労働省によって公表された「『中央社会保険医療協議会』について」の12ページを参照されたい。
- <sup>2</sup> 池上直己、J.C. キャンベル著『日本の医療－統制とバランス感覚－』（中公新書1314）、中央公論新社、1996年8月、211ページ。
- <sup>3</sup> 中医協には、さらに、総会または診療報酬基本問題小委員会の審議に資するよう、中医協委員以外の各分野の専門家から構成される、①高度先進医療専門家会議、②薬価算定組織、③保険医療材料専門組織、④診療報酬調査専門組織、という4つの外部組織も設置されている。この場合、③保険医療材料専門組織では、所掌事務として、特定保険医療材料の保険適用の過程における類似機能の選定等や決定案に不服のある製造業者等からの意見聴取を行っている。
- <sup>4</sup> 中医協保険医療材料専門部会における資料および議事録については、次のものを主に参考にしている。すなわち、第18回議事（2005年3月16日）、第19回議事（2005年5月18日）、第20回議事（2005年6月22日）、第21回議事（2005年10月19日）、第22回議事（2005年11月2日）、第23回議事（2005年11月18日）、第24回議事（2005年12月7日）、第25回議事（2005年12月16日）、第26回議事（2006年1月25日）、第27回議事（2006年6月7日）である。
- <sup>5</sup> 医療機器に関して、従来は、薬事法上の名称を「医療用具」と言っていたものを、「医療機器」と言われている方が社会通念上より合っているということから、薬事法の改正により、2005年4月1日から「医療機器」という名称に変更することになった。
- <sup>6</sup> 遠藤久夫・池上直己編著『医療保険・診療報酬制度』（講座：医療経済・政策学第2巻）勁草書房、2005年3月、93ページ。
- <sup>7</sup> 同上書、ivページ。
- <sup>8</sup> 同上書、ivページ。
- <sup>9</sup> 同上書、56～57ページ。
- <sup>10</sup> 決定区分C2（新機能・新技術）については、早期に患者が有用な医療技術を受

けることができるように、決定区分 C1（新機能）と同様に年 4 回を標準として保険適用されることになった。具体的には、1 月、4 月、7 月、10 月である。

- <sup>11</sup> 既存の機能区分については、臨床上の利用実態を踏まえる等の観点から、一部の機能区分について見直しが行われたものの、今後とも引き続き検討を進めていくことが示された。

- <sup>12</sup> その他の具体例として、保険上の算定制限の見直し時の償還価格の再設定が示されている。そして、現行の医療保険制度では、保険上の算定制限が医療材料の有用な使用の障害となっている場合があることが指摘されている。

- <sup>13</sup> この再算定に伴う引下げ率の範囲とその区分数は、次のとおりである。すなわち、25%が34区分、20%以上25%未満が10区分、15%以上20%未満が3区分、10%以上15%未満が15区分、5%以上10%未満が15区分、5%未満が3区分、である。なお、医科用材料における分野の改定率において、引下げ率の高かったものとしては、人工腎臓用材料24.4%、人工血管22.2%、バルーンパンピング用バルーンカテーテル20.0%、固定用内副子（スクリュー）16.8%、髄内釘14.8%などである（第27回中医協保険医療材料専門部会（2006年6月7日）の資料を参照されたい。）。

- <sup>14</sup> アジア地域においては、わが国と同様に大部分の医療材料を海外から輸入しているにもかかわらず、わが国と比較すると安価であるとの指摘がなされている。そのため、アジア地域における医療材料価格とともに、流通システム、薬事審査体制、附帯的サービスの提供状況等について実態を把握することは、わが国における内外価格差の是正のための根本的な取り組みを検討する際に有用であると考えられたことから、①韓国、②シンガポール、③タイ、④インドネシア、⑤フィリピン、の5カ国の実態調査が2006年の夏に予定された（第27回中医協保険医療材料専門部会（2006年6月7日）の資料を参照されたい。）。

- <sup>15</sup> 厚生労働省医政局によって、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」と、その具体的な提出方法を定めた「医療機器に係る保険適用希望書の提出等について」が2006年2月15日に公表されている。そこでは、製造販売業者が当該医療機器について保険適用の申請をする場合の諸手続きが規定されている。それによると、製造

販売業者が医療機器保険適用希望書を提出する際には、類似機能区分がないと判断した場合、所定の様式に従って、「原価計算方式の資料」に記載をしなければならない。具体的には、まず総括表の作成として、原材料費（原料費、梱包材料費、労務費、製造経費）、一般管理販売費、営業利益、流通経費、消費税の記載が要請されている。次いで、それらの内訳として、①原料費、②梱包材料費、③労務費、④製造経費、⑤研究開発費、⑥一般管理販売経費等、⑦自社の過去5年間の売上高推移について、に関する記載が要請されている。なお、この原価計算方式による算定値を計算する場合、「製造販売業者が希望する係数を用いた原価計算方式による算定を希望する場合には、当該係数を用いた保険適用希望書を提出することができる」と明記されている。

<sup>16</sup> 各種統計指標の使用に際しては、薬価算定ルールの観点から、「販売費や流通経費といってもその企業にしても卸にしてもその製品だけを取扱っているわけではないので、簡単には算出できないことから各種統計値を用いて算出されている」と指摘されている（遠藤久夫・池上直己編著『医療保険・診療報酬制度』勁草書房、2005年3月、174ページ）。

<sup>17</sup> 2002年度の保険医療材料制度改革では、「平成14年度保険医療材料制度改革の基本方針」（平成13年12月12日中医協了解）および「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（平成14年2月13日中医協了解）にもとづき、一部を除きすべての区分について、保険償還価格を設定するとともに、外国における材料価格を参照して保険償還価格の適正化を行う仕組みが導入された（第19回中医協保険医療材料専門部会（2005年5月18日）の資料を参照されたい。）。

（かわしま かずひろ・本学助教授）

苫小牧駒澤大学紀要第16号（2006年11月30日発行）

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 16, 30 November 2006

# A Critical Look at Troublesome Behavior in the Classroom: A Plan for Intervention (Part I)<sup>1</sup>

授業における問題行動の一考察：仲裁への試み（1）

**Seth E. CERVANTES**  
セス・ユージン・セルバンテス

Key words: case studies, action research, troublesome behavior, reproductionist prospective, baseline data, critical discourse

## ABSTRACT

Although the foci of this paper is to reflect on and form a hypothesis about the causes and effects of troublesome behavior in the language classroom, it also explores the divergence of action research and critical discourses as a praxis to interrogating both the known and hidden factors shaping classroom realities. By employing the rhetoric of critical discourse to action research, a different perspective of troublesome behaviors (e.g. coming late to class, sleeping in class, poor attendance, etc) in the language classroom emerges. Finally, after a brief analysis and discussion of my findings, I will proffer some solutions that I hope to implement in the coming fall 2006 semester (see note 1). The solution is really not a solution per se, but rather a plan of intervention.

---

<sup>1</sup> This is the first of a two part paper. The first part assesses problems and offers solutions meant to be implemented in the coming Fall 2006/2007 school semester. Part II is an evolution of the implementation of the solutions proffered in Part I.

Language teaching in Japan can test the limits of one's tolerance. Over the past three years I have taught English as a fulltime English instructor at a small, private university in Hokkaido, Japan. One of the most befuddling problems I've encountered in the classroom centers around the phenomena of troublesome behavior, a phrase I will explain a little later. To illustrate this, I have chosen to share a few of my own experiences in the form of case studies (see Bailey, Curtis, & Nunan, 2001, p. 76) . This will help frame the general purpose of this paper, and highlight some of the more puzzling factors involved with the phenomena under investigation.

## Case Study # 1

### Takafumi<sup>2</sup>

Takafumi is an excellent English speaker, a fact he takes a lot of pride in. He studied in Australia for one year as an exchange student. To improve his English, he met once a week with two native English speaking instructors at his university. Despite his extra effort to learn English outside of class, a trait common among good language learners (Nunan, 1999), he frequently skipped his regular English class. When he did attend class, he showed up 10-30 minutes late. He usually told his English teacher, without any hint of embarrassment, that he had overslept. When confronted by his teacher about his poor attendance and that it would hurt his final class grade, he responded by saying that his grade didn't matter. His main concern was whether or not he gained course credits needed for graduation. Because of his

---

<sup>2</sup> Although the case studies portray real people and experiences, names and places have been changed for reasons of confidentiality.

extra work outside of the class and his excellent contributions when he did attend, the teacher decided to give him a passing grade.

## **Analysis**

Certainly Takafumi enjoys learning English in settings he perceives to be authentic. In his case authentic here meant having real and purposeful conversations with real English speakers, i.e. native speakers. Time spent in the language classroom, although not a complete waste of time, is viewed as being less authentic, or as not having any authenticity at all. So the incentives, beyond gaining credit, made showing up on time and class attendance a low priority.

## **Case Study # 2**

### **Daisuke**

Unlike Takafumi, Daisuke has never studied abroad, and has only an elementary understanding of English.<sup>3</sup> He rarely missed class, and was very punctual. Nonetheless, his teacher once caught him sleeping in class. A periodic check of his textbook and classroom handouts revealed that he almost never participated in classroom activities. Instead, his teacher usually observed him talking with nearby classmates (all friends belonging to the university's table tennis club) during time allotted for group activities. When the teacher asked him a question, he would often respond with a "*wakanai*" or "I don't understand." Despite this, he passed the course. The teacher was mostly compelled to give him a passing grade because of his perfect attendance.

---

<sup>3</sup> Daisuke's English level was assessed at the beginning of the spring 2006 semester.

## Analysis

Although not a true beginner, his oral and written assessment scores indicated that he was a high beginner, the target level for the course textbook. The English class, however, may have been beyond Daisuke's level and comprehension (Krashen, 1985, 2003) . Nonetheless, he showed little effort to try to understand—falling asleep, not participating in classroom activities, etc. His only clear incentive for taking the English course was to gain credit. Beyond that, however, there seemed to be no need, or desire for that matter, on his part to study or participate in classroom activities.

## Case Study # 3

### You

Prior to coming to Japan to study Japanese, You, a non-Japanese national in her early thirties, had never studied English. She was a "true beginner" (Krashen, 1997) in every sense of the way. She often complained, in Japanese, that she didn't understand English. She almost always attended class (she missed a total of 3 classes, the maximum allowed) , and was very punctual. At the beginning of the year, the teacher informed the students that textbooks were required, but You did not purchase one, which made her participating in classroom activities next to impossible. She would often sit in the back of the class writing letters or doing homework for other classes. She would often remind the teacher that she needed to pass this class for credit; as with Takafumi and Daisuke, You showed an over-concern for earning course credit. Over the course of the semester she was caught copying homework and cheating on one of her exams.

## **Analysis**

Being that she was a true beginner in a class of mostly high beginners, she may have felt the course was too difficult, and beyond her comprehension. The additional stress of being an international student, may have contributed to this perception. The only incentive for even coming to class was to earn credit. That's all. And since she perceived the academic standards of the class as low, her effort was low likewise. The incentive for cheating on one of her exams, although rarely observed by the teacher among other students, was probably the desire to pass the class, possibly with a good grade that would make her eligible for one of the university's international student scholarships. She did not pass the course because of poor test scores and for low participation, and cheating. It should be stated, however, that understanding the underlying reasons of cheating is not easy because they usually involve hidden incentives (Levitt & Dubner, 2005) .

## **Case Study # 4**

### **Shota**

Shota has studied English since he was a junior high school student. He scored well on written and oral assessment exams that were taken at the beginning of the school semester. He also scored well on his two written exams. Despite an obvious ability to learn languages, he showed little interest in his studies. He failed to purchase the required textbook and usually showed up to class unprepared, i.e. he came to class without a pencil or pen or notebook. When he did bring a pen or pencil, he was often observed drawing on his desk. Drawings on desks

and on the walls are widespread in the university. Although he almost always came to class, he almost always came to class late, usually 10-30 minutes late. Once he showed up on time for class but left five minutes later, telling the teacher that he was leaving. He gave no explanation. Because of his high test scores and adequate attendance, he passed with a slightly below average score.

### **Analysis**

He may have felt that the course did not warrant any effort because of his familiarity with the content prior to enrolling in the course. As with most of the already mentioned case studies, Shota had little incentive to show up on time and prepared. This was obvious by his not buying the required textbook. Since there was no penalty, besides points being deducted, there was no need to refrain from certain undesirable behavior.

### **TROUBLESOME BEHAVIORS**

Sorcinelli (1994) identified some of the most common "troublesome behaviors" most college instructors report having with their students—they are: (1) immature behavior (e.g. being late, cell phone use, etc.) ; (2) inattentive behavior (e.g. sleeping in class, cutting class, etc.) ; (3) and miscellaneous behavior (e.g. asking questions like, "I can miss five classes, right?" or "Do I have enough points to pass?", cheating or copying homework, etc) .

As the case studies discussed and analyzed reveal, troublesome behaviors in the classroom is no laughing matter. It's a hindrance to teaching and learning, and ultimately the economic wellbeing of the university.<sup>4</sup> Now that troublesome behaviors have been described

---

<sup>4</sup> Walsh (2005) reports on the current economic environment facing many of Japan's

and defined, the next step is to formulate a few hypotheses accounting for the phenomena observed in the case studies. The following are three hypotheses I believe offer, although an incomplete one, an explanation of troublesome behavior in the language classroom.

1. Troublesome behavior is partially the result of *deindividualization*, a psychological phenomenon where by one loses his sense of individuality and uniqueness while becoming just one insignificant member of a group.
2. When incentives are not clearly stated, or are inappropriate, troublesome behavior becomes more widespread.
3. Finally, troublesome behavior is a form of resistance. It is an attempt by students to reaffirm their identity. To let teachers know that something is not right.

The above hypotheses need further clarification and discussion before a plan of intervention can be carried out. To do this, the bulk of this paper's research data will be gathered through a process of "self-inquiry" called action research.<sup>5</sup> Additionally, this paper will also take a critical view of the underlying social and political factors behind troublesome behavior. A critical approach to research will allow this paper to explore factors often not considered. This will be especially apparent when troublesome behavior is considered as an act of resistance to social and political forces that the students have no control over.

---

private universities. He writes "nearly a third of the country's 600 private universities and colleges are operating at less than full capacity. Given the tight job market for graduates, universities are realizing that they must attract students by expanding beyond their traditional role as prep schools for corporate Japan."

<sup>5</sup> For a more detailed account of action research, see Bailey, Curtis, and Nunan (2001, pp. 133-156) .

## Action Research

Action research is teacher initiated (Richards & Lockhart, 1996) , and starts with a question or problem. This awareness that a problem does indeed exist is the initial impetus for change (Bailey, Curtis, & Nunan, 2001) . As McMillan and Wergin (1998) write, unlike more "traditional" forms of research that seek to "draw conclusions about the nature of the world," the main objective of action research is "to facilitate change" (pp. 151-152) and improve classroom practices. Action research can be very time consuming, but is a necessary part of a teacher's professional development (Curtis, 2006) . The second step involves data collection. To do this, data is obtained by keeping a teacher journal, conducting student interviews, listening to audio recordings of lessons, student questionnaires, and student records-this form of data collection is especially pressing when analyzing problems and coming up with appropriate and contextualized plans of intervention (Freeman & Freeman, 2000) . Bailey, Curtis, and Nunan (2001) point out that the initial data collected describes "the normal state of things" (p.139) . They call it *baseline data*. Not being satisfied with the "normal state of things," baseline data is analyzed and interpreted to form a hypothesis to the question under investigation. The next step is the formulation of an intervention plan. Framed by the hypothesis, the intervention plan is a first response action to resolving the problem. I say first response because action research is cyclical, and demands constant revision. So it's not really the product that matters, but rather it is the process of exploration.

The wisdom and experience of others can greatly add to our understanding and approach to the problem, and ultimately work

toward a more equitable and realistic result. Burns (1999) adds that collaborative research is more conducive to change at the institutional level. She writes "Collaborative action research processes strengthen the opportunities for the results of research on practices to be fed back into the educational system in a more substantial and critical way" (p. 13) . The recent trend in language teaching research to consider both social and psychological forces is part of impetus behind the drive by language teachers in the classroom to connect the two to a more robust and meaningful way at examining a problem such as troublesome behavior. The marriage of the social and psychological form a collaborative praxis, sometimes referred to as a social constructivist approach (Williams & Burden, 1997) or *socio-psycholinguistic orientation* (Freeman & Freeman, 1998) . Rather than viewing language as merely a cognitive phenomenon, these new approaches or orientations (see Freeman & Freeman, 2000) shed new light on previously diminished (and mostly ignored) forces, forces that are often beyond the control of both the learner and teacher.

### **Action Research and Critical Discourse As A Praxis**

While examining the major trends in TESOL methods over the past 40 years, Kumaravadivelu (2006) talked about the need for language teachers and researchers alike to move beyond the "awareness" of problems. Instead, he described an "awakening" among TESOL practitioners that there is more to "language learning and teaching...than learning and teaching language. It is about creating the cultural forms and interested knowledge that give meaning to the lived experience of teachers and learners" (p. 70) .

In the past, language researchers and teachers alike were more

concerned about the product-the product representing the end of a process, or a *conclusion of fact*. This raises the issue (or a number of issues) of how and why knowledge is acquired in the first place. In terms of theory construction in SLA (Zuengler and Miller, 2006) , positivists tended to view knowledge about language as facts to be discovered by rational inquiry, free of "any presuppositions, feelings, or bias" (Canagarajah, 1999, p. 18) . The goal of the positivist was to conduct research as a means of predicting human behavior. Research into the nature of language by Skinner, father of the behaviorist school of psychology, viewed all learning as a product of *operant conditioning* (William & Burden, 1997; see also Freeman & Freeman, 1998) . Most famously was the behaviorists' research on animals in controlled conditions. Any phenomena that could not be observed and recorded by empirical measurements in unnatural conditions was ignored and thought of as unscientific. In regards to language teaching and learning, positivists believed language could be parceled off in small parts that could be easily taught and memorized. The "part to whole" orientation of teaching and learning remain apart of the common sense notions about language acquisition that determine the hows and whys of teaching and learning in the language classroom (Freeman & Freeman, 1998) . What is not calculated into the "hows and whys" of language teaching are the factors that cannot directly be observed, or empirically measured by conventional means. A deeper understanding of language and the learner situated in a particular context should bring us to a point of making positive changes in not only the language classroom, but beyond the classroom. It is through a critical discourse that we are allowed to look beyond the

positivistic conception of controlled and contrived realities. Instead, by employing the rhetoric of critical discourse, action research takes on a whole new dimension. One that does not limit change to the classroom, but interrogates some of those hidden forces (e.g. racism, cultural chauvinism, masochism, nationalisms (see McVeigh, 2004) , homophobia, etc.) that keep all of us in a state of paralysis.

Concern over the reproduction of unfair and discriminatory practices that have arisen and have been nurtured by geo-political and geo-historical forces need to be a part of the exploratory process of teacher initiated research. Knowledge of such things, Pennycook (2001) observes, flows from the continued skepticism of prior beliefs- or *the problematizing of givens*. In a very similar tone, Canagarajah (2006) adopts the perspective that "it is not the comfort of *solutions* that matters but the messy practice of crossing boundaries, mixing identities, and negotiating epistemologies" (p.30) . And since critical perspectives of language learning and teaching are firmly situated on the notion of the mutability of knowledge and the interrogation of prior knowledge, it could readily be argued that the cyclical process of action research is easily adaptable to critical perspectives of inquiry. Finding solutions, to one problem often reveals a new- and maybe more pressing-one in its place. The open-ended nature of action research allows teaching practices to evolve and successfully adapt to new challenges and changes that automatically come about with the passage of time. Language teaching and instruction cannot be separated from the political and cultural forces that shape them. *Critical discourses*<sup>6</sup> allow researchers to view problems from the perspective of unequal power relations, while seeking to remedy

them (Wink, 2000) . Kumaravadivelu refers to this final stage as the attainment phase, where laudable and "Admirable intentions need to be translated into attainable goals, which, in turn, need to be supported by actionable plans" (p. 76) . Two points are apparent about the concept of action research and critical discourse as a praxis orientation. The first is their compatibility. Both, as I mentioned previously, view knowledge as mutable rather than static, and believe the process of knowledge acquisition should be contextualized. The second, and most important, is that they seek a remedy, or a change to the status quo. Surely knowledge of troublesome behavior, the problem under investigation, cannot be defined and described without concern for context.

Now that the connection between action research and critical discourse has been made, the problem of troublesome behaviors in the language classroom can be examined. I posited that troublesome behaviors are a result of: (1) deindividualization; (2) inadequate incentives; and (3) resistance to the cultural and political reproduction in and outside the language classroom.

## THE CAUSES OF TROUBLESOME BEHAVIORS

### Deindividualization

*Deindividualization* occurs when an individual is no longer viewed as an individual but only as an insignificant member of a bigger group. It is a psychological phenomenon that permits a member of a group to lose any sense of his or her uniqueness. Weldon (1984) ,

---

<sup>6</sup> See Pennycook (1999, 2001) and Canagarajah (1999)

studying the effects of uniqueness and reciprocity on business school graduate students, found that the failure to recognize the unique qualities of a student usually resulted in an unwillingness by that same student to productively participate and help others. Group work and collaborative learning exercises is a major part of the classroom learning experience these days. What's more, students stripped of their individuality, since they can hide in the group, feel less restrained to commit acts of troublesome behavior. If a teacher doesn't even know the name of the student, that student may feel he is just a member of a class, nothing more. Why should he participate when he feels the teacher is not going to even notice and take his actions into account? Why should the student do her homework when all the teacher does is put a check at the top of the paper without even commenting on it? Simply knowing the students names is not enough.

Second, students must be confronted about their unacceptable behavior. Avoiding troublesome behavior, far from being a solution, only exacerbates it. It provides further proof to the students that their uniqueness is inconsequential.

Finally, teachers need to consider how their behavior in and outside the classroom contributes to increases and decreases in troublesome behaviors. Teachers showing up late to class and unprepared for lessons are not exactly exemplars of appropriate behavior. Teachers are usually unaware of how their own behavior in the classroom affects the classroom environment.

## **INADEQUATE INCENTIVES**

When students lose their sense of self, incentives not to commit acts of troublesome behavior are effaced of their utility. For incentives to

work incentives must be appropriate and consistently doled out. When incentives are inappropriate, for example, the value of incentives is decreased. Takafumi's only incentive to attend class is to earn credit. Since he knows attending private lessons with the teacher will makeup for any of his missed lessons, the incentive to come to class is no longer an incentive. Shota, not worried about his grade, felt it was just enough to show up, which was confirmed at the end of the year when he earned a passing grade. When incentives lack consistency or potency, they lose some of their preventive value. When homework is not consistently checked and graded, students start to think that homework has no purpose. Why should the students do a thorough and thoughtful job on their homework when the teacher won't even look at or recognize their efforts?

## **TROUBLESOME BEHAVIOR AS AN ACT OF RESISTENCE**

After years of teaching at a private university in Japan, McVeigh (2002) , a well-known anthropologist and Japan scholar, concluded that Japanese universities were Potemkin villages, "institutional tokens," and "nationwide failures" (p. 4) . This, McVeigh explains, presents a real danger to Japanese society because what goes on in the universities is strongly linked to social and political realities. He also argues that the " [s] ociopolitical centers and power-holders" in Japan "assemble, utilize and mobilize certain domains of knowledge, techniques of inquiry, presuppositions, and emotional configurations with an eye" to pacify the populace, a populace unlikely to question authority or challenge the status quo (p. 129) . One of his most pressing complaints, however, concerned the troublesome behavior of Japanese university students. Students showing up late to class,

sleeping in class, eating and drinking in class, showing up to class unprepared (e.g. not bringing a pencil or pen to class, not bringing the required textbook to class, etc.) are some of the more common behavioral problems McVeigh discusses. For the most part, McVeigh lays blame on the belief among Japanese that university is a 4-year period of socialization before one enters the real world—a denouement of adolescence. So how serious should students take their studies if, as McVeigh contends, the universities where they study are hollowed facades?

Canagarajah (1999) , discussing a possible explanation of troublesome behavior (although he doesn't use this term) , linked his students' graffitied textbooks<sup>7</sup> with resistance to an educational system that neither worked for them or with them. Instead, he suggests that the troublesome behavior of his students was "aimed at insulting the English instructors" (p. 90) . *By adopting a reproductionist prospective* Canagarajah explains how

The ways in which educational processes may make the dominant ideologies appear natural and legitimate, thereby making subordinate groups internalize such values, are perceptively unraveled by this theory. Such perspectives alerts us to interrogate all aspects of the learning process—curriculum, pedagogy, classroom interactions, school regulations, and

---

<sup>7</sup> Textbook selection is also an important factor that must be considered. Yamanaka (2006) noted that Japanese learners used textbooks mostly from "Inner circle" countries, e.g. the United States, Canada, the U.K., Ireland, Australia and New Zealand (see Jenkins (2003, 2006) , Crystal (2003) for a more thorough explanation of Karchu's (2005: 13-16) "three-circle" model of world Englishes) . She felt a more balanced selection from other areas of the world where English is spoken, i.e. the "Outer" (e.g. India, Singapore, etc. ) and "Expanding" (Japan, China, etc.) circles of English, to get a more complete understanding of English that goes beyond the outdated notion that English is used only to communicate with Westerners.

educational policies-with a critical eye. (Canagarajah, 1999, p.25)

Along the same lines as Canagarajah, Kubota (1999) takes a critical look at how images of the Japanese educational system and how the Japanese learner produces knowledge are constructed, often negatively in comparison to Western ways of producing knowledge, by English language teachers. The English language teacher, with himself as the Ideal, reflects his values and beliefs on the "Other." The "Other" is always deficient, and must be more like the English teacher. This sort of thinking may account for the widespread belief that Japanese university students are lazy, disrespectful and lack inquisitiveness, and may have little basis in fact. Pennycook (2001) , citing research from Said (1978) , Kaplan (1966) , Susser (1998) , and Kubota (1999) , has explored how knowledge of foreign cultures and peoples is explained away in deterministic and static language.

How then should the problem of troublesome behavior be approached? Is it a *cultural deficit*<sup>8</sup> as McVeigh seems to suggest, or is it an act of resistance? Is the presupposition that the occurrence of troublesome behaviors in the language classroom a result of cultural deficiencies and thus an act of *Orientalism*?<sup>9</sup> These questions

---

<sup>8</sup> According to Freeman and Freeman (2001) , the phrase "cultural deficit" is the overly simplistic, decontextualized notion that problems in the classroom derive mainly from the belief that the culture of the "Other" is deficient in some way or another.

<sup>9</sup> Orientalism, popularized by the work Said (1978) , is often used as a derisive attack against academics, politicians, and journalists whose expertise is the near east (i.e. the Levant) , but is now used to refer to the whole of Asia, from Turkey to Japan (Susser, 1998; Kubota, 1999) . Lewis (2004) , to whom Said directs his most vicious attacks, contends that accusations of "Orientalism," along with "accusations of ignorance and incompetence" (p. 437) , are misguided. They are because they rest on the premise that "the past is another territory which has been conquered, subjugated, settled and exploited by foreigners imbued with imperialism and a sense of manifest

scream out for further inquiry, but may ultimately lead to only more questions, questions even more puzzling than the ones it followed.

## **PLAN FOR INTERVENTION**

Now that I've offered an explanation to the causes and effects of troublesome behaviors in the classroom, I now want to direct my attention toward the formulation of a plan for intervention. The intervention will be carried out during the 2006/2007 fall semester. It's important to remember that the plan will be examined for its effect on averting troublesome behaviors. Following the advice of Sorcinelli (1994) , the first goal is to create a positive classroom environment that will decrease deindividualization, while making incentives more valued by students. This is the preventive aspect of the plan. The second goal is to effectively handle troublesome behavior when they do in fact occur. Since the second goal involves on-line decision making, decisions that must be made in class, a little leeway and discretion is allowed when the plan is actually carried out.

### **Creating a Positive Classroom Environment**

The first step is creating a positive environment. To do this, I plan to do the following:

- 1 . Make sure the students understand the rules on the first day.** A syllabus explaining the rules and incentives for

---

destiny, and the time has come to liberate the past by assault, by an intellectual liberation struggle" (p. 438) without any account for the academic and intellectual contributions of past Orientalists. Those now critical of Islam (e.g. Daniel Pipes, Robert Spencer, and Steven Emerson) are sometimes referred to as "Islamophobes" and even "neo-conservatives"-the latter, one commentator argues, is a politically correct way to attack Jews (Hanson, 2005) . Furthermore, the critics argue, it's an uncritical manner of delegitimizing your opponent in lieu of argument. Lewis (2004) has referred to this as academic terrorism.

not engaging in troublesome behavior will be explained in some detail. Students will also be encouraged to add some of their own rules.

- 2 . **Make a concerted effort to learn the names of each student.** Having the students make name plates, and interviewing them individually during the first couple of weeks should help.
- 3 . **Grade homework and exams with appropriate feedback in a timely manner.** Students are more likely to do their homework when incentives for doing it are clear. If you say you're going to hand back the homework the following week, make sure that promise is kept. Why study for a test or hand in homework on time when the teacher is unable to hand back exams and homework in a timely manner.
- 4 . **Give frequent progress reports.** Students need to know that the teacher is keeping track of their attendance and participation. Students will be given a progress report once every four weeks. Their grades will be posted on the front door of the teacher's office.
- 5 . **Give students an opportunity to express their opinions and feelings about the class.** Questionnaires (teacher and self-evaluations) should be utilized at least twice (three if possible) each semester.
- 6 . **Have lunch with students as often as possible.** This will help create an atmosphere of trust.
- 7 . **Ensure lessons confirm to a *World Englishes perspective*** (Jenkins, 2003, 2006; Morrow, 2004) . That is, make sure

students are exposed to a wide array of Englishes, which should enable students to find their own voices, rather than reproducing the voices and cultures of native speakers (Phillipson, 1992; Murahata, 2006) . Karchu (2005) is adamant that "myths" and misperceptions about the English language and its spread need to be discussed in the language classroom. In my own classroom experience, students find the study of "other" Englishes liberating. Honna (1995) observed that English is taught in Japan with the goal of reproducing Japanese speakers of American English. The supposed ownership of English in the language classroom resides mostly with those coming from countries like the U.S., Canada, the U.K., etc.-Karchu (2005) contends that these countries make up the so-called "Inner circle" of the English speaking community. The contributions of others outside the "Inner circle" to the English language must be considered. Japanese students are often surprised, as I was, that most Japanese speakers of English will use English to speak to non-Inner circle speakers of English (Karchu 2005, also see Crystal, 2003) . Morrow (2004) even goes as far as arguing for the existence of a distinct form of Japanese English, a claim past researchers in Japan have either made (Tanaka, 1995; Honna, 1990) or have championed (Suzuki, 1971) . Freeman and Freeman (2004) suggest a *linguistic approach*, i.e. to let students explore language as linguists do, and to find out why English-and also their particular form of English-is the why it is. Adopting a linguistic... Adopting a linguistic approach should go a long way, I believe, in helping students build a more possitive

perception of themselves as English speakers.

By doing the above, it should help prevent deindividualization and make incentives for refraining from troublesome behavior more effective.

## **Handling Troublesome Behavior When They Arise**

### **Being late**

Students who show up to class 5-minutes late will not be allowed to participate in the lesson, and will receive an automatic zero for that day's participation points. However, if the student calls prior to the lesson to inform the teacher why he is late, it is up to the discretion of the teacher to allow the student to come late or not.

### **Cell phone use**

Make eye contact with the student and politely remind her that cell phones are not allowed in the class. After the first warning, the student will be asked to leave if she is caught using her cell phone in class a second time. Cell phones that can double as dictionaries are also prohibited. The temptation to use cell phones to send or receive e-mail once they're being used, even when used appropriately, is too much. All cell phones must be turned off. Only if the student informs the instructor prior to the start of the lesson will he be allowed to keep his phone on. Again, the decision to allow students to keep their cell phones on during class is left to the discretion of the instructor.

### **Talking and inattention**

Sorcinelli suggests frequent eye contact with students talking in class and not paying attention to the lesson. Asking students questions is also a helpful strategy to get them back to task. It's also important to ensure that classroom activities proceed at an appropriate pace. Often,

students finish early and must wait until the others are finished. Barker (2006) recommends giving the students who finish early something to do while they are waiting. He also suggests moving around the class, and periodically checking the students' work and comprehension. How can the student take part in classroom activities when they have no idea of what's going on?

### **Being unprepared**

Students found not having textbooks will not be allowed in class. There will be no exceptions to this rule following the end of the forth week of school, a time when all should have a textbook. Students who come to class without a pencil or pen will be allowed to borrow one from a classmate. But, points will be deducted from his participation points. Since students receive a progress report three to four times over the semester, they will have a clear idea of how not coming to class without a pen or pencil affects their grade.

### **Not doing homework**

Students will be allowed to turn in their homework late, but they will receive an automatic 20% deduction. Since homework is handed back the following week, they will have a clear idea of how turning in homework late affects their grade in a timely manner. Students who don't do their homework will be counseled when progress reports are handed out.

### **Sleeping**

Students will receive one warning. After class, the teacher will have a private discussion with that student. If the same student sleeps again during class, she will be asked to leave, and receive a zero for the lesson.

## **Cheating**

Students caught cheating on an exam or homework assignment (i.e. copying someone else's homework) the first time will receive a zero on the exam or assignment. The second time the students will be referred to the administrative office. Academic dishonesty will not be allowed to prevail in the class.

## **Poor attendance**

University policy clearly states that students are allowed to miss three lessons. When students do miss lessons, they will not be able to make them up. Only in extreme conditions will the teacher allow students to make up lessons. From past experience (see Takafumi) the availability of makeup lessons is a strong incentive to skip lessons. Why come to class for 90-minutes when you can do a 40-minute makeup lesson? When students do makeup lessons they will not be awarded any points. When a student receives her progress report, the number of missed lessons will be listed, along with the penalty for being absent. Again, this is meant to reinforce the power of incentives to not miss class.

## **CONCLUSION**

Sorcinelli (1994) notes that "instructors are often reluctant to confront" (p. 365) their students. Teachers are reluctant because they often blame themselves for their students' troublesome behaviors. So, why should the student be confronted or punished? Another problem is that teachers are often unsure of how to confront students. Instead, teachers just ignore the behavior almost altogether. Sorcinelli offers the following advice

Instructors can be sure of two things. First they need to do something.

The longer inappropriate behavior continues, the more acceptable it becomes, and the more difficult it is to stop it. Second it is easier to prevent disruptive behaviors than it is to deal with them after the fact. Establishing a positive climate in the classroom, for example, can avert many problems. (p. 366)

Sorcinelli argues that teachers should create, in her words, "a positive climate in the classroom." Doing so would lessen the likelihood of troublesome behaviors becoming a problem in the first place. Are the rules clearly stated and understood by the students on the first day of class? Do the teachers even know the names of his students?

The importance of action research to solving the problem of troublesome behavior cannot be overstated. It provides the important details necessary for gaining a more complete understanding of the problem and the students themselves. Just conducting action research should go a long way in preventing the problem in the first place by lessening the possibility of the students being deindividualized. By viewing troublesome behavior with a critical eye, unequal power distributions and feelings of powerlessness to control outcomes become more apparent. Troublesome behavior as a form of resistance, though not a new concept (Said, 1978; Canagarajah, 1999) , needs to be further examined. Nonetheless, feelings of powerlessness can be averted by giving students a voice, and a say in how they are taught and approached as students. This can be accomplished by meeting and talking with students on an individual basis, and frequent feedback on assignments, and the administration of periodic questionnaires. These are time consuming, but worth the effort. A combination of more time spent on building relations and making incentives real should help in preventing troublesome behavior before

it becomes a problem in the first place. When problems do arise, handling the problem must show some consistency. Making students apart of the process in a collaborative effort to construct knowledge (knowledge of English in this case) is empowering (Cumming, 2000; Wink, 2000) , and should also reduce the occurrence of troublesome behavior.

Part II of this action research project will be a reflection of the successes and failures of the planned intervention discussed in this paper.

## REFERENCES

- Bailey, K., Curtis, A., & Nunan, D. (2001) . *Pursuing professional development: The self as source*. New York: Heinle & Heinle.
- Barker, D. (2006) . Observing language classes in Japanese universities. *The Language Teacher*, 30 (3) , 11-18.
- Boon, A. (2003) . On the road to teacher development: Awareness, discovery, and action. *The Language Teacher*, 27 (12) , 3 - 7 .
- Burns, A. (1999) . *Collaborative action research for English teachers*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Canagarajah, A. (1999) . *Resisting linguistic imperialism in English teaching*. Oxford, England: Oxford University Press.
- Canagarajah, A. (2006) . TESOL at forty: What are the issues? *TESOL Quarterly*, 40, 9 -34.
- Cummins, J. (2000) . *Language, power and pedagogy: Bilingual children in the crossfire*. Tonawanda, NY: Multilingual Matters.
- Curtis, A. (2006) . Weighing the whys and why nots of professional development. *Essential Teacher*, 3 (1) , 14-15.
- Crystal, D. (2003) . *English as a global language*. (2<sup>nd</sup> Ed.) . Cambridge,

U.K.: Cambridge University Press.

Freeman, D. & Freeman, Y. (2000) . *Between worlds: Access to second language acquisition*. Portsmouth, NH: Heinemann.

Freeman D. & Freeman Y. (2004) . *Essential linguistic: What you need to know to teach reading, ESL, spelling, phonics, and grammar*. Portsmouth, NH: Heinemann.

Freeman, Y. & Freeman, D. (1998) . *ESL/EFL teaching: Principles for success*. Portsmouth, NH: Heinemann.

Jenkins, J. (2003) . *World Englishes: A resource book for students*. London, U.K.: Routledge.

Jenkins, J. (2006) . Current perspectives on teaching world Englishes and English as a lingua franca. *TESOL Quarterly*, 40 (1) , 157-181) .

Hanson, V. (2005) . Idealism and its discontents: Thinking on the neoconservative slur. *National Review Online*. Accessed on September 7, 2006:

<http://www.victorhanson.com/articles/hanson012105.html>

Honna, N. (1990) . *Asia no eigo (Asian Englishes)* . Tokyo: Kuroshio shuppan.

Honna, N. (1995) . English in Japanese society: Language within language. *Journal of Multicultural and Multilingual Development*, 16 (1-2) , 45-62.

Kaplan, R. (1966) . Cultural thought patterns in intercultural education. *Language Learning*, 16, 1 -20.

Karchu, B. (2005) . *Asian Englishes: Beyond the cannon*. Hong Kong: Hong Kong University Press.

Krashen, S. (1985) . *The input hypothesis: Issues and implications*. London, U.K.: Longman.

- Krashen, S. (1997) . *Foreign language education: The easy way*. Culver City, CA: Language Education Associates.
- Krashen, S. (2003) . *Explorations in language acquisition and use*. Portsmouth, NH: Heinemann.
- Kubota, R. (1999) . Japanese culture constructed by discourses: Implications for applied linguistic research and ELT. *TESOL Quarterly*, 33, 9-35.
- Kumaravadivelu, B. (2006) . TESOL methods: changing tracks, challenging trends. *TESOL Quarterly*, 40, 59-81.
- Levitt, S. & Dubner, S. (2005) . *Freakonomics: A rogue economist explores the hidden side of everything*. New York, NY: William Marrow.
- Lewis, B. (2004) . *From Babel to dragomans: Interpreting the Middle East*. Oxford, U.K.: Oxford University Press.
- McVeigh, B. (2001) . *Japanese higher education as myth*. Armonk, NY: M.E. Sharp.
- McVeigh, B. (2004) . *Nationalisms of Japan*. Oxford, UK: Rowman & Littlefield.
- McMillan, J., & Wergin, J. (1998) . *Understanding and evaluating educational research*. Columbus, OH: Merrill/Prentice Hall.
- Morrow, P. (2004) . English in Japan: The world Englishes perspective. *JALT Journal*, 26 (1) , 79-100.
- Murahata, Y. (2006) . What do we learn from NNEST-related issues? Some implications for TEFL Japan. *The Language Teacher*, 30 (6) , 3-7.
- Nunan, D. (1992) . *Research methods in language learning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pennycook, A. (1992) . Introduction: Critical approaches to TESOL.

*TESOL Quarterly*, 33, 329-348.

Pennycook, A. (2001) . *Critical applied linguistics: A critical introduction*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum.

Phillipson, R. (1992) . *Linguistic Imperialism*. Oxford: Oxford University Press.

Richards, J., & Lockhart, C. (1994) . *Reflective teaching in second language classrooms*. Cambridge: Cambridge University Press.

Said, E. (1978) . *Orientalism*. New York: Vintage.

Sorcinelli, D. (1994) . Dealing with troublesome behavior in the classroom. In K.W Pritchard & R.M. Sawyer (Eds.) *Handbook of College Teaching: Theory and Applications*, pp. 365-373. Westport, CT: Greenwood Press.

Susser, B. (1998) . EFLs othering of Japan. *JALT Journal*, 20, 49-82.

Tanaka, S & Tanaka, H. (1995) . A survey of Japanese sources on the use of English in Japan. *World Englishes*, 14 (1) , 117-135.

Walsh, B. (2005) . Economics 101: As Japan's population ages, its universities face bankruptcy as enrollment plunges. *Time Magazines (Asia Edition)*, Jul. 4, 2005.

Weldon, E. (1984) . Deindividualization, interpersonal affect and productivity in laboratory task groups. *Journal of Applied Social Psychology*, 14 (5) , 469-485.

William, M. & Burden, R. (1997) . *Psychology for language teachers: A social constructivist approach*. Cambridge: Cambridge University Press.

Wink, J. (2000) . *Critical pedagogy: Notes from the real world*. Reading, MA: Addison-Wesley Longman.

Yamanaka, N. (2006) . An evaluation of English textbooks in Japan

from the viewpoint of nations in the inner, outer, and expanding circles. *JALT Journal*, 28 (1) , 57-76.

Zuengler, J. & Miller, E. (2006) . Cognitive and sociocultural perspectives: Two parallel SLA worlds? *TESOL Quarterly*, 40 (1) , 35-58.

(セス ユージン セルバンテス・本学講師)

# 龍宮門ノート・二

―浦島伝説のイメージ形成を視点として―

Notes on the Research into the Ryugyu-mon ; Through the Image of the Urashima Legend (part 2)

林 晃 平

HAYASHI Kouhei

キーワード：浦島太郎・寺院・弁財天・伝説・イメージ

## 要旨

寺社建築の門に多く見られる所謂「龍宮造」の門は、一般に「龍宮門」と呼ばれ、江戸期に建立されて以来、現在までにその数は百を遙かに超えている。しかし、この門についてのまとまった研究はほとんどなく、いつごろいった経緯で建立されたのかなど詳細は何もわかっていない。そこで、できる限り現地に足を運び現物を確認し、参考となる文献を調査して、その実態と経緯を明らかにしたいと考える。前回の岩手県、東京都、愛知県、岐阜県に続き、今回は広島・鳥取県・静岡県の調査の報告である。

## 【〇】 はじめに

浦島伝説の研究に関連して、龍宮門の調査をしている。これは直截には今日の龍宮的イメージとその形成過程を究明するための資料整備としての基礎調査である。しかし、ひいては一つのイメージが時代と共にどう展開し、定着していくのかというイメージの文化史的展望を考察することにもなる。

既に近世の文学における挿絵を中心とした調査の結果は、報告発表しているが（注二、現存の龍宮門の調査はなかなかほかどっていない。前稿においては、岩手県四例、東京都三例、愛知県一例、岐阜県四例の計十二例を報告した（注二）。本稿においては、広島県十例と鳥取県六例および静岡県一例の実見した門の調査の概要と問題点をノートの形で報告する。

ここで対象とする龍宮門とは、建築学においては「龍宮造（りゅうぐうづくり）」と呼ばれる形式の門であり、「龍宮門」は通称である（注三）。また、楼門の形式の一つと説明されることが多いが、楼門の二階部分がないものや、鐘楼門の形式も多いので、これらも龍宮門として一括して扱う。

以下、地域ごとに整理して簡潔に述べていく。記述の順序は、まず通し番号の下に寺院の名称を、以降の内容は次に示す各項目の番号に従う。番号が跳んでいるものは該当する記述がないことを示す。

- ①所在地
- ②宗派
- ③山号
- ④形式
- ⑤建立年月日
- ⑥参考文献
- ⑦備考

なお、掲載の写真は稿者の撮影したものであり、門の正面を原則とするが、立地条件や概要把握のために背面や斜めの角度からのものを掲出したものもある。

## 【二】 広島県

### 1 浄福寺（じょうふくじ）

①広島県豊田郡安芸津町風早三八五 ②臨済宗

妙心寺派 ③瑠璃山 ④鐘楼門 ⑤本堂の建立の宝暦年間（1751～63）以降か。

⑦寺の創建は長徳四（998）年という。もともとは山の上にあった天台宗の寺であったが、慶長五（1603）年に福島正則が復興。慶安三年（1650）広島の禅林寺三世虚樞（きょれい）が、石垣の残る現在の地（風早西城の平時の館跡）に隠居寺として移築、改宗。現在は臨済宗妙心寺派。パンフレットや住職の話では、虚樞は隠元を管長にと画策したこともあり、黄檗宗的な発想もあったかとしている。本堂は宝暦年間の建立か。石垣が三期（天正年間（1573～91）・宝暦年間（1751～63）・江戸末期以後）にわたるので、山門もそれから遠くない時代のものか。現在のものは以前の山門が老朽化（傾斜）したため、全面改築し、昭和五十六年に復元再建。以前も鐘楼門であった。鐘は昭和四十七～四十八年頃新鑄。近隣では「何かええもん頂戴」といえば「浄福寺へ行け」といわれたように、浄福寺の門は「ええもん（すばらしい門）」として著名であったという。



1 浄福寺



2-2 並瀧寺・鐘楼



2-1 並瀧寺・山門（背面）

2 並瀧寺（なみたきじ） ①広島県東広島市志和町志和東三四三九 ②真言

宗御室派 ③金沢山千手院 ④楼門 ⑤本堂が再建された明和八年（1771）年

以降か

⑦天平五年（733）行基の開基という。明和八年に本堂が再建され、以後境内の堂宇も順次建立されたということなので、棟札などはなく建立年代は確認できないが、山門もその頃の建立か。本堂は千手観音を安置。仁王門が別に下にあるので、楼門形式の中門である。以前は二階の窓には障子が入れてあったというが今はない。十王像が安置してある十王堂である。境内は、山の中腹にあり、石段を上って仁王門、また石段を上って鐘楼と庫裏があり、さらにまた石段を上って龍宮門の山門と本堂および金毘羅社がある。石段を上がった左脇にある鐘楼は、龍宮門に近い独自の形をした珍しいもので、時期からして後述の尾道市千光寺や鳥取市の本願寺や梅翁院との関わりも考えられる。並瀧寺のリーフレットには、明治期と思われる銅版の境内図が掲載され、現在と同じ伽藍配置が描かれている。本堂の裏山を弁天ヶ岳といい、また境内には金毘羅社もあり、弁天と金比羅という海と龍宮の縁が、門との関わりを想起させる。近年の地震によって漆喰の壁のひび割れや剥落が見られる。茅葺き屋根で正面は葺き替えが終わっているが裏の本堂側はまだである。



4 西金寺



3 光明寺

### 3 光明寺 (こうみょうじ)

① 広島県尾道市 (旧因島市) 中庄町七四九―三  
② 験乗宗・総本山 ③ 龍王山 ④ ⑤ 昭和四十五年頃 それ以前は門らしきものはなかった ⑥

⑦ もと修験道として天台宗寺門派の因島石土 (いしづち) 教会であったが、戦後の昭和二十一年に光明寺を設立、法人認可を得て験乗宗として独立する。現住職によれば、寺の総代長さんがあちらこちらを見て (尾道辺りか)、そういう形に決めたようだ、とのこと。後ろの山が山の名と山号が龍王山なので、それとの関わりもあるか。

### 4 西金寺 (さいこんじ)

① 広島県尾道市向東町歌二二九四四 ② 曹洞宗  
③ 歌島山 ④ 鐘樓門 ⑤ 現在の門は昭和九年建立。それ以前の門は大正十五年取り壊し

⑦ 大正十五年の門の写真あり。鐘樓の銘には昭和二十四年とある。庫裏は昭和三十一年、本堂と観音堂は昭和五十一年建立。

この寺は和泉式部伝説を持つことで知られる。それによれば、和泉式部が厳島参詣のため航行中に暴風 (しけ) にあい、念持仏の観音像に災難を逃れることと寺院建立を祈願したところ (龍神に祈願ともいう)、古江歌の地に無事着くことができ、歓待された。その後、歌に観音像を安置し創建したという (本尊は釈迦



5 持光寺

如来)。和泉式部は後年落魄してこの寺で和歌を教えながら死んだという。左手の山の墓地中腹にその供養塔と伝えられる五輪塔がある。また、「へるを谷」の古池に住む龍退治を村人に頼まれ、観音を念ずると雌雄の雉子が飛び立ち龍王山に姿を消したといい、「へ(経)るをだに(谷)を(惜)しぞとおもふ唐衣たつ(龍・立つ)をきし(着し・雉子)とはたれかいふらむ」和歌を詠んだという。歌という地は和歌を詠むことが盛んな土地柄で、西金寺で歌を詠む人が多かったという。

### 5 持光寺

(じこうじ)

①広島県尾道市西土堂九一二

②浄土宗西山禅林寺

派

③日輪山五却院

④楼門か

⑤江戸末期・弘化三年(1846)頃か

⑦珍しい巨石の門である。しかし、楼門と思われる二階部分や屋根はない。また、石に扉を支えるためと思われる穴が上下に残っているが、石組みなどから穴は当初のものと思われるので、当初から扉を持つ本格的な門であったと思われるが、ずっと扉はなかったという。約二十年前の放火のため現在は柵のような扉を付けている。住職によると、この辺りは、大阪城へ石垣の石を運んだという記録もある石の産地(天狗谷)なので、その石を使ったのであろうとのこと。弘化三年門の落慶を描いた木版刷があるというが、残念ながら確認することはできなかった。正確な年月は未詳でもある。また、門は未完成という見方もあり、仮にそうであるならば、木版刷は落慶ではなく、募金のため刷物の可能性もある。



6 天寧寺

本堂は昭和八年に再建。国宝の絹本着色普賢延命像がある。

6 天寧寺 (てんねいじ) ①広島県尾道市東土堂一七―二九 ②曹洞宗

③海雲山 ④鐘樓門 ⑤昭和二十八年

⑦もと鐘樓は別の位置にあったが、焼けたので、昭和の二十八年に現在地に鐘樓門として再建。釣鐘の銘に昭和二十八年五月とある。



7 千光寺・鐘樓

7 千光寺 (せんこうじ) ①広島県尾道市東土堂一五―一 ②真言宗単立準

別格本山 ③大宝山 ④鐘樓 ⑤明治二十三年

⑦「驚音樓」と名付けられた鐘樓で、正確には門ではないが、一般に龍宮門と同様に見られており、また並瀧寺の鐘樓と似ていることから、ここに掲げる。楼造であるが、鐘は一階部分に釣られてある。二階部分は朱塗り。鐘は昭和十八年に供出したので、昭和二十四年に本尊開帳にあわせて、元禄年間の鐘の形のまに再鑄したという。



8 妙宣寺

8 妙宣寺 (みょうせんじ) ①広島県尾道市長江一―四―三 ②日蓮宗

③本覚山 ④鐘樓門 ⑤江戸後期か ⑦副住職によると、門は近隣の慈観寺や正授院よりも古いと思われるので江戸後期の建立ではないかとのこと。また、寺



10 善昌寺



9 賢忠寺

はかつては山の上の方にあったが、現在地に移転し、参道整備の折に門も現在地に建立したか、という。

### 9 賢忠寺

(けんちゅうじ)

① 広島県福山市寺町四一二四

② 曹洞宗

③ 南陽山

④ 鐘楼門

⑤ 平成六年春

⑦ 以前あった山門(二の門)は回廊式の楼門であったが、空襲で焼失。現在の門は、一の門のあった寺町通りに、住職が中国福建省に行った時に発注し製作されたものを運んで組み上げ建立したもの。欄干の御影石や二階に安置してある木彫の釈迦牟尼如来や十八羅漢像も福建省で作製されたもの。高さ十メートル、幅十五メートル奥行き七メートルという大きさは、併設されている幼稚園の車が入れるように考慮したものという。門を造るにあたっては宇治の興聖寺や長崎の崇福寺の門を参考にしたという。

### 10 善昌寺

(ぜんしょうじ)

① 広島県府中市上下町三四一

② 曹洞宗

③ 護国山

⑤ 明治九年(1876)補修

⑦ 門の建立年代は未詳ながら、明治九年の補修であったからそれよりかなり前に建立されたものと思われる。現在は二階には十六羅漢が安置されている。羅漢像はそれ以前は座禅堂に安置。しかし、本来は山門にあったものと思われるので、



12 梅翁院



11 本願寺

昭和四十年ごろに再び安置されたものという。明治三十四年五月発行の『広島県名所図録』に銅版の境内図が掲載されており、それを見ると門や本堂座、禪堂などの配置もほぼ同じである。

## 二 鳥取県

11 本願寺（ほんがんじ） ①鳥取市寺町二七 ②浄土宗本派 ③選択

山念仏院 ④鐘楼門 ⑤昭和三十四年

⑦旧山門が昭和十八年九月十日の鳥取震災で倒壊。鐘楼門として昭和三十四年秋に再建。岡本工務店の設計施工で、鉄筋コンクリート造。住職によれば、長崎の崇福寺の門を参考に見たと聞いたことがあるとのこと。寺には別に鐘楼を持つ、通称「龍宮の釣鐘」と呼ばれている重要文化財の釣鐘があり、享保十四年九月の奥書を持つ「当寺本尊并洪鐘縁起」がある。

12 梅翁院（ばいおういん） ①鳥取市吉方温泉町二―二四五 ②曹洞宗

③祥雲山 ④鐘楼門 ⑤昭和三十九年二月

⑦近くにある本願寺がこの五年前に龍宮造の鐘楼門を建立した。梅翁院も門がなかったもので、門を建立する機運が起きてきた。また、片山正道先代住職が戦前



14 南苑寺（背面）



13 光明寺

には台湾の曹洞宗台北別院にいて、隣が東和禪寺（東福禪寺）だったので、中国的な寺院の門に親しみがあつた。ゆえに当初は柱も欄干も朱塗りであつたが、平成に入った頃に現在の焦げ茶色に変更したという。吉村建築士事務所（吉村勇・鳥取市御弓町）が設計施行の鉄筋コンクリート造。なお、この寺の門は後述の米子市の法城寺の山門建立の参考となっている。

### 13 光明寺（こうみょうじ）

- ①鳥取市寺町一五三 ②浄土宗 ③正眼山  
④鐘楼門 ⑤昭和四十七年七月

⑦以前は境内が広がつたが、震災後に都市計画による道路拡張で変わった。現在の門の由来は先代の建立したものでないというのが、設計は梅翁院と同じ吉村勇で、施工は加藤邦雄、昭和四十七年七月竣工。

### 14 南苑寺（なんえんじ）

- ①鳥取県東伯郡三朝町三朝二〇五一三 ②臨済宗  
相国寺派 ③万年山 ④鐘楼門 ⑤大正十四年創建の時か

⑦京都相国寺の別院として橋本独山禅師が大正十四年に創建、薬師如来を本尊とし、弁財天を鎮守として安置している。門もその折の建立か。鐘は供出して今はない。寺は山の急峻な斜面に建てられた境内で、門も小振りである。



16 法城寺



15 勝入寺

### 15 勝入寺（しょうにゅうじ） ①鳥取県倉吉市仲之町七四六 ②曹洞宗

③護国山 ④鐘楼門 ⑤昭和三十五年春

⑦建立にあたって鳥取市の寺院を参考にしたとのことなので、年代から本願寺の門と考えられる。そのころあちこちで門が建立されはじめた時期という。倉吉市を見下ろす山の中腹に建てられた寺院で、景観を配慮して建立されたという。

### 16 法城寺（ほうじょうじ） ①鳥取県米子市博労町二一四〇 ②曹洞宗

③要津山 ④鐘楼門 ⑤昭和四十年七月建立。

⑦以前は門がなかった。この近辺ではこの寺だけが門がなかったので山門を建立。人から教えられ、鳥取市の梅翁院の参考にして、門の下を車が通れるように少し大きくして作った。しかし、門の左脇に別に道を造り、車を通すことはなかった。山門と鐘楼を兼ねて一緒にしたらよいと考えた。鐘は朝六時、昼十二時、夕六時の三回自動で鳴らしている。龍神や弁天には関わりがない。この寺は連理の根上がり松で有名だったが、約二十年ほど前に枯れてしまった。

なお、この他に鳥取市には東善寺（とうぜんじ・鳥取市賀露町）と専念寺（せんねんじ・鳥取市青谷町）が未調査の二箇寺として残されている。



17 涼月院（背面）

### 【三】 静岡県

17 涼月院（りょうげついん）①静岡県富士市松岡五〇八一 ②黄檗宗

③円澄山 ⑤平成二年十二月十七日

⑦本堂は昭和五十九年十一月三日に再建落慶。観音の石仏を本尊とする。門は平成二年十二月十七日に建立落慶。宇治の万福寺境内の門を参考にして涼月院に合った小さめの門を作ったという。涼月院は同じ黄檗宗寺院である瑞林寺の境内左傍らにある。

### 【四】 まとめ

これまでに調査できた龍宮門は、まだ全体の三割にも満たない。しかし、およその傾向をつかむことはできている。その一つは、現存の龍宮門には、江戸時代まで遡ることのできるものが少ないことである。多くは明治以降に建立されたものであり、大正から昭和を経て、平成の時代に入った現在もお造られ続けている。

また、その建立に当たっては、各寺院が独自にデザインをしていますが、必ずそ

の雛形になった門があり、それらを参照しているということである。前稿で確認できた岩手県の例のように、今回も鳥取県でイメージの明らかなつながりを確認することができた。鳥取市の本願寺の建立を契機として、勝入寺、梅翁院、法城寺、光明寺という門の連鎖が見られるのである。

もう一つ、気になるのは門の存在する地域に偏りが見られることである。広島県に多く、特に尾道市周辺には八箇寺の門が確認できたのに対して、逆に静岡県においては未だ一例しか確認できていない。こうしたことが、何によるものなのかは、今後の課題であろう。

文学がことばを媒介として耳や文字で伝承されるのに対して、こうしたイメージや形象は視覚を中心とした目や絵で伝承されていくのであろう。従来の伝承がともすれば前者のみに力点が置かれていたのに対して、こうした方面からのアプローチは、伝承という面でも新たな視点を拓くものであると思われる。

注一 拙稿「龍宮のイメージの形成 ―近世の浦島伝説とその周辺をめぐって―」『苦小牧駒澤大学紀要』第8号（2002・11）

注二 拙稿「龍宮門ノート ―浦島伝説のイメージ形成を視点として―」『苦小牧駒澤大学紀要』第12号（2004・11）

注三 『建築大辞典』や『大辞泉』『広辞苑』などは「竜宮造」で立項、『国史大辞典』第13巻・別刷「門」崇福寺三門解説文（後藤治）では、「俗に龍宮造と呼ばれる」と記す。しかし、中村元『仏教語大辞典』では「龍宮門」を項目として立て「龍宮をかたどった門」と説明して崇福寺を例示しているように、仏教界や一般には「龍宮門」と呼ばれているようである。

付記 調査にあたってご多用にも関わらず快くご案内戴いた各寺院住職および関係各位に感謝を申し上げます。

## 龍宮門所在略一覽・第二稿

以下に今日までに知ることのできた龍宮門のリストを示す。既に消失したものや未確認のものが多数含まれて  
いるので誤りもあると思われるが、博雅の教示を乞うために敢て記す次第である。 ○Ⅱ現地確認済

旭川別院

北海道旭川市

興雲律院

栃木県日光市

光福寺

北海道磯谷郡蘭越町

○輪王寺皇嘉門

栃木県日光市

○龍宮閣唐門

北海道小樽市オタモイ

長学寺

群馬県富岡市

○全久寺

北海道石狩郡当別町

福聚寺

千葉県香取郡東庄町

松源寺

青森県西津軽郡鮎ヶ沢町

東漸寺

千葉県松戸市

○石応禪寺

岩手県釜石市

東海寺

千葉県柏市

○洞雲寺

岩手県大船渡市

藻源寺

千葉県茂原市

○建高寺

岩手県東磐井郡室根村

広福寺

埼玉県狭山市

○龍泉寺

岩手県陸前高田市

新光寺

埼玉県所沢市

常泉寺

福島県伊達郡川俣町

鳥居観音

埼玉県入間郡名栗村

善龍寺

福島県会津若松市

青山海蔵寺

東京都港区

光明寺

栃木県宇都宮市

○不忍池弁天堂

東京都台東区

万隆寺

東京都台東区

弘願寺

石川県河北郡加賀爪

○成願寺

東京都中野区

尾山神社

石川県金沢市

○月窓寺

東京都武蔵野市

和倉温泉総湯

石川県七尾市

普門院

東京都北区

松樹院

福井県坂井郡三国町

正受院

東京都北区

○涼月院

静岡県富士市

妙石庵

山梨県東八代郡中道町

○全昌寺

岐阜県大垣市

龍福寺

神奈川県愛甲郡愛川町

○常隆寺

岐阜県大垣市

江ノ島神社

神奈川県藤沢市

○常楽寺

岐阜県大垣市

善導寺

新潟県上越市

○誓安寺

岐阜市弥八町

圓満寺

新潟県刈羽郡西山町

恩任寺

愛知県高浜市

形蔵院

新潟県刈羽郡西山町

○桃巖寺

愛知県名古屋市中千種区

聖徳寺

長野県上伊那郡飯島町

不動寺

三重県四日市市

月窓寺

長野県上田市

西福寺

滋賀県

浄念寺

長野県須坂市

浄光寺

滋賀県蒲生郡日野町

真光寺

長野県南安曇郡三郷村

萬年寺

滋賀県栗東郡栗東町

金竜寺

長野県南安曇郡豊科町

善勝寺

滋賀県神崎郡能登川町

真興寺

富山市

満月寺

滋賀県大津市堅田町

富山別院

富山市

専故院

京都市下京区

桃源院

京都市左京区

慈限寺

大阪府大東市

○阿弥陀寺

京都市左京区

金輪寺

大阪府泉南郡岬町

○法住寺

京都市東山区

仏日寺

大阪府池田市

○石峰寺

京都市伏見区

梅光寺

大阪府東大阪市

○興聖寺

京都府宇治市

瑞輪寺

大阪府豊中市

○万福寺

京都府宇治市

円鏡寺

和歌山県西牟婁郡上富田町

智恩寺

京都府宮津市

十禅律院

和歌山県粉河町

元慶寺

京都府京都市山科区

瑞泉寺

兵庫県朝来郡和田山町

○長建寺

京都府京都市伏見区

千光寺

兵庫県洲本市

西光寺

京都府船井郡八木町

蓮華寺

徳島県三好郡池田町

観音寺

奈良県北葛城郡香芝町

不動院

徳島県板野郡松茂町3

源正寺

大阪府阿倍野区

十楽寺

徳島県板野郡土成町

○竹林寺

大阪府西区

大興寺

愛媛県伊予郡中山町

○九島院

大阪府西区

長楽寺

愛媛県松山市

清寿院

大阪府天王寺区

観念寺

愛媛県東予市上市

邦福寺（統国寺）

大阪府天王寺区

正伝寺

岡山県鴨方町

常国寺

大阪府南区

光明寺

岡山県備前市

正徳寺

大阪府北区

安住院

岡山市

|      |            |        |           |
|------|------------|--------|-----------|
| ○賢忠寺 | 広島県福山市     | 医光寺    | 島根県益田市    |
| ○善昌寺 | 広島県甲奴郡上下町  | 栄泉寺    | 島根県太田市    |
| ○妙宣寺 | 広島県尾道市     | 観音寺    | 島根県浜田市    |
| ○天寧寺 | 広島県尾道市     | 赤間神宮   | 山口県下関市    |
| ○千光寺 | 広島県尾道市     | 福厳寺    | 福岡県柳川市    |
| ○持光寺 | 広島県尾道市     | 無量寿寺   | 大分県狭間町    |
| ○西金寺 | 広島県尾道市     | 妙覚寺    | 大分県大野郡千歳村 |
| ○光明寺 | 広島県尾道市     | 星厳寺    | 佐賀県小城郡小城町 |
| ○浄福寺 | 広島県豊田郡安芸津町 | 武雄温泉楼門 | 佐賀県武雄市    |
| ○並瀧寺 | 広島県東広島市    | 観音寺    | 長崎県野母崎町脇岬 |
| ○梅翁院 | 鳥取市        | 福泉寺    | 長崎市       |
| ○本願寺 | 鳥取市        | ○悟真寺   | 長崎市       |
| ○光明寺 | 鳥取市        | ○崇福寺   | 長崎市       |
| 東善寺  | 鳥取市        |        |           |
| 専念寺  | 鳥取市        |        |           |
| ○勝入寺 | 鳥取県倉吉市     |        |           |
| ○南苑寺 | 鳥取県東伯郡三朝町  |        |           |
| ○法城寺 | 鳥取県米子市     |        |           |

# 封建時代における嫁の地位

— 文学が描く嫁像 —

A Study on the Social Position of Married Woman in Fuedal Japan

高 嶋 めぐみ  
TAKASHIMA Megumi

キーワード…嫁、継承、家長、男尊女卑、主婦権

## 要旨

武家において嫁取婚が確立するに伴い、女性の家督相続や所領相続から排除され、「家」と家長への服従を強いられた。封建社会における家族制度を維持・強化していくために多くの女訓書が出されたが、その代表的なものは『女大学』である。中流以上の女性たちに向けられ、表面的には従順柔和の道徳が説かれているが、これらは儒学の立場から婦人の道徳を説いており、「三従の教え」的色合いであった。一方俸禄や持参金をもたない中流以下においては、家の重圧が弱く女性の労働力が男性に劣らないことから武家社会より女性の地位は高かったとされる。この階層の文学たる川柳には封建意識と背反する色彩があらわれており、婦権の強大を詠んだものが多く、妻が生活実態において相当主体的に行動していることが川柳やことわざから読取れる。封建的夫婦道徳が、庶民の家庭においては權威を有せず、夫婦の協力が生活していくうえで大切であったことから、自然と妻の発言権が大きいものとなったのであろう。

## 目次

- 一、はじめに
- 二、婚姻形態
- 三、女訓書・ことわざ・川柳にみる女性
- 四、杓子権
- 五、おわりに

### 一、はじめに

後期封建制確立に伴う家父長制と身分制社会のなかで、妻の地位は下落の道をたどるとされている。夫婦関係は、鎌倉時代には長幼に過ぎなかったが室町時代には主従となる。<sup>〔1〕</sup>近世の婚姻形態である嫁取婚が一般化するにつれ、女性次第に「家」に従属させられ男性は外、女性は内と性別役割分担も明確になってあらわれてくる。近世を迎え主従関係が重要な意味を持つようになると、武士の生活は家本位となる。幕府を頂点とする近世社会は、武士は軍役、農民は年貢とそれぞれの身分の者が領主に課役を負担することを義務付けられたが、役務を負担するその単位が「家」であつたため、武家法にとつて家の維持・継承が最大の課題となる。嫁としての最大の任務は後継者である子を生むことであり、「嫁して三年、子無きは去る」といわれる所以である。相続の面においても単独相続制が強化され、家長の権限は絶対的なものとなる。

農民の場合も、家長として検地帳に登録されるのは男性であつた。しかし俸禄や財産を持たない中流以下の町人や農民の社会は、女性を含む家族労働により成り立っていたため、武家の嫁とは違い家事のほか生産の面でも

夫の協力者である嫁の立場は弱くはなかった。

本稿はこの時代を背景とした嫁の地位について、女訓書・ことわざ・川柳などから考察を試みるものである。

## 二、婚姻形態

近世的婚姻形態である嫁取婚の成立時期をめぐっては諸説がみられるが、通説は室町期とする。そのなかで室町中期成立説をとる滝川政次郎博士は「成婚の儀式たる婚礼は、室町時代の中ごろまでは、上古以来の慣習に従って、女家において挙げられるのを例としたが、室町中期以来、武家の間に男家において婚礼を挙げることが行はれてからは、庶民皆これに倣って、所謂嫁入の儀式が普通となった。」<sup>〔1〕</sup>とされ、これに対して武家はすでに平安末期に嫁取婚に入り、公家のみが室町期成立であるとする説もある。例えば石井良助博士は、「公家の間では依然として執事婚が行はれていたが、平安朝時代の末より武士の間に迎婦婚が行はれるようになり室町時代に入っては公家もその影響を受けて迎婦婚が普通になった。庶民の間でもこの影響により迎婦婚化する傾向をたどった」<sup>〔2〕</sup>とされている。源頼朝（武家）の娘と九条兼実（公家）の息子の縁組をみると、嫁取か婿取か両家争っており、この時期はちょうど端境期であろうと考えられる。

いずれにせよ我が国の婚姻形態は、遅くも室町期までに前代婚姻形態である婿取婚の名残をまじえながらも嫁取婚が基本となった。ヨメという文字は「吉女」「呼女」「弱女」「佳女」「好女」などがあてられる。「呼女」などは「よばひ」（求婚）の名残の呼び方とも捉えることが出来よう。ムコの文字が「向子」あるいは「迎子」という説からも「呼女」の文字が適当であると考えられる。

嫁取以前にメトリという語があり、この語は女性を捕る—つまり男性による略奪婚を意味し、家父長制度の確

立の頃になるとメトリは夫が妻を迎える意味の妻取となる。

ヨメイリの行事は婿取婚時代のもので、女性が生家や新居で婿をとった後に婿の家へ「行始」（初入）をする。これが嫁の初入、つまりヨメイリであつた。この行事の後に嫁家と婿家との間に交通が開けることになる。この行事の後に嫁が夫家へ仮滞在を始める場合があるが、しかし仮の滞在であるために荷物は実家においてあり、夫の親たちが避居するか死亡した後になって荷物を移して住むことになる。<sup>③</sup>このような習俗が普及してくると、嫁の初入が嫁の入家となり室町以降のヨメトリ婚に混用されヨメイリとヨメトリが同義化してくる。

嫁取の実態は、すでに婿取婚やさらに原始以来の略奪婚・召上婚・進上婚などにみられたが、言葉として文献にあらわれ一般化するのには室町初期以降のことである。文献での初見は、室町初期の『めのとさうし』に「よめいり」とあり、今川了俊が応永年間に書いたものといわれる『今川大双紙』には以下の記述がみられる。

「よめ執之時の火會せをバ。平地門の脇にて。二人の役者。ちやうちんより取出して。たがい三度執ちがへてとほす也。扱らうそくハ白かるべし。」

「御こしよする事。妻戸の左を賞翫するハ常の儀也。さてよめとりの御こしは。のりたる人の右を賞翫するなり。右と云ハ乗手のためにハ左也。然るに大方輿をよするにハ。役人とのばら兩方にねり寄て。左右に膝まづきて。妻戸を押ひらきて。さて御輿の中へ目を見入らずして。長柄を執て。其時力者綱をはづしてまいる也。又長柄に執付とき。力者さしよる也。さて兩方のとびら押よせて。しざりてかしこまる也。のり給ひて後うしろ妻戸をほととたき給ふ時。則左右の役人妻戸を開て長柄を取。然者力者心得て御こしを引出す也。其後左右の長柄を力者に請取せて。手を付て。片手にて妻戸を押とづる也。さて妻戸のぢやう木のある方を上手と云也。御こしをよするをばいさするといふ也。」

「むこ取・よめ執之時の折がみハ引合也。さてうけさする時は。二枚有紙を一枚執て出す也。さて主人輿前に御局の行也。此時御臺の御こし主にても又は親類にても手をかける也。」

「よめ入の時迎の人に輿渡す事。輿を立て。さて互に一禮申て先右の方の長柄を請取せて。聽て左をとらすべし。こしの後よりまわりて請取べき也。」

「むこ取よめ執の難しよの事。肴にも御めしの具足にもあゆのうをすべからず候。其故ハ一年うをなるがゆへ也。」

などの記述がある。これ以降は『狂言記』の「よめいり、よめり」、伊勢貞陸の『よめむかへの事』『嫁入記』などが出されて嫁取婚が一般化すると同時に、婚姻の儀式・礼法が民間にも普及した。ヨメトリとは婿方からの語であるが、これを嫁方からはヨメイリと呼ぶ。

法制史上嫁取婚と呼ぶ婚姻形態は、殊に近世以降「家父長が嫁を取る」のであって、当事者間の合意は私通、不義とされ犯罪視される。当事者間の合意を第一条件としていた上代の婚姻とは全く逆の立場となり、男性と女性の個人の縁組ではなく家と家との縁組となり、女性はその妻というよりは家の嫁という意味合いが強い。一般に家督相続や所領相続から排除され、「家」と家長への服従を強いられた。女性はこの段階で相続者を生む面でも必要とされ、「子無きは去る」といわれた律令語がここで初めて実態を伴うことになる。

江戸時代、婚姻の成立には「許婚」と「婚姻」との二段の手續を経るのが普通であり、この手續は武士と庶民では異っていた。武家法は縁組について、旗本家人令條、享保一八丑年四月廿八日

「願之上婚姻調候外ハ妻ニ仕儀無用之旨

縁組之願申上之、婚儀相調候外ハ、妻ニ仕儀、向後可為無用旨、被仰出候事、」

とある。また旗本家人令條、寛延二年五月朔日

「婚姻調候上ニ而縁組願候儀ハ有之間敷旨

縁組願不差出、内々ニ而引取置、婚姻相調候、追而縁組願候儀ハ有之由ニ候、左様ニハ有之間敷事ニ候間、

向後猥ニ無之様可被心得候、右之通向々江可被達候」(4)

とみえ、許可制をとっていた。縁組を結ぶ前にあらかじめ両家から幕府に対して縁組願を差出し、聞届けられた後結納の取交しを行うべきものとされていた。大名統制の基本法として制定された『武家諸法度』(元和元年)にも、国主・城主・壹万石以上並に近習の物頭は私に婚姻を結ぶべからざる事、とみえ、大名等の私婚を禁じていた。このような許可制をとっていたとは、古く分国法に散見されるが、全国法令としては『太閤条目』(慶長三年)第一条である。私に妄りに縁を結んではならないと規定され、それ以後徳川家康が『武家諸法度』に規定し、三代家光、五代綱吉と踏襲されこれが幕府の婚姻管理の根本をなすものである。(5) 婚姻を利用して徒党を作ることにでもなれば幕府安危にかかわることであるために厳しく干渉していたのである。許可を得た後婚儀(婚禮・盃事・お弘め)を経て真の夫婦となり、武士は男家よりその旨を幕府に届出した。

庶民における婚姻も「許婚」と「婚姻」と二段階を経るのが普通であったが、官司への願出もしくは届出などの特別の形式手続——近現代法にいう要式——は必要なく、普通は他支配他領の者と婚姻する場合のみ領主または代官の許可を受けなければならなかった。「結納」の授受によって男女間に準夫婦関係が生じることが武家法と変りない。

『慶安の御触書』(慶安二年)には、

「朝おきを致し、朝草を蒔り、昼は田畑耕作にかかり、晩には縄をなひ、たはらをあみ、何にてもそれ〴〵之仕事、

油断なく仕るべき事。」「酒・茶を買ひ、のみ申す間敷候。妻子同前の事（中略）」「みめかたちよき女房成共、夫の事をおるそかに存、大茶をのみ、物まいり、遊山ずきする女房を離別すべし」

などがみえ、幕府は妻も含めて庶民の生活をも規制しようとしていた。

夫婦の財産については、夫婦別産を原則としたが、このため夫が妻の財産をその同意なしで処分することは出来なかった。『公事方御定書』に、

「一 妻子之諸道具其外社附之品は構無之事」「一 夫御仕置に成闕所之節妻持参金並持参之田畑家屋敷も可致闕所事但妻之名附にて有之分は闕所に不及事」

とある。学問的には当時の妻の財産は、（Ⅰ）持参動産（Ⅱ）金（Ⅲ）不動産に大別される。（Ⅱ）と（Ⅲ）には妻名義の場合と持参後夫名義になったものがあり、計五種に分類されるが、上記史料にも觀念上嚴格に区別されていた事がわかる。妻名義の諸道具（衣類裝飾品の類）は特有財産であり、処分権は妻が有した。当時敷金（銀）、土産金、化粧料と呼ばれたものは妻の持参金であったが、これらは妻の過失なくして夫より離縁する際には返還義務があつたから、古川柳にも「秋風を防ぐ持参の金屏風」とうたわれ夫の横暴な離縁を防止する「不離縁担保」の働きを伴うものであつた。<sup>⑥</sup> 持参金の多寡は嫁入先に関わるだけではなく、嫁入後の妻の立場にも影響し、ひいては一方的な離縁の防止にも一役果たしたようである。敷金が妻の座を保障することを示すことが『西鶴織留』第二巻第二話にみえる。

「・・・帰しさまに敷銀のことは是非もなし。衣裳手道具も借せといふて、質に置かれては取返しなし。何事も母人に問わねばなりませんと、小袖一ツも借事なかれ、もし姑がつらく当らば此方へ見舞にくるたびごとに。二ツ三ツの鹿子の物をしれぬやうに風呂敷に包ませ幾度にも長持を明らかにして縁を切る合点に

身取まはしたがよいぞ。」

とあり、返還しなければならない荷物もとかく洩られる様子が描かれている。

妻の側から離縁を申し出る場合、持参金の返還は権利としては要求できなかったことは元禄一五年町触に、

「夫之方より妻に暇とらせ候はば、持参金相返可申候、養子又は、妻女房より暇取候はば、持参金は相対次第可任由可申候事」(7)

とみえる通りである。

### 三、女訓書・ことわざ・川柳にみる女性

士・農・工・商・穢多非人と厳格な身分制度の枠がはめられていた江戸時代、この制度を維持するために婚姻は同一身分・格式の家同士で結ぶことが原則とされ、「提灯に釣鐘」「釣合はぬは不縁のもと」などのことわざもある。また「家」の重視によって家長の権威・権限が強まり、嫁取婚が定着すると妻の社会や家庭における地位を低下させた。

江戸時代には、『ひめ鑑』『女大学』『女誠』『女今川』『女実語教』『女小学』『女中庸』『難波江』『和俗童子訓』など枚挙に暇がないほど多数の女訓書が出された。封建社会における家族制度を維持・強化していくための女子教育であり、武士層から農村上層部、豪商などに影響を及ぼした。

多くの女訓書のなかにおいて最も代表的なものが『女大学』である。同書は江戸時代の有名な学者貝原益軒の『童子訓』のなかの『教女子法』をもとに書かれたといわれている。儒学の立場から全一九条にわたり婦人の道徳を説いており、その大部分が妻の道の教示になっており、当時の一般中流の女性たちの道徳を説いている。

「一 婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ、敬ひ慎みて事ふべし、輕しめ侮るべからず。惣じて婦人の道は人に従ふに有り。夫に対する顔色言葉遣ひ懇慇に謙り和順なるべし。不忍にして不順なるべからず。奢りて無礼なるべからず。是れ女子第一の勤也。（中略）女は夫をもつて天となす。返々も夫に逆らひて天の罰を受くべからず。」

夫婦の關係は封建的な主君と家臣の關係にとらえられた。女性 は地獄の使いである、理を曲げて夫に従え、夫は天である、夫に背いて天罰を受けるな、夫が何人の妾を持つとうが焼きもちを妬いてはならない、（中略）。夫と妻との關係は「天」と「地」の關係まで置き換えられている。朱子学は男女の別に嚴格であつたが、武家にもその伝統が醸成され朱子学の理論構成が取入れられたと考えられる。

『和俗童子訓』（貝原益軒）には、

「一 婦人には三従の道あり。（中略）父の家にありては父にしたがひ、夫の家にゆきては夫にしたがひ、夫死しては子にしたがふを三従といふ。（中略）およそ婦人の心ざまのあしき病は、和順ならざると、いかりそむると、人をそしると、物ねたむと、不智なることにあり。凡この五つの病は、婦人に十人に七八は必ずあり。これ婦人の男子に及ばざる所なり。」

『女実語教』においては、

「一 夫はたとへば君のごとし、女は猶従者のごとし。」

『女小学』においては、

「一 夫は天に譬へ、女は地に喩ふ。されば夫の貴きこと天の高きが如し。」

『女中庸』においては、

「一 婦人の幼きときは親に従ひ、壮の節は夫に従ひ、老いては子に従ふを三従の道といへり。三従のなかには夫に従ふ道より外に辛苦はなし。」

など妻の絶対服従を要求している。

奥州白河城主松平定信は、

「女は学問とても敢てなし侍るにも及び侍らず。ただいかにもすなほにありて、しかも嫉妬の心なく、夫を天のごとくたふとみ、神のごとくうやまひ、下をいたはり侍る外になすべき事あらず。」

と、女性には学問は格別必要なく、ただ素直に夫を天のように尊び、神のごとく敬い、下の者をいたわる他にすることはない、と言っている。これが幕府の老中として寛政の改革を断行し、江戸時代後期の名君といわれた人物の言葉である。「男女七歳にして席を同じうせず」と子どもの時から区別され、女性は自分を無にして夫や子どもに服従し、家に溶け込んで暮すことが望まれた。しかしこれは当時の社会が家長権を絶対とする「家」制度によって成り立っていたからである。<sup>(8)</sup> 家父長的な婚姻のあり方は、夫が社会的労働に従事し、その稼ぎを以て妻子を扶養するという原則に基づいている。女性を社会から締め出し、夫の扶養のもとにおくことにより経済的・社会的主体性を奪うことにもなり、後代に完成する妻の無能力制度はこのことの法的表現に過ぎなかったであろう。妻の人格は夫に吸収されてしまうことが家父長的な統一であったといえよう。

『女大学』には性的隔離の原則についても、

「女子は稚時より男女の別を正しくして、仮初にも戯れたることを見聞しむべからず。古の禮に、男女は席を同じくせず、衣裳をも同じところに置かず、同じ所にて浴せず、物を請取り渡すことも、手より手へ直にせず、（中略）他人はいふに及ばず夫婦兄弟にても別を正くすべしなり。」

というように、厳しく誠めている。儒学の影響が強かった武士階級で、この性的隔離の原則が厳しかったことはいうまでもない。鹿児島県始良郡蒲生町の兵児二歳（郷士の子弟で組織された若者集団）の規約「兵児警戒」には性的隔離に関する条文が含まれている。

一 女子には三間遠放るべし語るは勿論許さず

一 女の衣物の下や手の下を潜るべからず但し母祖母などを含む

一 女の衣干竿を別にして同竿にて干すべからず又竿下を潜るべからず

この条文について江守五夫博士は、「母や祖母の衣の下をくぐることをもいましめているのは、単に性的隔離の觀念にもとづくというよりは、婦人一般を不淨視する觀念も作用しているのかもしれない」<sup>9)</sup>と述べられている。

男尊女卑の儒学が社会道德の基本だったこの時代、妻の貞操は血統重視のため特に重んじられた。「貞婦は二夫に見えず」「不義はお家のご法度」であった封建時代、姦夫姦婦に対する「妻（女）敵討」の制度すらあった。『公事方御定書（下巻）』（寛保二年）第四八条「密通御仕置之事」は以下のように定めている。密通した妻は死刑、相手の男性も死刑とされている一方で、妻は夫に対して厳格な貞操義務を負い、違反は死を以て償わされるが、夫は妻に対する刑法上の貞操義務は負わない。武家の家内刑罰権として、姦通の妻及び相手の男性に対する制裁の権利を夫に与えており、夫婦間で明確な差がつけられていた。

「女は三界に家なし」といわれるように、忍従こそが女性の美德とされ、「オナゴは黙ってはいはいと言っていればよい」「西を向けといわれれば三日でも西を向いていよ」「烏が白いと言われれば、はいそうでございますと言っていればよい」ともいわれるように封建社会のもとで泣く女性を数多く産んだであろうことが想像される。

白奴であり家奴である女性たちは、夫のことを「ダンナ様」と召使語で呼ぶことになり、また家父長に服従した。妻側の家父長から夫側の家父長へ死装束（白無垢）を身に付けて贈与され進上されるという意味においては、前者を「呉れ手」後者を「貰い手」といい、また婚期を逸した娘を「売残り」と呼び、また「女は売物」「女房は家の道具」などといわれ、「物」として扱われた時代でもある。先に述べた「妻敵討」などは、女性を道具視する見方が一般的になった例であろう。

また、嫁は自分の家柄よりも低いところから貰うのがよいとされており、「嫁を貰わば木尻から婿は横座から貰え」「嫁は下から婿は上から」「嫁は庭から貰え」「嫁は卑（ひく）い所から貰え」「婿は大名から貰え嫁は灰小屋から貰え」「嫁は台所から貰え」「嫁は掃き溜めから拾え」などといわれたが、財政規模の小さいところから嫁ぐと、支出削減すなわち家政節約を心がけるという意味からこのようにいわれたと思われる。

離縁について、『公事方御定書』では請求権は夫にしか与えられていないことや、「三行半」は夫が妻に宛てて書かれたものであったという事実を鑑みると、根本的には女性の立場を低く位置づける社会体制であったともいえる。しかし離縁に対して行動を起す庶民の妻たちの姿からは、三従の教えなどは少しもみえず、女性が自立した一人の人格としてとらえられていたとも考えられよう。<sup>(10)</sup>

川柳には封建意識と背反する色彩があらわれており、夫婦関係を取扱った句にその傾向が看取される。封建倫理が男尊女卑を説き、妻の夫に対する服従をあらわしたことに対し、川柳には婦権の強大なるを詠んだものが多くみられる。「女房は髪結び亭主は油売り」「女房の一六丁で蔵をたて」「女房は家の大黒柱」「女房は床間の置物」「女房に惚れてお家繁盛」「朝帰りしきいは一の難所なり」「男は妻から」などからもうかがい知ることができる。また「妻の言うに向こうの山も動く」「花を見るつらかと女房過言なり」「めしびつをまたいで亭主叱られる」「女

房は山の神百石の位」「むねぐらを女房関口流にとり」「女房と昼の光は目に見えるところに光あり」など勇ましい妻の姿がうかがい知れるもの、妻に対する最大の賛辞のもの、妻の発言権がもつ影響力の大きさを物語っているものがある。また「家に女房無きは梁の無きと同じ」などは家にとって、梁が大切であるように家庭においては主婦が大切であることを指している。これらの川柳から推はかれることは、封建的夫婦道徳が庶民の家においては權威を有しない事実であり<sup>(11)</sup>、夫婦の協力が生活していくうえで重要なことから、妻の発言権は自然と大きいものとなったのであろう。

女性には嫁に行けば夫家のために働く。家の盛衰は嫁次第といわれたほどに、嫁は婚家にとって重要な生産的労働力であった。

#### 四、杓子権

家が成立し夫が家長として家を代表するのに対し、女性たちは生産的労働と並行して家の中の管理統括を行っていた。古くは、『万葉集』においても主婦権をあらわす歌がみえる。

「隣の君は あらかじめ 己妻離（か）れて 乞はなくに 鑑（かぎ）さへ 奉る」（一七三八抜粋）

珠名娘子という娘の美しさに、道行く人は今日の仕事を忘れてその門に集い、妻を追い出し、乞われもしないのに娘子に大事な鑑を差し出す始末が描かれている。

ゲルマン中世社会では、妻の主婦（Hausfrau）としての権能を「鍵の権力」"die Schlüsselgewalt"とこった。現代法の営造物管理権であろうか。旧中国では主婦のことを「帶鑰匙的」と称する。これは「鑰を持っている人」という意味で、主婦の別名である。中国では、鍵を渡すことは家務を渡すことである。<sup>(12)</sup>金櫃・倉庫の管理の他、

厨房の指揮、機織の指揮監督などが主婦の権能に属した。<sup>(13)</sup>

主婦権の象徴としては、シャクシ・カギなどがあげられる。嫁に主婦権を譲り渡すことをシャクシワタシ、シヤモジワタシ、ヘラトリ、ヘラワタシなどと呼称する。また、エヌシ、ユワラジ（家主）、イエトウジ（家刀自）などという実質上家の主人の地位をあらわす名称もあった。<sup>(14)</sup> シャクシは、食物を分配する道具であり、家族の食生活をつかさどる主婦の重要な持物として主婦権の象徴とされていた。「きのふから嫁に杓子を渡しけり」「請取し杓子は嫁の後盾」「もたれたるあぶなげないのか、杓子」など川柳にも詠まれている。

「カカザに座り、その下手に座った嫁へ、手づから鍋の蓋へ杓子を添えて渡すと、嫁はそれを受けとって、今度は着席をも替るのであって、今まで主婦座にゐた姑は、此後は新主婦の下位に着き、且つ鍋にも杓子にも絶対手を触れてはならぬし、又家計に要する金銭は以后凡て新主婦の財布に出入する」<sup>(15)</sup> とする「杓子渡し」の行事もあった。

主婦は炉の特定の座（カカ座）を占め、食物の管理者となる。不足しがちな穀物をいろいろと工夫しつつ、家族が生きていけるように苦心する主婦の名称を、東北地方では「ヘラトリ」といわれる。一家の主として家長は支配権を持ち、家庭内のことは女性が支配権を持ったが、それを示すものが「シャクシ」であった。

佐渡の民謡に、「添うて六年子も有る仲だ 嫁に杓子を渡しやんせ」<sup>(16)</sup> という歌詞がある。主婦の許しを得ない者は、その家の長男であろうが長女であろうが杓子に触れることは出来なかったため、他家から来た嫁などは及びもつかないことであった。

大牟羅良氏は『ものいわぬ農民』のなかで、農家の若嫁が物事を決定できる立場ではなかったことを紹介している。

「私は行商の初めの頃、『コンニチハ』と訪ねると、女の人が出てきて『誰もいないがんず』と断られることがしばしばでした。「誰もいない」と言っても、そういうご本人がいるのではないか・・・と不思議に思っただけでした。」(17)

婚家にとってよそ者に過ぎない嫁の地位をあらわしていることとされるが、嫁が婚家にとって正式な一員であるとは見做されるのは、姑からシャモジを渡され、その家の主婦としてカカ座についてからであった。「嫁御十年」「嫁住み三年」などといわれるように、この期間は家のなかで何の権力をも持たない修行期間であったことをさしている。

また「ネド」譲りといって、寝室を息子夫婦に譲ることで家長と主婦の地位を譲るしにしてきたところもあり、青森県には、衣類の管理をあらわす「センタク」と言う言葉で、主婦の座の譲渡を意味した例もみられる。(18)

主婦権譲渡が嫁入の翌日に行われている例もある。伊豆七島の新島では、嫁入の翌朝早くに起きて実家へ帰り、マキギ(薪)を一束持ち出して夫の家に戻るが、このときすでに仕事着に着替えており、勝手口から入ってすぐに台所に入り、朝食の支度や前晩の片付けなどをするといわれる。(19)

家の成立に伴い主婦権が誕生したが、男性の家長権と対等であったわけではないことに留意すべきである。

## 五、おわりに

女訓書のもつ儒学に基づく道德観は、武士層から中級以上の町人・農村社会などの女子教育に影響を及ぼした。女性の従属的な道德を説いたものであり、教訓書の代表的なものは『女大学』である。表面的には女性に従順柔

和の道徳が説かれているが、根本には女性蔑視の思想がこめられている。「男女の別を正しくせよ」「夫を敬い事えよ」「男女の隔を固くせよ」「夫に嫉妬し逆らうな」などが列挙された女訓書が世間の圧倒的な支持を得、近代まで読み継がれた。この他多くの女訓書が出され、それらの書を通じて女性は男性より劣る存在であると教えられ、また信じさせられていた。「女のくせに」「女の分際で」「女だてらに」等の言葉は女性差別、男尊女卑思想から発しており、現在も死語になっていない。

その一方で、日々暮しに追われる中・下層階級の女性たちは、夫婦、男女を問わず一家で労働に携っており、女性もそのなかにあつて一人の労働者としての地位は高かった。「産あげて夫遣ふがくせになり」などと川柳に詠まれるように、家庭の管理運営に夫と対等の発言権を持っていたことを窺わせる。また妻の経済力や生産能力が婦権を強化したことは重要であると考えられる。<sup>②〇</sup> 武家社会に発達したとみられる嫁取婚は家父長の統制下に置かれ、それに伴い女性の地位は低下したとされるが、その中にあつて当代第一の公卿・学者である一条兼良はその著『小夜のねざめ』のなかで、「大かたこの日本国は和国とて女のおさめ侍るべき国成（中略）されば女とてあなづり申すべきにあらず」とし、また「今もまことにかしこからむ人のあらば世のまつりごち給ふべき事也」と女性上位であることを記している。

以上にかかわらず、江戸時代の法制度は必ずしも女性差別を本旨としたものではなく、男性の主従関係も女性と同質のものであつた。君主・家長に対する絶対服従は男性の方がより顕著であり、これを女性にも拡大適用したに過ぎない側面がある。

法の条文や法制度より表層的・形式的に婚姻史を論じるのではなく、民間伝承や各種実態的資料を用いてわが国の婚姻生活の実態をより正確にアプローチすることを今後の主眼としていきたい。

## 注

- (1) 滝川政次郎『日本法制史』有斐閣 三五一頁。
- (2) 石井良助『日本法制史概要』創文社 一一四頁。
- (3) 高群逸枝『日本婚姻史』(至文堂) 二〇五―二一八頁、同『高群逸枝全集』第三卷(理論社) 一一二五―一一三八頁、同『女性の歴史』(理論社) 三二七頁。
- (4) 『徳川禁令考』前集第四 二六九―二七〇頁。
- (5) 三田村鳶魚『女の世の中』『三田村鳶魚全集』第一卷(中央公論社) 二六頁。
- (6) 中田薫・石井良助『徳川時代の文学に見えたる私法』(岩波文庫) 一四四頁、中田薫『徳川時代の婚姻法』『法制史論集』第一卷(岩波書店) 四六七―四七五頁、中山太郎『日本婚姻史』増訂版(パルトス社) 九二―九三〇頁。
- (7) 『正保録』第一九卷。
- (8) 江守五夫『母権と父権』(弘文堂) 三頁、大竹秀男『家』と女性の歴史』(弘文堂法学選書四) 三三頁、大井ミノブ『日本女性史』(一一) 歴史教育第一二巻第一号一〇四頁、藤田悠紀子『江戸の女―虐げられた女たち―』国文学 解釈と鑑賞第二四巻第一四号一五四―一五五頁。
- (9) 江守五夫『日本の婚姻 その歴史と民俗』(弘文堂) 一一頁。
- (10) 拙稿「妻の離婚請求再考」『苫小牧駒澤大学紀要第十二号参照。
- (11) 直江廣治『異類求婚譚』『日本民俗事典』(弘文堂) 五六頁。
- (12) 仁井田陞『中国法制史』(岩波全書) 二四四頁以下。

- (13) 仁井田陞『中国の農村家族』（東京大学出版会）二四三頁以下。
- (14) 宮田登『ヒメの民俗学』（青土社）二六九頁。
- (15) 松浦泰雄『民間伝承と家族法』（日本評論社）六三頁。
- (16) 柳田国男、大間知篤三『婚姻習俗語彙』（民間伝承の会）二三五頁。
- (17) 大牟羅良『ものいわぬ農民』（岩波新書）五六頁。
- (18) 高取正男『高取正男著作集第三卷 民俗のこころ』（法蔵館）一四三頁。
- (19) 蒲生正男Ⅱ坪井洋文Ⅱ村武精一『伊豆諸島―世帯・祭祀・村落―』（未来社）一二二頁。
- (20) 家永三郎『歴史家のみた日本文化』（雄山閣）一二二頁。

（たかしま めぐみ・本学助教授）

## 苫小牧駒澤大学紀要 第16号

---

平成18年(2006)年11月20日印刷

平成18年(2006)年11月30日発行

編集発行

苫小牧駒澤大学

〒059-1292 苫小牧市錦岡521番地293

電話0144-61-3111

印刷

ひまわり印刷株式会社

---

紀要交換業務は図書館情報センターで行っています

—— お問い合わせは直通電話0144-61-3311 ——